第 6 回

相模原•津久井地域合併協議会会議録

平成16年9月21日

相模原•津久井地域合併協議会

第 6 回相模原・津久井地域合併協議会会議録

| 次

○会議次	第1
〇出欠席	者名簿
○開	会3
○会長を	いさつ
○議	事
○その他	110
○閉	会

第6回 相模原·津久井地域合併協議会次第

日時:平成16年9月21日(火)午後3時から

場所:津久井町生涯学習センター 体育館

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 議 事

<協議事項>

協議第4号 新市の名称について(継続協議)

協議第13号 慣行の取扱いについて (継続協議)

協議第12号 行政連絡機構の取扱いについて〈継続協議(一部)〉

協議第24号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて

協議第25号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

協議第26号 まちづくりの将来ビジョン (素案) について

協議第27号 都市内分権と地域自治区等の設置について

協議第28号 財産の取扱いについて(財産区)

協議第29号 一部事務組合等の取扱いについて

協議第30号 清掃事業の取扱いについて

協議第31号 消防業務及び消防団の取扱いについて

協議第32号 防災事業の取扱いについて

<報告事項>

報告第23号 各種事務事業の取扱いについて(B・Cランク)その3

報告第24号 津久井郡一部事務組合解散協議会における協議状況等について

4 その他

- (1) 身近なサービスと負担(事務事業一元化の中間報告)について
- (2) シンポジウム、アンケート及びパブリック・コメントの実施について
- (3) 今後の協議会開催日程(案) について

5 閉 会

〈出欠席者名簿〉

〇出席委員(45名)

小川勇夫会長、溝口正夫副会長、小林正明副会長、天野望副会長、

由比昭男委員、山岸一雄委員、小林一郎委員、佐藤賢司委員、三橋豊委員、一戸法子委員、 柴田正隆委員、矢越孝裕委員、小野志郎委員、栄裕明委員、菊地原一朗委員、

八木大二郎委員、串田茂美委員、内田昭和委員、窪田雅詞委員、柳川静德委員、

齋藤久雄委員、中里州克委員、小嶋省二委員、大用順司委員、宮下奉機委員、向山武委員、 西川堯委員、落合宣明委員、尾﨑洋子委員、関戸昌邦委員、湯川齊委員、小嶋重春委員、 荒井正次委員、永井宏一委員、高橋絢子委員、大神田日本委員、石川幸夫委員、

宮﨑嘉博委員、大竹栄委員、前田建二委員、所谷嘉昭委員、永井充委員、髙城正勝委員、森繁之委員、小林弘委員

〇欠席委員(5名)

小磯義範委員、河本洋次委員、根岸清委員、山口幸一委員、田中克己委員

Oアドバイザー

吉田民雄東海大学政治経済学部教授、牛山久仁彦明治大学政治経済学部助教授

〇幹事

山口秀夫幹事長、永井一浩副幹事長、清水東次幹事、矢口五郎幹事

〇事務局職員出席者

田所直久事務局長、内田賢治事務局次長、片野憲治事務局次長、瀬戸雅彦主幹、柿澤一夫副主幹、小林輝明副主幹、齋藤淳副主幹、大塚光展副主幹、菊地原央主査

〇専門部会

宮崎泰男企画部会長、山口和夫総務部会長、大貫勲財務部会長、内藤春雄市民部会長、馬場正行保健福祉部会長、田中勝年経済部会長、小星敏行環境事業部会長、

梶山齊環境保全部会長、松本孝一管理部会長、白井武司議会部会長、矢島博消防部会長、 井上重彦農業委員会部会長、渋谷勝美企画部会副部会長、小澤研二総務部会部会員

〇傍聴者

一般傍聴(60名)、報道関係者(7名)

開会 午後3時01分

◎開 会

○田所事務局長 協議会の委員に交代がございましたので、ご報告を申し上げます。津久井町 観光協会会長でございました久米委員に代わりまして、津久井町観光協会の会長代行でござ います湯川齊様に委員にご就任をいただくことになっております。湯川委員につきましては、 本日、委嘱状の交付をさせていただきましたので、ご紹介をさせていただきます。よろしく お願いをいたします。

本日の相模原・津久井地域合併協議会につきましては、規約によりまして、会議は委員の 半数以上が出席しなければ開くことができないと規定されておりますが、現在45名の方の ご出席をいただいておりまして、本日の会議は規定の定足数を満たしておりますことをご報 告申し上げます。

それでは、定刻になりましたので、小川会長より、開会の宣告並びにごあいさつをお願い いたします。

◎会長あいさつ

〇小川会長 本日は、皆様には大変ご多忙のところ、ご出席をいただきまして、誠にありがと うございます。

只今より、第6回相模原・津久井地域合併協議会を開催いたします。開催に当たりまして、 ごあいさつを申し上げます。

相模原・津久井地域合併協議会は、関係の皆様のご理解とご協力により、本日で第6回目を数えることとなりました。また、まちづくりの将来ビジョン検討委員会につきましては9回の委員会を開催いただき、まちづくりの将来ビジョンの素案を取りまとめていただくことができました。更に、議員の定数等に関する検討委員会につきましても7回の委員会を開催いただき、議員の定数等について取りまとめていただくことができました。委員の皆様には、大変にお忙しい中、熱心にご検討を賜り、この場をおかりして厚く御礼申し上げます。

また、事務事業一元化の調整につきましては、市町の助役等で構成する幹事会を12回、 更には専門部会及び分科会につきましては延べ108回に渡る会議を開催し、協議会へご提 案する事項について鋭意検討してまいったところでございます。本協議会における協議事項 につきましては、本日の協議会をもって全てについてご提案申し上げることとなるものでご ざいます。

また、幹事会等で協議が整った事務事業1,283項目につきましても、全て報告ができるものと考えております。本日の協議を終えますと、お概ね1市3町の合併後の姿について住民の皆様にご提示ができるものと考えております。

今後は、協議の結果を踏まえ、シンポジウムの開催など、住民の皆様とより一層の議論を 交わし、次のステップへ進むことができればと考えております。

本日は、継続協議となっております新市の名称を初め、まちづくりの将来ビジョンの素案 について、更には議会議員の定数及び任期の取扱いなど、住民の皆様にとっても関心の高い、 極めて重要な事項についてご協議をいただく予定でございます。

また、傍聴においでいただいた皆様におかれましても、1市3町の合併協議についてご理解を深めていただく機会となれば幸いに存じます。

本日も実り多い成果がございますことを期待いたしまして、ごあいさつとさせていただきます。

○田所事務局長 ありがとうございました。

◎議 事

○田所事務局長 それでは、次第の3、議事に移らせていただきます。

議事につきましては、協議会規約によりまして、会長が会議の議長となることとなっておりますので、これより議事の進行につきましては、小川会長にお願いをいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○小川会長 それでは、会議に入ります訳ですが、大変気温も上がってきているようでございますので、上着をとって、ひとつリラックスしながら進めたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議長として会議を進めさせていただきます。

委員の皆様には、議事の円滑な進行につきましてご協力をお願いいたします。

また、協議会の会議運営規程におきまして、協議会の会議録を作成することになっており

ますので、会議録に署名をいただくお二人を私から指名させていただきます。大変恐縮ですが、今回につきましては、津久井町議会市町村合併問題特別委員会委員長の宮下奉機委員と、相模湖町議会市町村合併調査特別委員会副委員長の高橋絢子委員にお願いをしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○小川会長 それでは、お二人には、後日、会議録の署名をよろしくお願いいたします。 それでは、議事に入らせていただきます。

初めに、第2回協議会からの継続協議となっております、「協議第4号 新市の名称について」を議題といたします。

事務局から資料の説明をいたさせます。

田所事務局長。

□協議第4号 新市の名称について(継続協議)

〇田所事務局長 お手元に配付しております資料の1ページをご覧いただきたいと存じます。

「協議第4号 新市の名称について(継続協議)」でございます。

新市の名称について、次のとおり協議を求める。

平成16年9月21日提出、相模原·津久井地域合併協議会会長。

新市の名称は、相模原市とする。

2ページをお開きいただきたいと存じます。

参考でございますが、編入合併の場合は、編入する市町村の法人格が継続することから、 編入する市町村の名称とすることが通常でございますが、編入する市町村の名称を変更する ことにより新たに制定することもできることとなっております。

なお、編入合併に伴って市町村の名称を変更する場合は、地方自治法の規定により、予め 都道府県知事に協議し、条例で定める必要があるものでございます。

以上が、「協議第4号 新市の名称について」の説明でございます。よろしくご協議いた だきますようお願いいたします。

○小川会長 只今事務局から、「協議第4号 新市の名称について」説明がありました。

ここで協議に入らせていただきたいと思いますが、大変恐縮ですが、ご意見、ご質問等が ある方は、挙手をしていただければ、私からご指名をさせていただきます。その上で、お名 前を言われてからご発言をいただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。 また、できるだけ多くの方にご発言をいただきたいと考えておりますので、ご発言はなる べく簡潔にお願いしたいと存じます。

なお、新市の名称につきましては、第2回協議会において提案をして以降、本日で5回目の協議となっております。これまでの協議では様々なご意見が出ておりますが、前回の協議会では、再度持ち帰って検討いただき、本日結論を出させていただくこととなっております。この点をご理解いただきましてご協議いただきたいと思います。

それでは、只今の説明に対しましてご意見等がございましたら、お願いいたします。 小野委員さん、どうぞ。

〇小野委員 城山町から出させていただいております、小野でございます。本協議案件につきまして、委員として意見を申し上げたいと思います。

城山の委員として、本案件につきまして、「さがみ市」、このことを提案させていただいてきました。その根拠としまして、工業都市として成長、発展をされてきた相模原市、そして県民の水瓶でもあります水源地、津久井地区、この両地域が合併、要するに新しい新市作りをする場合に、そのお互いの特色を尊重した、そういうふうな観点から新市の名称として「さがみ市」を提案し、その主張をしてきた訳でございます。

その他に、新市になって政令市を目指す。そして、やがて道州制への移行。この時に相模の国として中心的役割を果たしてもらいたいなと思う、次世代の方たちのことも念頭に置いて主張してきた訳でございます。

今、日本各地でそれぞれの市町村合併が論じられ、協議がなされている訳でございます。 平成の大合併、このことでございます。この合併を取り組むに当たりまして一番重要なこと は、いかに国家観、このことを明確に持つか。このことは私は非常に大事であると、そのよ うに考えてこのことに取り組んでおります。この国の今までの歴史がどうだったのか。特に、 戦後60年のこの国の歩みをよく検証し、認識をし、そしてそのことの現状のこの国のあり ようはどうなのか。そして、一番大事なこの国をどうしたいのか。このことが平成の大合併 で最も重要な観点であると私は認識しておる次第でございます。

この合併を取り組むに当たりまして、今申し上げました国民としてこのことをどのようにとらえるのか、この国のために何ができるのか、このことでございます。合併をする、しない、この両論あろうと思います。しかしながら、この国の一員である以上、この平成の大合併は、我々の権利であり、義務であるはずでございます。合併をする権利と合併をしなければならない義務、つまり大義でございます。

140年前、京の都で1人の若者が命を落とした訳でございます。坂本竜馬でございます。 ――やがて終わりますので、もう少しお聞きください。申し訳ございません。竜馬は、この 国の将来を憂って、薩長連盟を成立するため奔放し、そして、やがて来る明治維新、この近 代化の扉をこじ開けるために命を落としたはずでございます。この案件におきまして、若い 委員の皆様から公募の意見も出されております。この貴重な意見を尊重しつつも、私は、こ の竜馬の精神を、この大義をもって、新市の名称につきましては「相模原市」とすることに 同意するものであります。

〇小川会長 いかがでございましょう。他にございませんか。とり訳、提案の内容に反対する と申しますか、異なるご意見ございましたら、ご発言を願います。

それでは、特にご意見が無いようでございますので、お諮りをいたします・・・。 はい、どうぞ。では、柴田さんかな。

〇柴田委員 ありがとうございます。相模原の柴田でございます。

私どもは先般より、公募を是非してもらいたいというようなお話を進めてまいりました。まず前段で、ちょっと私どもが合併に反対しているかのようなとらえ方をされている節もありますので、私も基本的に合併には賛成です。大賛成ですが、そこの過程、プロセスを大事にしていかないと、今後、このまち、大きなまちという枠が変わっていく中で、行く行く大きな問題を抱えていってしまうのではないか。そのシンボリックなものが、この新市の名称。この地域のシンボルとなるものをつける過程で、余りにも早急な、性急な、結論を急いでいくことに非常に懸念を抱いています。これが一つのシンボルになっていって、全てのことがこのように決まっていくことに対しては懸念を表明しておきます。そこで公募というお話をしてきましたが、会長に是非お伺いしたいんですが、逆に、何故公募にしないのか、何故公募は駄目なのか、その点をちょっとお伺いしたいと思います。

○小川会長 私への質問ですね。公募というご意見が多いとすれば、その方向に行くかと思います。

それから、今度は会長ということでなく、相模原市長の立場から言わせていただきますと、この新市の名称は、新市の名称であると同時に、今の相模原市からしますと、市の名称を変える訳ですから、この協議会で例えば変えるという、例えばですよ。公募にする、しないということとはちょっと別なんですが、このことは、相模原市議会、今の。或いは相模原市民の意見をよく聞きませんと、私の相模原市長としての立場では賛成しかねるんですよ。新市の名称を、いわゆるここで変えるということについては。

従いまして、その公募につきましてもそれに準じた考え方で、ここで皆さんが公募せいということをお決めになるのは一つの結論かもしらぬけれども、市民に問い合わせてから、私としてはこれへ対応したいなと思っております。

- **〇柴田委員** ありがとうございます。引き続きよろしいでしょうか。
- 〇小川会長 はい、どうぞ。
- ○柴田委員 会長のおっしゃることもよく分かるんです。名称を変えるならば市民に問わなければいけないという気持ちも分かります。もう一つ、3町の皆様の方から申し入れがあって、新市の名称について、これは語弊があるかもしれませんが、余り強く言えないというお立場も重々察しております。理解しています。ただし、変えるというならば市民に問う必要がある。では逆に、変えないというのであれば、このチャンスに、この市の枠組みが大きく変わるこのチャンスの時期に市の名前を変えないということも問うべきではないのかなというふうに思います。

私ども、先般の合併協議会の席上、アドバイザーの先生からこういうご発言がありました。相模原市民はインテリジェンスが高いから、合併のことは皆さん、よく承知をしておられる。だから、今あえてそこまで問う必要はないのではないのかなというようなお話がございました。私は、果たして相模原市民の方たちが、若しくはこの1市3町の皆さんが、どこまでこの問題を真剣に自分達のものととらえて興味を持たれているか、どこまで啓蒙活動が浸透しているかというところには甚だ疑念がございます。この段階でどうしても任意合併協議会の今日に新市の名称を決めなければいけないという理由が、やはりちょっと私どもには分かりかねます。公募にしない理由が、名前を変えるのであれば市民に訴えなければいけない。では、名前を変えないのであっても、私はこの市民の皆さんにちゃんと民意が反映する形で訴えていくべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

- 〇小川会長 私への質問ですか。
- 〇柴田委員 はい。会長にご質問です。
- ○小川会長 先程言いましたように、この協議会で私が相模原市の市民に、新市の名称を変えるということ、或いは公募をするというようなことについて問いかけをしていませんので、私としては賛成はしかねる。

それから、3町の方々も真剣に今までこのことについては取り組んできてくださっておりまして、今まで新市の提案が具体的にあったのは、1町と言ってよろしいんでしょうか。失礼かもしれませんが、そういう関係でして、他の2町の方々からは特にそういう提案もあり

ませんので、2町、それから1市ですね。ございませんので、ここで新市の名称については 提案のとおり相模原市とするということを皆さんでもしお決めになれば、それが多数でお決 めになれば、それで何ら差し支えないことと思っております。

もしご納得いただけ無いようだったら、こういう時にアドバイザーさんがいらっしゃいま すから、先生にお願いしてもいいんですよ。いやいや、どっちでも。

- ○柴田委員 それでは、是非吉田アドバイザーの方から。
- **〇小川会長** いや、ちょっと待ってください。いやいや、あなたから指名されてしまうとあれなんですが、三橋さん、いかがですか。
- **〇三橋委員** 今の公募の件についても併せて発言させていただきます。

市名を変更するという、そういうご意見ですが、相模原市民として長く親しんできたこの名称であり、到底理解できるものではないと考えます。相模原市は、昨今、他県から、或いは他市から色々な団体、組織の方々が相模原市に研修に来られます。先般も関西の方からもお見えになりました、相模原市を勉強しようと。また社会福祉協議会の場においても、福祉の面においても他市から研修に来られます。私、相模原市というものは全国的に大変メジャーになったなと実感と自負をしております。そういう意味で、相模原市ということをまず変えるものではないということを申し上げておきます。

只今の公募のご意見ですが、公募そのものに反対するものではございませんが、よしともしない。相模原市、ここ四、五年の中で、色々公募によって決めた事例がございます。それは地域での公募であったから許されたのかも分かりませんが、公募をしてその最大公約数をとった、或いは公募第1位を優先したという例も、私の回りではこれはなかった。あえて2位、3位を選んだという例もございます。また、最少公募者のを取り上げて、それを採用したと、そういう例もございます。これは、明確に申し上げますと、新しい小学校が3校できました。そういう中で校名設定協議会を設定しまして、その中で大変苦慮した結果、そういう形で決めた訳ですが、現時点では断トツのトップに投票された方々も大変ご理解を示していただいておる。喜んでいただいているという経緯がございます。

公募というものは何故よしとしないかといいますと、公募した時点で色々な団体がそこに介入、或いは思惑等々、色々なものが起きてくるということがあり、或いはあったということですね。今回、この市の大きなものを変えるということでそういう介入があっていいのか、大変疑問に思います。ですから、公募ということを提案するからには、過去の事例を検証し、勉強し、そして公募するからには、その手順、方法、ルール等々も併せてこの場に提案すべ

きであると。それでないとなかなか理解は得られないのではなかろうかなと私は思っております。

また、先程城山の方から、政令都市、或いは道州等々の大変雄大なお言葉をいただいた訳ですが、私も全く同感です。今回、この協議会の場で、まず、大変失礼ながら、編入というものが皆さんの合意のもとになったということですね。また、市名を変える、変更するということになりますと、それなりの予算が伴ってくる。そうしますと、合併という、何故合併するのか、その趣旨説明からしてもやはり反するのではなかろうかなと思っています。

やはりこの合併は、相模原市、津久井4町の合併でこれが終止符を打つものではない。まだまだ大きな合併というものは近年中にあり得るというふうな考えを持つならば、私は、この新市の名前は「相模原市」で、この合併協議会の機に変更ではなく、今後、多くの市民からそのようなご意見が出た時に改めて考えるべきことであると、そのようにご提案申し上げます。

〇小川会長 ありがとうございました。

他にございますか。

どういうこと。同じご意見ですか。繰り返しだったら、ちょっとすみません。

- ○柴田委員 繰り返しではありません。
- 〇小川会長 はい、どうぞ。
- **〇柴田委員** すみません。貴重な時間をありがとうございます。柴田でございます。

この合併の新市の名称というのは、私、本当に何度も申しますが、シンボリックなものだ と思っております。この合併協議会自体が本当に民意を反映しているのかどうか、私達は一 委員として責任を持って考えていきたいと思っております。

先般、こちらの合併協議会が全て民意を反映されているというようなご発言もございましたし、いただいているというふうに聞いておりますが、私ども、新聞報道でご存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、今のこの合併についてどの程度の認識をされているかということを任意でアンケート調査を実施させていただいております。本当に民意が反映されているのか、新市の名称は本当に今の決め方でいいのか、5回の協議、4カ月弱の協議で本当に民意が吸い上げられたのかどうかは、このアンケート結果の発表をもって皆さんに再度ご一考いただきたいと思います。

アンケートのサンプル数は、目標を2,000としております。相模原市内、20代から60代、各地域に満遍なく割り振るようになっておりますし、電話をする曜日もきちんと割

り振っております。時間帯も割り振っております。現在、そのうち約1,000の電話をさせていただきまして、そのうち回答数が現在575、回答率57.4%。合併の――これは新市の名称に関するものではございませんが、合併にどの程度、皆様が認識されているのと現実との乖離があるか、合併のことに対してどの程度興味を持っていらっしゃるか。賛成29%、合併ですね。反対17%、どちらでもいい22%、分からない32%。

この結果をどう読み解くかは、合併協議会の皆さん、一人一人、責任ある委員として考えていただきたいと思いますが、私は、分からないが32%、どちらでもいいが22%、足しますと54%の人がいまだ判断もつかないし、理解もできない状況で、ここで性急に新市の名称を決めることは本当に民意を反映しているのかどうか。果たして、前回ご発言がありました、皆さんがよくこの合併のことに興味を持って、理解してくれているという言葉がイコールになるのかどうか。本当の意味で素晴らしい地域の枠を新しく作り上げて、後世に残す素晴らしい合併にするためには今何をしなければいけないのか。何故そんなに今、名前を早く決めなければいけないのか、私にはどうしても分かりかねないので、公募という形を最後までお願いします。

公募の有効性は、公募によって合併問題が、合併という素晴らしいこれからの大きな事業がこの相模原と津久井という地域にあるんだということを多く知らしめることができると思っているからです。結果、「相模原市」であっても、私はそれでいいと思います。ただし、今このような性急な形で今の名称にしていくことに関しましては、委員として賛同できないのが、このアンケートをもってしても、私達の出した結果でございます。

- **〇小川会長** 分かりました。いいですか。
- 〇柴田委員 はい。
- **〇小川会長** 他に特にございませんか。

ございませんでしたら、どうでしょうか。この際、この前、吉田アドバイザーからご意見いただいたんですが、牛山アドバイザー、いかがですか。この新市のこと、新市の名称ですね。或いは公募というような全国にも幾つか例があろうかと思うんですが、もしアドバイスがございましたら、ひとつお願いします。

〇牛山アドバイザー 牛山でございます。

公務等と重なりましてたびたび欠席いたしまして、大変申し訳ございません。

今の名称の問題ではかなり議論があるということで、議事録等から拝察しておりましたが、 専門的な立場からのアドバイスということでございますので、そういうことになるべく限っ てお話しさせていただきたいと思うんですが、やはり、もちろん、今、柴田委員から、そういうことはできるだけ民意に沿って広く決めるのだということそのものは、私もそうだと思うんですけれども、制度の問題として言わせていただきますと、参考資料にありますように、「編入する市町村の名称を変更することにより新たに制定することもできる」という制度になっている訳でございます。すなわち、先程三橋委員からお話がありましたように、或いは相模原市長からお話がございましたように、これは相模原市議会の決定によるということになる訳でございます。言い方としては大変失礼かもしれませんが、法人格の消滅する3町につきましては、これについて決めることができない訳でございます。

従って、そういうことについて諮るのであれば、やはり相模原市議会においてどうなるのかということ、或いは合併した後、合併した新市の全ての住民の皆さん、そして新しい議会の議員の皆さんがどのようにお考えになるのかということがやはり地方自治法の規定だということになるかと思います。

従って、ここで公募という形でもちろん議論して、それに決定されれば、そのことを相模原市議会がどのようにお考えになるかということになるかと思いますけれども、あともう一つ、私――私、実は相模原市民でございまして、非常に気になっているのは、この3町の皆さんが、やはり色々な状況の中で、色々な思いの中で合併なさる。編入合併なさるということを決められた。そのかわり何とか地域の自治は残していきたい、また3町の名称も残していきたい、そういう思いで地域自治区というものを望んでいらっしゃる。それを決めていこうというふうな議論がございます。そういたしますと、私、相模原市民の立場にちょっと戻らせていただきますと、この合併によって3町の名称は残る訳ですね。しかし、ここで「相模原市」という名称について変更するということになりますと、地域自治区を設定しない「相模原市」の名称は消滅してしまう訳ですね。こういうことを、それこそ参加、協働の時代にあって、相模原市民の皆さんに諮らずに決定ができるのかというやはり疑問がございます。

従って、ご提案の趣旨は大変いいと思いますし、私も個人的に色々ないい名称はあるかと 思いますので、やはりそれは現行の相模原市議会の中で名称変更の取り組みをされる、或い は新しくできた新市の中で全ての住民の皆さんと全議員の皆さんで議論されて、新市の名称 変更を考えるというような方が、合理的かつ制度に合致しているのではないかというふうに 思います。

以上です。

〇小川会長 ありがとうございました。

他にございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○小林副会長 実は、参考までに、今、柴田委員さんの方から、市民の関心度という問題で、 それをアンケートという形で、公募という形で名称を公募する意味合いは、市民の皆さんに 関心を高めてもらう一つの媒体として位置付けられていると思います。そこで、先程の電話 アンケートの結果、54%ぐらいの方が、どちらでもよい、分からないという、そういう状態であると、こういう貴重な提起をいただいたんですけれども、実は城山町も、平成14年 10月から11月にかけて住民アンケート調査をやった訳です。その結果を参考までに短時間のうちに言います。

全体を100%にすると・・・

- ○小川会長 新市名に関係ありますか。
- ○小林副会長 いや、ちょっと参考までに。45.5%の方がアンケートに答えられました。 それから、54.5%の方が回答されませんでした。そして、回答された45.5%の方の 中で、合併に賛成という方は50.5%だったんですね。残りの方は、反対の方もいらっし ゃいます。どちらとも言えないという方もいらっしゃいます。そういうことで、先程54% が分からないという方がいらっしゃるということで、関心度の問題で指摘されましたけれど も、城山の実態も、回答されない方が54.5%、それから、全体から見ますと70%ぐら いの方が、この合併に対してまだまだ結論を出す状況ではなかったというのが平成14年度 の実態であります。だから、これをどう城山町長として関心を持っていただいて、じっくり と議論する中で、判断材料を提供した上で私は住民投票をやっていこうと、こういう考えで いることを付言しておきたいと思います、参考までに。
- ○小川会長 では、小嶋委員さん、どうぞ。
- 〇小嶋(省)委員 津久井町の小嶋でございます。

前回、私は提案をさせていただきましたけれども、今、柴田委員からの公募の話も前回も 出ています。それから、城山の今、小野委員からも意見が出ましたけれども、少なくとも、 この新しい新市が今まで誕生する過程の中で、色々とこの名称については議論をしてきまし た。ずっと継続、継続で来ている訳ですね。その中で、いつも提案がされて、色々なご意見 が出た。先般申し上げましたように、新しい新市が誕生して、それで新しいまちづくりを進 めていく上で、例えば名称を変える必要が出てきた時、或いはその名称を変えるメリット、 デメリットを、その新しい新市のまちづくりの中で、またその名称については更に議論して いただくと。

ここは、私が申し上げるまでもなく、合併の基本4原則ですから、これまで議論をしてきたことを大切にして、小野委員からお話が出ましたように、「相模原市」という意見も出た訳ですから、できましたら、私としては、そういう形でこの協議会はまとめていただきたい。新市が誕生した後に、また名称の必要性とか、先程申し上げたように、名称を変えるメリット、デメリットがあった時に、新市のまちづくりの中で更に議論をしていただいて、そこでご検討いただくということがいいのではないかというふうに思います。そういうふうに提案させていただきたい。

〇小川会長 ありがとうございました。

他にございませんか。

どうぞ、小嶋さん。

〇小嶋(重)委員 ビジョン検討委員会の小嶋です。

この協議事項については、やはり原案どおりとするのがよいと思います。まず第1に、相模原市民の心情、それから相模原市の立場、これをやはり尊重するのが、今の場合、順当であると思います。3町からの申し入れを受けていただいた、この協議でありますので、編入合併ということ。従って、3町側から見れば、3町の名前も残る訳です。そして、地名というのは余り変えない方がいいのではないかという考えを私は持っております。安易に地名というのを変えるのは好ましくないという意見も学説も結構多いと思います。

また、市名を変更すると、そのために市の予算も当然かさみます。また、民間の法人も個人もそれなりに相当の出費が当然必要であります。イメージチェンジであるとか、合併の理解のための効果であるとか、宣伝効果であるとか、そういうものはそう高いものだとは私は思っておりません。

また、編入合併でありますので、合併のため、合併の時の変更は必要ないのではないでしょうか。そして、いつまでも継続協議では、他の協議がどんどんここまで進んできておりますので、余り好ましいとは思えません。今回の協議会で決めるという申し合わせになっておりますので、この際、採決によって決めるのが一番よいのではないかと、そのように思います。

以上です。

〇小川会長 ありがとうございました。

他にございませんか。

では、どうぞ、永井委員。

〇永井(充)委員 ビジョン検討委員会の方から出ております、永井充と申します。

先程相模原市の柴田委員の方からお話がございました、その意見に賛同するものでございます。住民に問う、また住民参加という観点から、公募という過程が非常に重要だと考えております。その過程が非常に重要ということで、公募という形で是非本協議会でもご検討いただきたいと思います。

以上です。

○小川会長 それでは、どうしますかな。どうしましょうかね。採決しますか。いかがでしょうかね。採決で決めてよろしいかどうかですね。いかがですか。どうしますか。ちょっとこの扱いについてひとつご意見をください、どうするか。採決するのか、どうするか、ちょっとご意見いただけたらありがたいと思います。

はい、どうぞ、お願いいたします。

〇向山委員 津久井町の向山です。

5回の会議の積み重ねを尊重していただいて、是非本日は、採決というふうな先程もお話が出ていますように、過去の5回の議論を尊重していただいて、採決という方法で結論を出していただけたらというふうに思います。

〇小川会長 只今採決というご意見なんですが、これに反対のご意見ございましたら。

無いようでございますので、それでは・・・

小野委員さん、どうぞ。

- ○小野委員 採決に反対するものではございません。ただ、私の考え方を冒頭示させてもらいました。やはりこの国のありよう、このことが軸にあって、この力で若い方の意見を採決という形でやるよりは、私は一呼吸置いていただきたいと思います。それは会長に是非、例えば暫時休憩をとるとか、また別の方法で。採決というのはどうなんでしょうか。今のこの――私は決して反対ではないですよ。このことを私の意見として申し上げたいと思います。
- 〇小川会長 いかがですか。

それでは休憩をしたいと思います、10分間。3時55分、再開をいたします。よろしく お願いします。

休憩 午後3時44分

〇小川会長 定刻になりましたので、会議を再開いたします。

新市名につきまして色々とご意見があった訳でございますが、特に、この際、この問題の 取扱いについてご発言があれば、お聞きをいたします。

はい、どうぞ。

○宮下委員 津久井町の宮下ですが、この件については、先程言われた柴田委員の方も、次回 の会議で明確な採決の方法によれば採決でもいいという発言が、確か、私、あったと聞いて おります。

それから、先程のアンケートの件が出ておりますが、5回、6回目の協議でそういったことが出てくるというのは、私はちょっと理解しがたいな、そう感じますし、何より、先程のアドバイザーの方から言われましたように、ここで決定しても、真の決定は新市の議会に委ねられる、そういった部分もありますので、是非ここで採決で決定していただきたいと思います。

以上です。

〇小川会長 分かりました。

特に・・・

では、佐藤委員さん。

〇佐藤委員 相模原の佐藤です。

私も、先程津久井の小嶋委員さんがおっしゃったことに全く同感であります。

それからもう一つ、先程柴田委員がアンケートの件をお話しされておりました。新聞等で聞くと、3千名のアンケートをとられるというようなお話も承っておりますけれども、その中間発表という形の中で、1千名の方の意向を確かめた結果、こうでした。50数%の方がというお話をされましたけれども、私は、この場で中間発表の数字を出されてパーセントを言われても、それが全ての市民、町民の答えであるとは認識しておりません。ですから、その数字に関しては、ここの次元と全く別の段階でとらえた方がいいだろうと私は思っております。

それから、このことについては、過去、もう4回も5回もやってきて、常に延ばしてきて、 大事に取扱ってきた大きな課題でもありますから、それから前回の5回の結果においても、 次の回にはみんなで総意で答えを出そうよと結論が出ている訳ですから、委員長には粛々と その方向で進めていただきたい、こんなつもりでおります。

〇小川会長 ありがとうございました。

それでは、この問題につきましては採決をしたいと思います。採決と申しましても、拍手によって採決をしたいと、このように思います。

はい、何でしょうか。

○柴田委員 すみません、何回もお時間をとらせます。私、前回もお願いいたしましたが、拍手採決ですと賛成、反対が明確ではございませんので、是非、採決をとられるのであれば、挙手をもっての採決をお願いしたいと思います。

また、ちょっとアンケートに関しまして誤解を生じたようでございますが、アンケートは、このような合併協議会の進め方に対しまして、JCとしてやはり民意を反映させなければいけないということで、急遽、9月に決定したものでありまして、今の段階で発表するのが一番早いスピードで、なるべく急いでサンプル数の確保をした努力の結果でございます。だから、その点だけはご理解いただきたいと思います。数字もそれほど差異が出るとは思っておりませんが、その点だけ、JCの一つの努力の結果として出ているものでございますので、誤解なきようお願いしたいと思います。

採決におきましては、挙手をもってのものをお願いしたいと思います。

- **〇小川会長** 挙手ですか。挙手とおっしゃっているんですか。ちょっと聞き取れない。挙手と おっしゃいましたか。挙手ですか。
- 〇柴田委員 はい。
- 〇小川会長 はい。

はい、どうぞ。

○三橋委員 再度恐縮です。相模原の三橋です。

先程、採決はいかがなものかというご意見も、ご提言もございました。また、今、宮下さんからの採決を求めるというようなご発言もございましたが、やはりここは会長の職権だと思っています。会長は、今、議長を務めておられる訳ですから、会長の職権で、今、拍手を求めるというようなことのご発言があったんですから、そういう形でやっていただければ幸いです。

以上です。

- 〇小川会長 どうぞ。
- ○矢越委員 ビジョンから出ております、相模原の矢越でございます。

今まで新市名のことで相当数議論をされているかと思いますけれども、50名ぐらいですかね、この合併協議会は。その中で、幾ら数が少ないとはいえ、今、今日は2名ですかね、公募だと言っているのは。私は別に「相模原」でいいと思っている人間なんですけれども、同じ仲間として思うに、70万都市になろうとしている中で、たった50名もまとめられないで、いかにして合併かなというのが今さらながら思うところであります。

この辺に関しましては、だからやみくもに延ばせ延ばせということを言っている訳ではご ざいません。ただ、もう少し踏み込んだ議論というものをしていく方がよろしいのではない かなと私は思ったので、一言ご意見を述べさせていただきました。

以上です。

〇小川会長 他にございませんか。

ございませんようですので、拍手による採決をしたいと思います。 はい、どうぞ。

- ○小林副会長 会長さんのお言葉ですけれども、規約上は満場一致というのが原則的な形態で、どうしても一致できなければ、3分の2以上の可決という形で成立要件になっていると思うんですね。可決要件ですね。ですから今回も、公募の提案者である柴田委員が言われている以上は、ここはきちんと、拍手でなくて、挙手で賛否を問うべきだというふうに思います。その方が一番鮮明に出ると思いますので。これは別に亀裂が云々という問題でなくて、はっきり態度をさせるという意味では、是非そのようにお願いできればと思います。
- **〇小川会長** さあ、いかがでしょう。挙手にしますか。 どうぞ、大神田さんかな。どうぞ。
- **〇大神田委員** 相模湖町の大神田でございます。

只今まで、各委員さんが色々のご意見、公募又は、この第6回に新市の名称を決めるに対し、拍手又は挙手という形の検討をしておりますけれども、私は、最終的に、本日、挙手なり何なりして決定し、次の段階へ進んでいただきたいと思います。そのような要望を会長さんにお願いいたします。

以上です。

〇小川会長 分かりました。それでは、挙手というまた提案がありますが、特に異議ございませんか。挙手による採決。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇小川会長 それから、これには確か、副会長さんも採決には参加をしていただくということ

だと思います。私はできないんだろうと思うんですが、そのように前もってよろしいですね。

- ○小林副会長 では、私も表明しなければ・・・
- **〇小川会長** はい、そうしてください。

それでは、只今から申し上げます。只今提案をされております「協議第4号 新市の名称 について」、提案のとおり新市名は相模原市とするということに賛成の皆さんの挙手を願い ます。

[賛成者挙手]

○小川会長 ちょっと数えてください。事務局、いいですか。ああ、そうか。数を数えているのね。事務局どうですか、把握できましたか。事務局、早くしてください。はい、分かりました。長いことありがとうございました。

賛成が39名。反対が・・・

反対の方、それでは挙手してください。念のために。

[反対者挙手]

〇小川会長 はい、4名です。

よろしゅうございますか。

- ○佐藤委員 出席者何名とやらないと、欠席の方がいるんだから、50分の3ではないですよ。 総員をはっきりしてください。
- ○小川会長 出席者、総員45名。議長を除きますと、参加をされた方が44名です。そこの中で賛成が39名、反対が4名。

以上です。

- **〇柴田委員** いやいや、棄権の方がいらっしゃるのではないですか。会長、棄権の方がいらっしゃると思いますけれども。
- ○小川会長 棄権が1ということでございます。

従いまして、出席の総員が45名。いいですね。うち、私がおりますので、投票をする権利のある方が44名。賛成をした方が39名、反対が3名、棄権が1名。賛成39、反対4、棄権1で、合計44。

- **〇所谷委員** 欠席は何名だったのか。
- ○小川会長 欠席は、50から・・・
- **〇所谷委員** これは入れないんでしょう。
- **〇小川会長** はい、入っていません。

只今申し上げたとおりでございます。従いまして、「協議第4号 新市の名称について」 は、原案のとおり決定することといたしました。

続きまして、「協議第13号 慣行の取扱いについて」を議題といたします。

事務局から資料の説明をいたさせます。

事務局長。

□協議第13号 慣行の取扱いについて (継続協議)

〇田所事務局長 資料の方の3ページをご覧いただきたいと存じます。

「協議第13号 慣行の取扱いについて」、これも継続協議でございます。

慣行の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成16年9月21日提出、相模原・津久井地域合併協議会会長。

1といたしまして、市章は、相模原市のものに統合するものとする。

2として、市の花、木、鳥及び色は、相模原市のものに統合するものとする。ただし、合併により改定の必要があるものについては、新市において検討するものとする。

3といたしまして、市民憲章、市民憲章以外の憲章及び宣言並びに市の歌は、相模原市の ものに統合するものとする。ただし、合併により文言が新市の実情にそぐわなくなるものな どについては、新市において新たな制定、修正等を検討するものとする。

4ページをご覧いただきたいと存じます。

慣行の現況比較でございます。

一番上が章、市章、町章でございます。花、木、鳥は、それぞれの市町において定められておりますが、色につきましては、相模原市が緑、相模湖町が青、城山町、津久井町は制定されてございません。

5ページの方をご覧いただきたいと存じます。

市町民憲章でございます。1市3町それぞれで定められてございます。それから、下段に つきましては、市町民憲章以外の憲章、宣言等の一覧でございます。

次に、6ページをご覧いただきたいと存じます。

市民の歌、或いは町民の歌でございます。相模原市と城山町でそれぞれ歌が定められてございます。

以降、7ページには先進事例を記載いたしております。

以上が、「協議第13号 慣行の取扱いについて」の説明でございます。よろしくご協議

いただきますようお願いをいたします。

〇小川会長 只今事務局から、「協議第13号 慣行の取扱いについて」の説明がありました。 ここで協議に入らせていただきます。

只今の説明に対しましてご意見等ございましたら、ご発言願います。お願いします。 ございませんか。

特に無いようでございますので、お諮りをいたします。

「協議第13号 慣行の取扱いについて」につきましては、原案のとおり決することにご 異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○小川会長 異議なしと認めます。

「協議第13号 慣行の取扱いについて」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第4回協議会において議案の一部が継続協議となっておりました、「協議第12号 行政連絡機構の取扱いについて」を議題といたします。

事務局から資料の説明をいたさせます。

事務局長。

口協議第12号 行政連絡機構の取扱いについて〈継続協議(一部)〉

〇田所事務局長 続きまして、8ページをご覧いただきたいと存じます。

「協議第12号 行政連絡機構の取扱いについて」、これは一部が継続協議でございます。 行政連絡機構の取り扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成16年9月21日提出、相模原·津久井地域合併協議会会長。

1といたしまして、行政連絡機構及び行政連絡業務については、合併時は現行どおりとし、 合併後新市の一体性を確保するために、3年を目途に見直すものとする。

以下、ただし書きの部分がございますが、この部分が修正をいたした部分でございます。 ただし、行政連絡業務のうち、広報紙の配布については、自治会運営に支障の無いよう配 慮し、合併時に相模原市の制度に統一するものとする。

以上でございます。以上が協議をしていただく内容でございます。

参考として、9ページをご覧いただきたいと存じます。

行政連絡機構のうち、自治会等につきましては、地域の防災、交通安全、防犯活動や地域 美化活動などを通じて、安全で住みやすい快適な地域づくりの推進に寄与しておりますので、 地域住民の生活に果たす役割は非常に重要なものがございます。そういった中で、合併後、新市の一体性を確保するために、本来、速やかに全ての制度を統合する必要がございますが、地域コミュニティの歴史に根差した組織であることなど、或いは自治会等の重要な役割などを考慮し、調整に当たっては、市全域に同一の情報を提供する必要性から、広報紙の配布については、自治会運営に支障の無いよう配慮し、合併時に相模原市の制度に統一するものとして、現行の組織及び自治会等への助成制度については、自治会等の振興と活性化に資するよう、合併後3年を目途に見直しを行うこととするものでございます。

10ページをご覧いただきたいと存じます。

行政連絡業務の現況比較でございますが、このうちの一番上の表をご覧いただきたいと存じますが、相模原市の場合には市の広報紙が月2回発行されておりまして、これは2回とも新聞折り込みで対応がされてございます。城山町、津久井町、相模湖町におきましては、1日号につきましては自治会を通しての配布となっておりまして、15日号は新聞折り込みとなっているものでございます。

以上が、協議第12号、継続協議の行政連絡機構の取扱いについての説明でございます。 よろしくご協議いただきますようお願いをいたします。

○小川会長 只今事務局から、「協議第12号 行政連絡機構の取扱いについて」説明がありました。

ここで協議に入らせていただきます。

只今の説明に対しましてご意見等がございましたら、お願いいたします。

特に無いようでございますので、お諮りいたします。

「協議第12号 行政連絡機構の取扱いについて」につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○小川会長 異議なしとの声がありましたので、「協議第12号 行政連絡機構の取扱いについて」につきましては、原案のとおり決定いたしました。

次に、「協議第24号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて」を議題といたします。 本件につきましては、1市3町の議員の皆様により議員の定数等に関する検討委員会を設置し、ご検討をいただいてまいりました。

初めに、議員の定数等に関する検討委員会、山岸委員長より、検討経過並びに結果についてご報告をお願いいたします。

山岸委員長、どうぞ。

□協議第24号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて

〇山岸委員長 山岸です。

それでは、本日ご配付されておりますA4判の5枚つづりの「(概要)」というのが行っていると思いますが、A4判で「議員の定数等に関する検討委員会検討結果について(概要)」ということで、5枚つづりのものが行っていると思います。それを参考にしながらお聞き取りをいただきたいというように思います。

それでは、ご報告を申し上げます。

議員の定数等に関する検討委員会の検討結果につきまして、報告いたします。

当委員会では、6月4日から9月19日にかけて7回に渡る会議を開催し、合併後の議員 の定数等の議会にかかわる事項について検討を行いました。

このうち議員の定数及び任期の取扱いについてでございますが、想定される具体的な例を もとに、様々な角度から慎重に協議を行った結果、合併特例法による定数特例を適用するこ とについて、意見の一致を見ました。

定数特例につきましては、既にご案内のとおりでございますが、一定の期間について、津 久井郡3町の区域ごとに選挙区を設け、相模原市の人口と議員数に比例した議員数、具体的 には、城山町2人、津久井町2人、相模湖町1人により増員選挙を行い、新市の議員定数を、 相模原市の46人に津久井郡3町の5人を加えた、51人とするものでございます。

当委員会の委員の皆様におかれましては、検討委員会の際にはもとよりでございますが、 それ以外にもそれぞれの市町の中で幾度となく議論を重ねていただきまして、一つの方向を まとめていただきましたことにつきまして、敬意を表する次第であります。

なお、定数特例が適用されることによって、津久井郡3町の議会議員については急激な減少を見ることとなる訳でございますが、このことに伴い住民と行政との距離が大きくなることに対する住民の不安を軽減し、新市への移行を円滑に行うため、民意を適切に行政に反映する制度として、地域自治区等を設け、その内容の充実を図ることが強く要請されておりますことを申し添えまして、議員の定数等に関する検討委員会の結果報告とさせていただきます。

以上です。

〇小川会長 ご苦労さまでした。

只今山岸委員長より、議員の定数等に関する検討委員会の検討経過並びに結果についてご 報告をいただきました。

続きまして、事務局から協議事項について説明をいたさせます。 事務局次長。

○内田事務局次長 本日、追加してご配付させていただきました、「協議第24号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて」をご覧いただきたいと存じます。

只今議員の定数等に関する検討委員会の山岸委員長から検討結果をご報告いただきました、「協議第24号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて」ご説明をさせていただきます。協議第24号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり協議を求める。 平成16年9月21日提出、相模原・津久井地域合併協議会会長。

議会議員の定数及び任期については、市町村の合併の特例に関する法律第6条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を適用し、相模原市の議会議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会議員の任期に相当する期間に限り、相模原市の議会議員の定数46人に、編入される町ごとに設けられる選挙区の議会議員の定数5人(城山町2人、津久井町2人、相模湖町1人)を加えた51人とする。

なお、事務事業一元化調書につきましては、別冊1、追加資料の1ページでございます。 2ページをご覧いただきたいと存じます。

参考でございますが、1市3町の議会議員の定数等と任期。

議会議員の定数及び在任に関する特例等につきまして、編入合併の場合における地方自治 法による一般原則並びに合併特例法による定数特例及び在任特例に係る措置の内容を表にし たものでございます。

この表の下の方になりますけれども、合併特例法による特例の定数特例というものが今回の方式でございます。合併する市町村の協議により、編入する市町村と編入される市町村の人口比に、編入する市町村の合併前の議員定数を乗じて得た数を編入される市町村ごとの定数加算数とし、合併後50日以内にそれぞれの編入される市町村を選挙区として加算分の増員選挙を行うというものでございます。

3ページにつきましては、市町村の合併の特例に関する法律の関係条文でございます。

それでは、先程も委員長からお話がございましたけれども、「議員の定数等に関する検討 委員会検討結果について(概要)」でございますが、後段にございますように、なお、城山 町、津久井町及び相模湖町の議会議員の急激な減少に伴い、住民と行政との距離が大きくな ることに対する住民の不安を軽減することにより新市への移行を円滑に行うため、民意を適切に行政に反映する制度として、地域自治区等を設け、その内容の充実を図ることを要請することとされておるものでございます。

それでは、この概要の資料の3ページをご覧いただきたいと存じます。

議会議員の定数及び任期の取扱いに係わる想定例ということで、ア、地方自治法による一般原則の想定例が3つ、それから、イといたしまして合併特例法による特例が4つ、計7つ掲げてございます。

それでは、この資料の6ページをご覧いただきたいと存じます。

6ページの下の方に想定例⑤とございます。合併時に定数特例を適用し、合併後の最初の 一般選挙において定数特例を適用する場合で、今回はこの事例に該当する訳でございます。

最初に、合併した時に3町ごとに選挙を行いまして5人を増員し、特例定数としては51人になるものでございます。それから、次の一般選挙、平成19年4月が予定されておりますけれども、そこでも3町ごとに選挙をいたしまして計5人、それから相模原市の選挙で46人、合計、特例定数51人でございます。それから、平成23年4月、次の一般選挙の時に現行定数に戻ると、こういうような仕組みでございます。

以上、議会議員の定数及び任期の取扱いについての提案のご説明でございます。よろしく ご協議くださいますようお願いいたします。

○小川会長 只今事務局から、「協議第24号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて」 説明がありました。

ここで協議に入らせていただきます。

只今の説明に対しましてご意見等ございましたら、お願いいたします。

特に無いようでございますので、お諮りいたします。

「協議第24号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて」につきましては、原案のと おり決することにご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○小川会長 異議なしの声がありましたので、「協議第24号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、「協議第25号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて」を議題といたします。

事務局から資料の説明をいたさせます。

内田事務局次長。

口協議第25号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

〇内田事務局次長 それでは、冊子の方にお戻りいただきまして、協議会資料の11ページを お開きいただきたいと存じます。

「協議第25号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて」、ご説明をさせていただきます。

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成16年9月21日提出、相模原・津久井地域合併協議会会長。

- 1 新市に相模原市の区域と城山町、津久井町及び相模湖町を区域とした2つの農業委員会を設置するものとする。
- 2 相模原市、城山町、津久井町及び相模湖町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第3項の規定を適用し、合併後1年間、引き続き新市の農業委員会委員として在任するものとする。
- 3 市町村の合併の特例に関する法律の適用期間経過後の選挙による委員の数については、次のとおりとする。

相模原市を区域とする農業委員会は委員数 2 0 人、城山町、津久井町及び相模湖町を区域とする農業委員会は委員数 1 4 人。

それでは、12ページをお開きください。

農業委員会委員の定数及び任期の考え方について、ご説明をいたします。

まず、1、農業委員会の数でございますが、2つ以上の農業委員会を置くことができる要件につきましては、合併後、新市の市域の面積が2万6,394へクタールとなり、農業委員会等に関する法律第3条第2項の政令で定める2万4千へクタールを超えることとなりますので、2つ以上に分けて農業委員会を置くこととしているものでございます。

次に、2、農業委員会委員の任期についてでございますが、市町村の合併の特例に関する 法律の特例を適用しない場合には、全員が失職となり、合併後50日以内に選挙を実施する こととなりますが、その間、農業委員会活動が行われないこととなり、支障が生じるため、 市町村の合併の特例に関する法律第8条第3項の規定を適用するものでございます。現在の 相模原市、城山町、津久井町及び相模湖町、1市3町の選挙による委員全員について、合併 後1年間、引き続き新市の農業委員会の委員として在任するというものでございます。なお、 議会及び農業協同組合等が推薦し、市長や町長が選任する委員につきましては全員失職し、 合併後、新たに選任することとなります。

次に、3、農業委員会の選挙による委員の数についてでございますが、特例適用期間経過後の農業委員会委員の定数につきましては、農業委員が農業者の代表という観点から、津久井郡3町を区域とする農業委員会につきましては、相模原市の農家世帯数に対する選挙による農業委員数を基準として算出した委員数としたものでございます。

参考といたしまして、13ページに1市3町の農業委員会の現況比較をお示しさせていた だいております。

また、14ページには先進事例を、15ページから17ページには関係する法令をそれぞれ掲載いたしておりますので、ご参照いただきたいと存じます。

以上、農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについての提案のご説明をさせていただきました。よろしくご協議くださいますようお願いいたします。

○小川会長 只今事務局から、「協議第25号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて」説明がありました。

ここで協議に入らせていただきます。

只今の説明に対しましてご意見等ございましたら、お願いいたします。

無いようでございますので、お諮りをいたします。

「協議第25号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて」は、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○小川会長 異議なしとの声がありましたので、「協議第25号 農業委員会委員の定数及び 任期の取扱いについて」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、「協議第26号 まちづくりの将来ビジョン (素案) について」を議題といたします。

本件につきましては、公募によって選出されました皆様によりまちづくりの将来ビジョン 検討委員会を設置し、ご検討をいただいてまいりました。

まちづくりの将来ビジョン検討委員会、矢越委員長よりご説明をお願いいたします。 矢越委員長。

□協議第26号 まちづくりの将来ビジョン(素案)について

〇矢越委員長 ありがとうございます。それでは、ご説明させていただきたいと思います。

前々回、中間報告という形でご報告させていただきましたけれども、本日は協議事項としての上程でございます。是非忌憚のない意見をいただきたいと、このように思っております。このビジョンは、皆様にご協議をしていただいた上で、本日は素案として決定していただきまして、以後、シンポジウム、アンケート、パブリックコメントを通じて住民からご意見をいただきまして、11月を目途に完成を目指すものであります。

この素案は、去る9月13日の第9回まちづくりの将来ビジョン検討委員会における検討までの内容で整理がされております。13日の検討委員会では、合併の意義を盛り込むべき、合併は何故するのかということであります。或いは将来像を目指す構図を図示したものについての議論については、絵ですね。だれにでも分かるような絵柄、こういうものを盛り込むべきだというような意見が出てきまして、引き続き行うことになっておりまして、10月4日に第10回目の委員会を開催する予定であります。

第10回委員会で決まったことにつきましては、シンポジウムまでの協議会でご確認いただくことはできませんけれども、シンポジウム等では説明のための補足資料といたしまして活用させていただきたいと、このように考えております。

それでは、ビジョン(素案)の構成についてご説明したいと思います。

表紙の裏面の目次をご覧いただきたいと思います。

第1章は、まちづくりの将来ビジョン策定にあたってということで、策定の趣旨と方針を 記述しております。

ここで訂正をお願いしたいのでございますけれども、「参考資料」というのが下段の方に書かれておりまして、「参考2」のところ、「新市の概況」という文字がございますけれども、これを「1市3町の概況」ということでご訂正をいただきたいと、このように思います。第2章は、新市のまちづくりの基本方向としまして、新市の将来像や合併シンボルプロジェクトであります。そして、第3章のまちづくりの目標に向かって進んでいく中で全てに関係してくる市民参画や行財政改革については、3のまちづくりの進め方として整理されております。

第3章は、まちづくりの目標ということで、交通・都市基盤、自然・環境など大きく4つの分野でくくっておりまして、新市が目指すビジョンを示しております。

補章は、これまでの検討委員会で委員の皆様から出された様々な意見や議論による課題などを整理しております。

なお、4章としまして財政シミュレーションを予定したのでございますけれども、13日に開催しました委員会の中で、複数の委員の方々から、専門的な財政シミュレーションは検討委員会として責任を持って出せないですとか、或いは自立都市を目指しているのに交付税が交付されることを前提にするようなシミュレーションはビジョンと相反する、矛盾するということから、ビジョンと切り離してほしいというような意見が幾つか出されました。私としましては、参考として現在の状況で協議会には報告させていただきたいと整理させていただいた訳ですけれども、本日は、財政シミュレーションにつきましては事務局の方から説明をいただきたいと、このように思っております。

目次の説明に戻りますけれども、参考資料としまして合併の背景。これは、全国的に一般 的に言われていることを掲載したものであります。

参考2としまして1市3町の概況。これは、面積、人口など、合併した場合の新市の状況 を現況のデータをもとに示しております。

最後に、委員会の検討結果と委員名簿という構成になっております。

1ページであります。

策定の趣旨でありますけれども、合併した場合の新市のイメージを分かりやすく住民にお示しするためのものであること、合併協議が進めば、このビジョンは新市の建設計画、そして合併した場合には新市の総合計画へつながっていくものであることをお示ししております。 2ページであります。

策定の方針ですけれども、公募住民を中心に、現在の課題や各市町の総合計画を踏まえて、 新市の将来の夢を語り合って作成しました。この素案をもとにシンポジウムで説明をしまし て、アンケート調査などを行いまして、住民の皆様からご意見をいただいて、最終的には合 併協議会での協議を経て決まっていくものであることを記載しております。

また、(3)の地域特性の尊重にありますように、1市3町の歴史的経緯や文化を尊重して策定するものとしております。

3ページであります。

まちづくりの基本方向についての章ですけれども、まず、新市の将来像です。これは、いわゆるキャッチフレーズとなるものですけれども、「自然と産業が調和し 人と人がふれあう 活力ある自立分権都市(新市名)」、先程決まりました「相模原」ですね――となっております。ここでいう自立分権都市といいますのは、地域分権の進展の中で自立した地方自治体という権限を持って行政を実行していくという意味と、もう一つ、都市内分権を進めま

して、市民参画のもとに行政を実行していくという意味を2つ併せ持つものであります。

サブタイトルとしましては、水源地域と都市という地域の特性を反映させまして、「~森 が育む水の力 水がそだてるまちの力 まちにいきづく人の力 地域の力と魅力を活かした まちづくり~」としております。

メッセージは3段になっておりますけれども、1段目では、都市部と自然豊かな地域が一緒になって魅力あふれる都市になろうとしていること、2段目では、政令指定都市を視野に入れた新しいまちづくりにチャレンジすること、3段目では、心の豊かさを実感する次世代に誇れるまちづくりを進めることとしております。

4ページでございます。

合併のシンボルプロジェクトでありますけれども、これは、分野を横断的に、合併によってこれは是非やろうというものを考えていただきました。6つのプロジェクトが提案されました。

1の地域連結夢プロジェクトでありますけれども、市民の交流、新市の情報発信の充実を 進めるためのインフラとしまして、幹線道路の早期実現、交流拠点の整備、新交通システム の実現を図ることとしておりまして、具体的には、津久井広域道路やさがみ縦貫道路の早期 完成やモノレールなどが提案されております。

5ページであります。

市民のオアシスプロジェクトでありますけれども、市民のオアシスとなるようなうるおいとやすらぎのある新市づくりを進めることとしておりまして、水源地域の優れた自然を守るとともに、これらの活用を図ることとしております。具体的には、自然体験学習などの自然体験拠点づくりなどの施策が提案されております。

3番の安全・安心ネットワークプロジェクトでありますけれども、コミュニティ社会の強化を図りまして、住民自らが地域を守るシステムを形成することとしております。地域コミュニティ、ボランティア等の力を活かした総合セーフティーネットワークづくりを提案しております。

6ページでございます。

4番のまち+水源地=産業創生プロジェクトでありますけれども、それぞれの地域の個性を生かした多様なイベントの有機的な展開を図るということであります。例えば、五湖巡りマラソンなどが提案されております。また、先端科学産業やベンチャー企業の誘致・育成を進めることとしております。

5の市民キャンパスプロジェクトでありますけれども、生涯現役時代においてふさわしい 生涯学習都市を目指すこととしております。市立大学の創設ですとか自然を生かした学部の 創設や地域社会に貢献するボランティアの育成などを提案しております。

7ページでございます。

6、パートナーシップ都市内分権プロジェクトでありますけれども、都市内分権を実現しまして、市民や民間団体など様々な主体の協働により、自立的、効率的なまちづくりを実現することとしております。全市的地域自治区の設置や地域自治区における裁量権の付与を提案しております。

続きまして、8ページであります。

まちづくりの進め方でありますけれども、目標に向かって様々な事業を進めるに当たりまして、都市内分権を推進し、市民参画によるまちづくりを進めることとしております。また、効率的な行財政運営を推進することが不可欠であるとしております。

2段落目に、行政と市民のパートナーシップの構築等により主体的で開かれたまちづくりを目指すこととし、3段落目には、改正地方自治法上の全市的な地域自治区等の導入を推進することとしております。

4 段落目には、行財政の抜本的な見直しによります、質の高い市政運営に努めることとしております。

続きまして、9ページであります。

まちづくりの進め方の視点を2つ挙げておりまして、1つは市民参画。ここでも、4行目にありますけれども、全市的な地域自治区ということが言われております。もう一つは行財政で、目標を設定した行財政改革、職員の意識改革、情報公開の推進、近隣市町村との連携をうたっております。

10ページでございます。

第3章のまちづくりの目標でございますけれども、9つの分野を4つにくくっております。 4つの目標を掲げておりまして、整理の仕方としては、表にありますように、分野別の方針、 分野ごとの施策の方向性、そして施策の方向性に沿った主な施策の順で記載しております。

まず、1つ目の目標ですけれども、交通、都市基盤というくくりとなっておりまして、「人、自然、産業、文化…新しい都市の交流と発展を支える、資源を生かした質の高い交通・都市基盤をめざす」こととしております。さがみ縦貫道路ですとか津久井広域道路の早期整備を初め、新交通システム導入等への取り組みにも言及しております。

続きまして、11ページでございます。

交通の分野別方針になりますけれども、①の骨格幹線道路網の整備としては、津久井広域 道路、さがみ縦貫道路の早期整備など、②の公共交通網の充実としては、夜間などにおける 鉄道の輸送力の確保など、④人に優しいみちづくりでは、交通弱者に配慮した道路整備など を挙げております。

都市基盤の分野別方針でありますけれども、12ページをお開きいただきたいと思います。 ①水源地域としての上下水道の整備推進としましては、地域性に配慮した総合的な排水対 策の推進など、②都市緑化の推進としましては、屋上緑化など市街地の緑化の推進など、ま た情報インフラの整備推進を挙げております。

自然・環境につきましては、「自然の豊かさを日常的に感じるまちをめざす」こととして います。

新市の西部は県の重要な水源地域となっていることから、総合的な環境の向上を目指すこととしています。また、市街地やその周辺にも貴重な緑が残っているので、都市内部でも自然を感じられるようなまちづくりを目指すとしております。

13ページであります。

①の自然の保全、創造、活用についてでありますけれども、森林の価値を資源としての活用を考えるなど、再評価をしようということ、自然の体験機会の創出等を施策例として挙げております。④の湖環境の向上では、上流域や湖面水際のごみ対策の推進等を挙げております。

産業、観光、土地利用の分野のまちづくりの目標でありますけれども、これは、「地域経済を支えるために自然環境と調和し、地域特性を活かした産業創生をめざす」こととしております。

14ページであります。

まず、産業であります。産業ですけれども、①新たな産業の創出については、環境共生型の企業の誘致、地域の立地特性を活かした産業の振興などを挙げております。③の農林業の振興、担い手育成については、特産品の開発など、地域の観光、商業との連携や林間大学研修施設の誘致などを挙げております。

15ページでございます。

次に、観光でありますけれども、①の観光の振興につきましては、観光拠点へのアクセス 性の向上や自然探検教室、フリースクールの推進などを挙げております。②の自然を活かし たレクリエーションの振興では、津久井地域の自然を活かした体験型レクリエーションの充 実、歴史、遺跡、地場産業などを活かしたエコミュージアムの展開などを挙げています。

土地利用については、①計画的で秩序ある土地利用の推進としまして、さがみ縦貫道路や 津久井広域道路の整備に対応した土地利用の推進や、自然環境と共存した土地利用の推進を 挙げております。

16ページでございます。

③の駅前密集市街地の改善でありますけれども、相模大野駅前、小田急相模原駅周辺の整備や相模湖駅前の市街地の環境、景観の改善などを挙げております。

教育・文化、保健・医療・福祉、安全・安心の分野のまちづくりの目標については、「心の豊かさを育み、安心して活き活きとした市民生活の実現をめざす」こととしております。

まず、教育・文化でありますけれども、①幼児教育の充実及び多様化では、就学前の教育、保育を一体化した総合施設の検討など、③の学校施設等の充実では、学校給食のあり方の検討などを挙げております。

17ページでございます。

⑦の文化施設の整備及び活用では、既存文化施設の再編、統廃合による費用対効果の向上 や津久井地域への文化施設の配置など、⑨国際交流の推進では、外国籍市民の支援と機会の 充実などを挙げております。

保健・医療・福祉については、②児童・母子(父子)福祉の充実で、仕事と子育ての両立 が図れる保育環境の充実などを挙げておりまして、③の高齢者福祉の充実では、生きがい農 園、あじさい大学への参加機会の拡充などを挙げております。

次に、18ページでございますけれども、地域福祉の充実では、ユニバーサルデザインに よるまちづくりの推進などを挙げております。

最後に、安全・安心の分野でありますけれども、③の消防体制の整備推進では、消防、救 急救助体制の強化、⑤防犯対策の推進では、地域での防犯ネットワークづくりなどを挙げて おります。

19ページであります。

補章といたしまして、まちづくりの検討課題であります。これは、このビジョンを検討するに当たりましてタウンウオッチングをしていただきまして、現場を見ていただくなどして地域の課題や資源を把握していただきまして、何度となく意見を出していただきました、その集約でございまして、約1,300件の意見を分野別に整理したものでありまして、20

ページから31ページまで、分野別に、また各市町ごとに、よいところ、課題を整理しております。これをまとめたものが今までご説明したものでございます。

32ページから34ページの分野別課題は、各委員から出された意見を集約しまして、課題として整理したものであります。

35ページと36ページ、参考資料には、合併の背景というものが入っております。

それと、37ページから53ページでありますけれども、1市3町の概況ということで、 面積、人口などのデータを掲載しております。

54ページから55ページでございますけれども、これは、現在までビジョン検討委員会を行った、その開催の状況が、全9回ですか、今までのところ。これを掲載しております。 最後に、56ページに委員会の名簿を記載しております。

以上が本日までにまとまっておるところでございまして、先程申し上げましたように、合 併の意義ですとか絵柄につきましては、後々、またご協議させていただきたいと、このよう に思っております。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

〇小川会長 ありがとうございました。

引き続きまして、財政シミュレーションについて事務局より説明をいたさせます。 内田事務局次長。

何でしょう。はい、どうぞ。

- ○串田委員 只今、まちづくりの将来ビジョン(素案)を発表していただいた訳ですが、意見 ということで・・・
- **〇小川会長** 協議はちょっと後で。まだ説明が終わっていません。
- **〇串田委員** では、終わりましたらひとつお願いします。すみません。
- ○小川会長 すみません。

内田事務局次長。

〇内田事務局次長 次に、財政シミュレーションについて、引き続きご説明申し上げます。

「財政シミュレーションについて」という資料をご覧いただきたいと存じます。

これは、只今矢越委員長からご報告のありました、まちづくりの将来ビジョンの財政的な 裏付けに関する情報を提供するものでございます。

1ページをご覧ください。

この財政シミュレーションは、1市3町が合併しない場合と合併する場合の双方について シミュレーションを行うものでございます。 1、基本的な考え方ですが、まず、(1)シミュレーションの基礎となる数値と考え方につきましては、5つの原則を定めてございます。

ア、各市町の平成15年度決算額を使用して推計します。これは、なるべく新しい確実な データを利用するためでございます。

イ、各市町の人口推計を行い、これをもとに税収見込みなどを推計いたします。これは、 主に税を納める世代であります生産年齢人口の動向に着目するものでございます。

ウ、各市町の歳入歳出の実績値(平成11年度から15年度)を参考といたしまして、平 均増減率などで推計いたします。これは、将来に向かって、その数値がふえる傾向にあるの か、或いは減る傾向にあるのかを直近の数値の動向で判断しようとするものでございます。

エ、ある年度だけの特殊要因による数値は除外して推計いたします。これは、制度改正などがあった場合の伸び率を、そのまま将来における伸び率とすることは適当でないためです。

オ、現行の制度は変わらないものとして推計いたします。これは、現在、いわゆる三位一体の改革ということで地方財政改革が進行中でございますが、改革後の制度の姿が明らかになっておりませんので、税財源の地方への移譲がどのように行われるのか、現段階では分かりません。従いまして、現行の制度が続いたものと仮定してのシミュレーションとなっております。

- (2) 推計の対象とする会計は、一般会計としております。
- (3)推計期間につきましては、平成18年度から32年度までの15年間といたしております。

それでは、2ページをお開きください。

2、財政シミュレーションの方法といたしまして、条件設定について記載しております。 大きく歳入と歳出に分かれますけれども、まず(1)歳入でございますが、①市町村税に つきましては、個人住民税他7つの項目ごとに推計しております。個人住民税は、表に記載 のとおり、生産年齢人口の増減により推計しております。また、合併する場合につきまして は、市町村税の上から3番目の固定資産税と、それから5番目の都市計画税につきましては 城山町の農地の宅地並み課税分を見込むこととしており、事業所税につきましては3町の区 域における事業所税を推計して加算しております。

次に、③地方交付税(1)でございますが、地方交付税につきましては、このシミュレーションにおきまして、(1)と(2)に便宜的に分けております。

(1) は従来の地方交付税でありまして、普通交付税と特別交付税です。

普通交付税は、全国の地方自治体が教育や道路整備など基本的な仕事ができるように、所得税など国が集めた税金の一部を地方に交付するものでございます。16年度は、全国の普通交付税の総額は対前年比6.5%減という厳しい状況でございますが、これ以上削減が続きますと、税財源の移譲がない限り、地方財政の維持が困難となりますので、ここでは16年度の実績値が継続するものとして仮定しております。

なお、合併する場合は、国の財政支援措置の1つであります合併算定替などを適用しております。合併算定替とは、合併した場合に、通常はスケールメリットが働くために普通交付税が減っていきますけれども、原則として今までの交付税を保障しようとする仕組みでございます。合併特例法の適用を受けた合併であればこの措置が10年間続きまして、次の5年間は経過措置として段階的に減っていく仕組みとなっております。

また、特別交付税につきましては、普通交付税では計算できない災害や特殊な要因による 行政事業に対して交付されるものでございますが、年度によって増減がありますので、11 年度から15年度までの数値のうち最も少ない額で継続するものとして推計しております。

なお、合併する場合は、合併支援に係る特別交付税措置を加算しております。

それでは、3ページをご覧いただきたいと思います。

④地方交付税(2)でございますけれども、13年度から18年度までの6年間に発行される臨時財政対策債の元利償還金相当額と、19年度以降は臨時財政対策債の制度がなくなる予定ですので、本来の交付税に戻ると仮定いたしまして、臨時財政対策債相当額を加算しております。ここでいう臨時財政対策債とは普通交付税の一部を肩がわりするものでございまして、地方債を自治体で起こしてよい。そのかわり元利償還金は後年度に国が普通交付税として措置するというものでございます。言いかえれば、市町村の借金を一定額国が認めまして、その返済金は国が支払うという仕組みでございます。

次に、⑤国・県支出金ですが、扶助費相当分、生活保護費や児童扶養手当など社会保障関係の費用でございますが、この扶助費の増加に伴いまして国や県の支出も増加する制度になってございますので、扶助費に連動して推計しております。

⑥の地方債につきましては、投資的経費、これは学校や公園、道路などの建設事業費など でございますが、こういうものに占める地方債発行額の割合をもとに推計しております。

なお、合併する場合は合併特例債を限度額の50%利用するものと仮定いたしまして、発行予定額を10年間均等に、毎年計上するものと推計しております。この合併特例債というのは、国の合併に対する支援策の1つでございます。

恐縮ですが、6ページをお開き願います。

上から3つ目に合併特例債の用語解説がございます。「合併特例債による財政措置」の図 をご覧いただきたいと存じます。

事業費(A)の95%を借金できる。すなわち、当初、市町村が必要な事業、自主財源につきましては事業費の5%でよいという特別な地方債でございます。また、返済金につきましては、通常、その70%が国から普通交付税で措置されるものでございまして、合併市町村は返済金についても30%分だけ支払えばよいという仕組みになっております。この合併特例債利用額を、1市3町の場合は上限額が457億4,000万円ということでございますので、今回のシミュレーションでは、50%、228億7,000万円と仮定いたした訳でございますが、何故50%にしたのかという点でございますけれども、現段階では、まちづくりビジョンに掲げられている施策例につきまして、事業費の算出がされていない訳でございまして、地方債の発行計画も現時点では出せることができない訳でございます。また、合併特例債がそれぞれの事業に適用が認められるかどうかと、こういう点についても現段階では未定でございます。そういう段階におけるシミュレーションでございますので、真ん中の率をとりまして50%としたものでございます。

それでは、大変恐縮ですが、3ページにお戻りいただきたいと存じます。

3ページの一番下の欄、⑦その他でございますが、繰入金や繰越金の他、合併する場合は 津久井郡広域行政組合が行っていた事業に係る手数料収入等が見込まれますので、当該組合 に係る歳入を、また、3町の区域が中核市の区域となること等による歳入や事務事業の一元 化に伴う財政への影響額を見込んでおります。

それでは、4ページをお開きください。

(2) の歳出でございますが、①人件費につきましては、特別職、議員、一般職を含んでおります。額につきましては、昨今の給与の動向を見ますと大きな増減は見込めませんので、15年度の実績で推計しております。

なお、合併する場合は議員の数により人件費が大きな影響を受けますが、合併特例法の定 数特例を適用するものと仮定して推計をさせていただいております。

また、一般職の給与は各市町の定員管理計画を反映させておりますが、合併する場合には スケールメリットによる減少も加味して推計いたしております。

②の扶助費でございますが、これは全国市町村の平均増加率をもとに推計しております。 次の③の公債費につきましては、地方債の償還計画をもとに推計しております。

なお、合併する場合には、合併特例債の償還、すなわち返済金を見込んでおります。

1つ飛ばしまして、⑤の補助費等の欄でございますけれども、こちらに「合併しない場合 は津久井郡広域行政組合の負担金を含む」とございますのは、津久井郡3町の関係でござい ます。

それから、⑥投資的経費でございますが、11年度から15年度までの数値のうち最も少ない額で継続するものとして推計いたしております。今回のシミュレーションではこれが前提となっておりまして、投資的経費を変動することによりまして、プラス・マイナス、形式収支が変わるということになります。

⑦のその他には維持補修費や積立金などがございますが、合併する場合は津久井郡広域行 政組合が行っていた仕事を市が引き継ぐことによる経費の増加分や、中核市移行等に伴う歳 出、事務事業の一元化に伴う財政への影響額を見込んでございます。

5ページから7ページまでは用語解説を掲載してございますので、後ほどご覧いただければと存じます。

それでは、8ページをご覧いただきたいと存じます。

4、財政シミュレーションのパターンにつきましては、1市3町のそれぞれの団体が合併しない場合と、それから合併する場合の計5つのパターンを推計いたしております。合併する場合は、先程ご説明いたしましたように、合併特例債を利用限度額の50%と仮定して推計をさせていただいております。

下の囲みのところをご覧いただきたいと存じます。財政シミュレーションをご覧いただく 際の留意点でございます。

まず、この財政シミュレーションは様々な仮定の積み重ねの上に行ったものでございまして、仮定を変えれば、当然、結果も変わってまいります。

それから、三位一体改革による財政制度の変更や社会経済状況の変化によりまして大きな 影響を受けるものでございます。

また、今回のシミュレーションは都市経営の視点から実施したものではございませんで、 原則として1市3町共通の考え方で条件設定をしておりますので、個々の市町の実際の行財 政運営とは異なるということをご了解いただきたいと思います。実際の行財政運営におきま しては、投資的経費をどのように設定するかによりまして財政の状況は大きく異なるもので ございます。

合併する場合には、投資的経費と形式収支のプラスの分を合わせた中で、まちづくりの将

来ビジョンを実現するための様々な施策を実施していくことが可能となると判断されるもの でございます。

それでは、9ページをご覧いただきたいと存じます。

以下、5つのパターンにつきましてご説明をさせていただきます。

まず、1、合併しない場合、相模原市でございますが、まず、上の表は歳入に関してでございます。その下の表が歳出に関してでございまして、それからグラフと、こういう仕組みになっております。

歳入につきましては、まず、一番左の項目である市税につきまして、生産年齢人口の減少 等により減少傾向となります。18年度の約926億円から、ずっと下の方をご覧いただき ますと、32年度には約871億円というふうに減少すると推計されております。

その右側の地方譲与税・交付金につきましては、自動車関係の譲与税・交付金が増加傾向 にありますので、増加傾向と見ております。

その右側の欄の地方交付税(1)でございますが、相模原市の場合は、今年度、普通交付税はゼロでございまして、将来的にも普通交付税はゼロとなると推計いたしまして、特別交付税を過去5年間の一番少ない額で仮定いたしたため、5億1,800万円。これは特別交付税だけの額でございます。

その右側の欄の地方交付税(2)でございますが、臨時財政対策債の元利償還金相当額と、19年度以降に臨時財政対策債制度が廃止された場合、それにかわる交付税措置の額を加算しております。22年度までは臨時財政対策債の償還金相当額は増えていきますので額は増加していきまして、22年度以降は86億3,700万円が交付されるものと仮定しております。

その右側の国・県支出金でございますが、このうちの大きな割合を占めます扶助費、生活保護、児童福祉、老人福祉関係費等でございますが、その伸びに併せて増加するものといたしております。ここは15年度を載せていなくて恐縮ですが、15年度225億円から、32年度は約300億円というふうになると推計しております。

その右側の市債でございますが、18年度までは臨時財政対策債を発行するため多くなっております。19年度から21年度は大規模事業対応のため額が大きくなっております。

その右側の欄のその他の歳入は全体として減少傾向となります。

一番右側の欄の歳入合計の欄をご覧いただきたいと存じますが、全体として減少傾向となりまして、18年度1,773億円から32年度の1,676億円へ、97億円減少すると

推計されております。これは市税の減少の影響が大きく出ているものでございます。

次に、歳出でございますが、真ん中辺の表をご覧いただきたいと思いますが、まず人件費でございますが、退職者の大幅増によります退職手当関係費の増大を見込んでおります。また、15年度から3年間で150人の職員を削減することとしておりますので、そういったことを反映してございます。人件費は15年度よりは減りますが、退職手当の支出が集中いたしますので、28年度をピークに額が増減するという形になっております。

人件費の右側の欄の扶助費でございますが、過去5年間で9.3%の伸びではございますが、生活保護など制度改正による影響も大きいことから、全国平均の5.2%増で推計しております。ただし、伸び率は鈍化し、平成33年度で伸び率がゼロになると仮定して推計いたしました。15年度の242億円から32年度の383億円へと、1.6倍となると推計されております。

その右側の欄の公債費は、18年度から21年度までの大規模事業に係る起債の償還が始まりますので、22年度から26年度までは200億円前後となります。29年度以降は投資的経費抑制の効果があらわれまして、160億円台から150億円台へと減少してまいると推計しております。

その右側の物件費は減少傾向となっております。32年度で212億円程度となると推計 しております。

その右側の欄の補助費等も減少傾向となっております。32年度で60億円弱となると推 計しております。

更に、その右側の欄の投資的経費でございますが、18年度から21年度に関しましては 大規模事業実施のため増加し、その後は、過去5年間のうちで最も低い額、228億円に抑 制すると仮定しております。

その右側のその他は、290億円台から280億円台、そしてまた290億円台と、ほぼ 横ばいとなると推計しております。

その右側の欄の歳出合計でございますが、21年度の1,754億円をピークに減少傾向 となるものと推計いたしております。

そのまた右側の欄でございますが、形式収支とございます。これは歳入合計から歳出合計を引いたものでございます。歳出合計は、21年度の1,754億円をピークにお概ね減少傾向でございますが、その右側に、上から転記しております歳入合計の減少が20年度の1,786億円から32年度の1,676億円へと、歳出の減少率より高い割合で減少いた

しますので、26年度のところをご覧いただきますと、最高33億円程度の歳出超過となる と推計されております。22年度から32年度までは歳出超過となりますので、投資的経費 の削減などで対応する必要が生じると予測されるものでございます。

なお、投資的経費を抑制することによりまして、財政運営は可能であるというふうに考え られるものでございます。

それでは、次のページ、10ページをご覧いただきたいと存じます 城山町でございます。

歳入の一番左側の欄、町税ですけれども、減少傾向となります。

それから、1つ飛ばしまして地方交付税(1)でございますが、16年度の普通交付税額と過去5年間で最初の特別交付税額の合計であります6億2,400万円で継続するものと仮定いたしております。そういたしますと、一番右側の歳入合計では、18年度62億円から23年度に64億円とピークを迎えまして、30年度からは61億円前後の規模というふうになります。

次に、歳出でございますが、一番左側の人件費ですけれども、19年度に議員の定数削減により1,000万円減ということで推計いたしております。

それから、真ん中よりちょっと右側になりますけれども、投資的経費でございますが、これは、過去5年間の中で最少の額であります3億7,600万円を確保するものとして仮定しております。

それから、その右側の欄、その他でございますけれども、これは維持補修費などで、19年度の9億5,200万円をピークに、21年度からは8億8千万円程度になると推計しております。

その右側の歳出合計でございますが、18年度の約62億円から23年度に64億円とピークを迎えまして、32年度は63億円台になると推計いたしております。

そこで、形式収支でございますけれども、18年度から20年度までの3年間は、それぞれ5,900万円、7,100万円、2,700万円の歳入超過と推計されますが、21年度以降は、実際には形式収支が歳出超過になりますけれども、財政調整基金を取り崩すことによりまして、29年度までは形式収支をゼロとすることができると推計しているものでございます。30年度からは財政調整基金もゼロとなる計算になりまして、投資的経費などを削減しない限り歳出超過となるものと推計しております。

次に、11ページ、津久井町でございますが、歳入の一番左側、町税ですけれども、減少

傾向となっております。

それから、1つ置きまして地方交付税(1)でございますが、16年度の普通交付税額と過去5年間で最少の特別交付税額、合計9億5, 900万円で継続するものと仮定しているものでございます。

そういたしますと、一番右側の歳入合計では、18年度78億円から次第に減少していきまして、32年度は70億円程度となると推計いたしております。

次に、歳出でございますが、一番左側の人件費は23億8,300万円ということで推計 しております。

それから、真ん中よりちょっと右側になりますけれども、投資的経費でございますが、過去5年間の中で最少の額ということなんですけれども、津久井町の場合、15年度2億3,500万円ということでしたが、これは特異値として外して考えてございまして、8億7,500万円を確保することとして推計しております。

その2つ右側の歳出合計でございますが、18年度以降、78億円から減少傾向で推移いたしまして、32年度は76億円台となるものと推計されております。

形式収支でございますけれども、18年度は財政調整基金を取り崩しゼロとなりますが、 19年度からは歳出超過というような推計結果になってございます。

それでは、12ページをお開きいただきたいと存じます。

相模湖町でございますけれども、まず歳入でございますが、一番左側の欄の町税は減少傾 向でございます。

1つ置きまして地方交付税(1)でございますが、16年度の普通交付税額と過去5年間で最少の特別交付税額の合計9億2千万円で継続すると仮定しております。そういたしますと、一番右側の欄の歳入合計では、33億円台から減少していきまして、32年度には32億円台となると推計いたしております。

次に、歳出でございますが、一番左側の欄の人件費ですけれども、18年度以降、9億 8,400万円ということで推計いたしております。

それから、2つ置きまして物件費でございますが、過去5年間の実績で0.6%増加しておりますので、18年度の5億6, 500万円が、32年度には6億1, 100万円になると推計いたしております。

そういたしますと、歳出合計の欄をご覧いただきたいと存じますが、22年度の35億 5千万円から減少傾向で推移いたしまして、32年度は33億4,800万円となると推計 いたしております。

従いまして、形式収支につきましては、19年度と20年度は、形式収支は1,400万円、そして700万円とプラスになりますけれども、18年度及び21年度以降は歳出超過、マイナスになると推計いたしております。

次に、13ページでございますが、合併する場合のパターンでございます。

まず、歳入でございますが、合併いたしますと、一番左側の欄の市税には、固定資産税と 都市計画税について、城山町の市街化区域内農地に関する宅地並み課税と合併による税収増 の分を反映させてございます。

それから、その右側の欄の地方譲与税・交付金は、自動車関係の譲与税・交付金は増加傾向にございますが、1市3町分を合計いたしますと、ほぼ横ばいになると推計されます。

その右側の地方交付税(1)でございますが、特別交付税を過去5年間の一番少ない額で仮定した各市町の額を合計しましたものと、また普通交付税につきましては合併による財政支援措置であります合併算定替が適用され、18年度から27年度まで毎年22億6千万円が交付されまして、28年度から32年度までの5年間は段階的に削減されるものといたしまして推計いたしております。また、普通交付税の合併補正30億円が加算されまして、特別交付税措置につきましても3年間で6億5千万円が加算されるものと計算しております。

その右側の欄の地方交付税(2)でございますが、臨時財政対策債の元利償還金相当額と、 19年度以降に臨時財政対策債制度が廃止された後の、それにかわる普通交付税措置額を加 算いたしております。

その右側の国・県支出金につきましては、18年度の311億円から32年度に318億円となるものと推計いたしております。

その右側の市債でございますが、18年度から27年度までの10年間につきましては、 合併特例債を発行上限額の50%を均等に発行するものと仮定して加算しております。

そして、一番右側の欄の歳入合計ですけれども、全体として減少傾向となりまして、18年度の合併時には1,963億円ですが、32年度には1,878億円となるものと推計されております。これは市税の減少が大きく影響しているものと考えられるものでございます。次に、歳出でございますが、一番左側の欄の人件費は、退職者の大幅増による退職手当関

次に、歳出でこさいますか、一番左側の欄の人件質は、退職者の大幅増による退職手当関係費の増減を見込んでおります。

それから、15年度から3年間での150人の職員減、これは相模原市関連ですけれども、

それを反映しまして、更に、合併後はスケールメリットを活かして議員削減を行うと仮定し、25年度までは減少傾向となります。ただし、退職手当の支出が集中する時期がございますので、28年度をピークに、25年度から増加傾向となっております。28年度以降は減少傾向でございます。

それから、2つ飛ばしまして物件費でございますが、物件費につきましては、類似団体の 額まで減少させるものと仮定いたしまして、18年度の242億円を32年度で201億円 まで削減するものとして推計いたしております。

そして、歳出合計でございますが、21年度の1,933億円をピークといたしまして減 少傾向となっております。

一番右側の形式収支でございますが、形式収支は、19年度の約53億円をピークといた しまして、29年度の4億3千万円まで減少いたしますが、その後増加し、32年度には 30億円強という状況になると推計されます。

この形式収支の歳入超過分と投資的経費を利用いたしまして、まちづくりの将来ビジョン の様々な施策を実施することが可能となると考えられるものでございます。

以上で、財政シミュレーションの説明を終わります。よろしくご協議くださいますようお 願い申し上げます。

〇小川会長 ご苦労さまでした。

只今、「協議第26号 まちづくりの将来ビジョン (素案) について」並びに財政シミュレーションについて説明がありました。

ここで協議に入らせていただきます。

只今の説明に対しましてご意見等ございましたら、お願いいたします。

はい、どうぞ。お待たせしました。

〇串田委員 先程は大変失礼しました。

前段のまちづくりの将来ビジョンについてご意見を申させていただきたいと思います。私、 城山町の串田と申します。地元では自治会連合会の会長をやらせていただいていますが、そ ういった立場もかみ合わせながらご発言をさせていただきたいと思います。

将来ビジョンの6ページで、プロジェクトの1つとして、市民キャンパスプロジェクトの中で生涯学習都市を目指すと書かれております。文化施設、或いはレクリエーション施設などについても触れられているようでございますが、また17ページの中では、⑥のスポーツ・レクリエーションの展望として、或いはスポーツ・レクリエーション施設の整備等がう

たわれ、⑦では、文化施設の整備及び活用として、津久井地域への文化施設の配置が書かれておるようでございます。その点について触れさせていただきたいと思います。

本町、城山町は、急速な住宅地として都市化が進んでまいりました。転入してこられる方も大変な都市的なライフスタイルを持っておりまして、住民の過半数を占めるような形になってございます。地域社会も、従いまして、大きな変化を持ってきたようなところでございます。このような社会構造の変化の中から、住民の意向調査等をいたしますと、町民が町の将来像として求めるものは、水と緑に囲まれた住民の町、或いは教育、福祉を重視した文化の町であるというふうなことでありますが、施策要望としては、文化センター、或いは図書館等の文化施設の充実が常に上位を占めているところでございます。暮らしの楽しみや生きがいを求める文化活動、或いは学習活動への意欲も年々高まっております。

文化センターの建設については、かねてから、住民のニーズを実現するために、身近な施設として町民の多様な芸術文化活動や生涯学習活動の拠点として、我々住民が強く求めてまいりました。また、自治会としましても、色々な活動の場でもあるし、住民が気軽に使える、また集える場所であると、様々な活動の場を整備することを求める意見も数多く聞かれてきたところでございます。

ここで、相模原・津久井地域の合併に伴い、これからの町民の要望にこたえるためにも、 更には新市のより中心的な地域、津久井、或いは相模原全体を考えても、城山が中心的な存在になってくるのではないかなと、こう想像されるところでございますが、幸いにもそういった位置にあり、また自然豊かな城山高校、中沢中学校を初めとしまして、津久井湖の周辺、水の苑地、花の苑地、或いは370メートルばかりの標高差のある城山を控え、それには大変な歴史が積まれておるというふうなところで、できれば、そういった学園、或いは観光、或いはレクリエーション施設の整っている、県も大分大きな事業を進めておるところですが、そういうところに文化的な施設が来ていただければというふうに幸いに存じておる訳でございます。

また、城山の東部を見てみますと、相模原の二本松地域に隣接しておるところに1万8千平方メートルばかりの横山スポーツ広場というのがございます。ここには、町民はもとより、相模原市の方々も、少年野球を初めとしてグラウンドゴルフ、ゲートボールと、色々と多種多様なスポーツが行われているところでございますが、現在、1つ悩みがございます。あそこの横山スポーツ広場においては、町で借地として借り上げているというふうなところでございますので、この合併を踏まえて、ひとつ取得ができたらいいのではないかなというふう

に考えております。

また、こういった隣接する中でも、道一つ隔てますと、原宿公園と、多目的なやはりこれも広場でございますが、そういったところを大きな形の中で一括的な活用を考えますと、広域避難所としても、相模原市の現在の市民、或いは城山町の町民とも使えるのではないかというふうに思っております。自治会をあずかる立場として、自主防災組織を代表する一員としても、こういった整備をしていただければというふうに望むところでございます。

以上、2つの文化スポーツ施設は、合併後は、地域的な条件――これは相模原と津久井の中央であると先程もちょっと触れさせていただきましたが、交通的条件、このビジョンの中でも、さがみ縦貫道路、或いは津久井広域道路とか、また橋本から三ケ木までの国道413号線ですか。この周辺にもあたりまして、そういった点から見ても、新たに新市民と呼ばせていただきますが、現在の相模原市の市民、或いは津久井3町の町民、こういった合併をされた時には、新しい市民というふうに私、考えたいと思うんですが、そういった交流の場でもあり、活動の拠点となっていくのではないかというふうに考えます。

また、産業、文化、或いは自然を学ぶ、そういう新都市の発祥の姿として是非実現させていただけたら幸いと存じますので、以上、ちょっと長くなりましたが、意見としてお伝えさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

〇小川会長 ご意見ありがとうございました。

他にございませんか。

はい。

○髙城委員 津久井の髙城です。

財政シミュレーションの中で、2ページなんですけれども、ちょっと具体的な説明を事務 局の方でお願いしたいと思いまして、質問に至っております。

この中で歳入がありますが、歳入の中で固定資産税と都市計画税に関しまして、後段に、「合併する場合は、城山町の土地について宅地並み課税分を見込む」というふうな表現がありますが、具体的な地方税法的な背景、根拠と、増収的な金額的なものの具体的な数字、ある一定のものでご説明いただけたらと思います。

〇小川会長 事務局、どうぞ。

事務局次長。

○内田事務局次長 まず、固定資産税の関係でございますが、現在、相模原市の場合は農地に 関しまして宅地並み課税というふうになってございますけれども、城山町の場合はその対象 から外れておるものでございます。そこで、今回、合併いたしまして一つの市になりますと、 平成24年度から、特定市街化区域内農地のうち生産緑地に指定されていない指定要件該当 外の農地につきましては宅地並み課税ということになりますので、その分を上乗せするとい うことで計算をいたしております。ただ、これは不均一課税がなされるというふうに仮定し ておりまして、合併特例法に基づきまして平成23年度まで不均一課税がなされるというこ とで、24年度から加算するような形にしております。

額でございますが、すみません、少々お待ちください。失礼いたしました。24年度以降、 段階的に約2,900万円が上乗せされるということでシミュレーションはさせていただい ております。

また、都市計画税につきましても同様な考え方でございまして、合併特例法に基づきまして23年度までは不均一課税がなされると想定いたしまして、平成24年度以降、段階的に約1,300万円が上乗せされるということでシミュレーション上は計算させていただいているところでございます。

以上でございます。

〇小川会長 他にございませんか。

よろしいですか。

- ○髙城委員 あと1点、別件なんですけれども。
- 〇小川会長 はい、どうぞ。
- ○高城委員 財政シミュレーションの中で、合併する場合の13ページの数字なんですが、やはり合併の効果というものを財政的にも期待したいというのが一委員の考えというか、思いなんですけれども、こういう中で見ていった場合に、そういうふうなご努力はされているというふうに思いますが、歳出に関しまして人件費がありますが、これが、18年以降、減額傾向、減額努力が見られないということで、説明の上では、退職金がある一定額出てくるとか、そういう話がありましたが、それ以上の機構や色々なところの財政とか共通部門とか、そういうところは統一されていく訳ですから、人員の取扱いとか、色々なところを切り込みすることによって、ここのところは金額的に大きなものがあるというふうに思います。住民が、市民が、町民が受ける新しい受益も大事ですが、具体的な意味で、財政の立て方というのは非常にこれは重要だというふうに思います。その財政の立て方について、この13ページは非常に重要な位置付けを示していると思いますが、それについての、特に歳出の方には、人件費を特に中心として改革方向というようなことの切り込みが少ないのではないかという

ふうな印象を受けたんですが、もしご説明があればお願いしたいと思います。

- 〇小川会長 事務局次長。
- ○内田事務局次長 合併した場合には当然スケールメリットが出てまいる訳でございまして、そういったものも勘案しながら、シミュレーション上は、この中に7年間で210人、人員を削減するということで織り込んでございます。ただ、退職手当の、ちょうどその支給される方々が一度に退職したりする関係で、その分の効果が見えにくくなってございますけれども、資料の作り方につきましては、委員のご指摘もございましたので、工夫させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〇小川会長 他にございませんか。

はい、柴田委員。

○柴田委員 ありがとうございます。同じようになるんですが、まず、ビジョン策定の皆さん、 本当にお疲れさまでした。短期間でこれだけの資料、読むだけでも本当に大変です。

まちづくりの将来ビジョンの中で、プロジェクトというものが色々様々書かれております。 産業界の誘致であったり、ベンチャーの誘致、6ページの部分ですね――が書かれておりますが、今の歳出の部分に関してもそうなんですが、歳入の部分でこういうようなプロジェクトが全く反映されてこないのかどうか。先程委員の方からもお話が出ましたが、歳出の部分の効率化だけではなくて、歳入の部分に関して、これだけの大きな市域になっていく訳ですから、また市としても魅力のあるまちづくりをしていく訳ですから、何らかの歳入増が見込めるのではないのかなという部分につきましてご説明いただきたいのと、あと2点ございます。

平成32年度以降のシミュレーションがございません。これは激変緩和措置が終了するまでしか書いていなくて、それ以降、収入がなくなった場合のシミュレーションも是非立てて 提出いただきたいということですね。その2点、お願いします。

すみません、もう1点ありました。申し訳ありません。合併しなかった場合の歳出の総合計、1市3町の場合の総合計、合併をする場合という形でのこの歳出の総合計、当然これは効率化されていると思いますので、これは資料的に、是非並列をしていただけるように。今の資料ですと、各市、3町を全部足して、その数字を出してみて、合併する場合のものと比較をしないと分からないという非常に見づらい資料になっておりますので、その点、また提出いただけるかどうか、ご確認させてください。

- 〇小川会長 事務局次長。
- ○内田事務局次長 まず、1点目の歳入の増加分を見込まないのでしょうかというお話でございますが、確かに、まちづくりの検討委員会の時にも、素晴らしい町を作っていって、人々が集えば人口も増加すると。すると税収もふえるというようなご議論もございましたけれども、現在のシミュレーションにおきましては、それがどの程度見込めるのかというところがなかなか計算しづらいということがございますので、現在のところは入っておりません。今後、皆様のご意見をいただきながらこれを改良していくといった場合に、そういうことがどの程度、どういう考え方で入れられるのか、これは引き続き検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、2点目の平成32年度までしかないが、その後はいかがかというご質問でございますけれども、これにつきましては、1つは、長期間シミュレーションをすればするほど精度が下がるということもございます。ですから、例えば、20年、30年シミュレーションをするのはどれほど意味があるのかということも1つございます。

それから、15年間の間は国の財政支援措置が何らかの形で行われる訳なんですけれども、交付税の算定替などにつきましては10年間は保障されるような形になりまして、あとの5年間はだんだん減っていくということになりまして、最後の年はもう0.1分しかないんですね。そういった点では、32年度の値に近いものが翌年度の状況なのかなと。ただ、これも計算してみなければ分からない部分もございますので、そういうことも是非やるようにというお声が大きければ、色々考えていかなければいけないかなというふうに考えております。

それから、1市3町の単純合計につきましても、これは、このシミュレーションを住民の 皆様にどういうふうに分かりやすく示していくかという問題であると思っておりますので、 そういった色々な工夫ができないかどうかは考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

〇小川会長 よろしいですか。

他にございませんか。

では、どうぞ。小林副会長さん、どうぞ。

○小林副会長 すみません。1つは、この財政シミュレーションについて、先程柴田委員の方から指摘された事項ですけれども、その回答があった訳ですけれども、長期間やれば精度が下がるとか、長期間やることの意味がないと、こういうことを言われたんですけれども、或いは平成32年に近いものがそれに実態的に近いだろうと、こういう推測でされていますね。

そして声が大きければやるという回答がありました。

ところが、先程柴田委員の指摘の期間というのは、合併後10年間プラス5年というのは、一番、俗に言う潤う期間。合併を目指す場合のおいしい期間なんですね。ところが、その後の激変緩和措置が解除された後の実態というのをきちんとシミュレーションしなければ、合併の是は、この10年プラス5年間で、平成32年で証明できると思いますね。ですけれども、その後の33年以降も厳しい時代かもしれません。或いはそうでないかもしれません。そこをきちんとシミュレーションしない限り、これは、合併の是はここで入れたとしても、非はここでは判断できない。

すなわち、私は、これは合併の是非を、任意協議会というのは合併の是非を協議するという以上は、是非を協議する訳ですから、このシミュレーションの資料も合併の是非を論じるに足りる資料でなければいけない。すなわち、この平成32年まででは、私は、はっきりいいますけれども、資料足り得ない。必要条件であっても十分条件ではないということをはっきりした方がいいと思いますね。

それから、声が大きければやるというような代物ではないと思いますね。平成33年以降がどうなるのか。これは合併すれば平成32年までは潤う期間としてあると思います。ですけれども、これはだれが見ても考えられることですよ、シミュレーションしなくても。ところが、その後の5年間ないし10年間を見なければ合併後の15年後以降の実態が分からないとすれば、これはきちんとやらなければ、これは資料足り得ないというふうに思います。その点についてどうされるのか。声は大きく言った訳ですけれども、数としては少ないかもしれませんが、貴重な意見として是非取り上げていただければと思います。

それから、事務局の方から財政シミュレーションの見方について解説書を、未定稿ですけれども、いただいたことには感謝いたします。

それから――一問一答がいいですか。

- 〇小川会長 いやいや、言ってしまってください。
- ○小林副会長 2つ目は、先程こちらのまちづくりビジョンの中の言葉からもありますように、 政令指定都市を目指されるということがありましたので、これは、例えば、1市4町のシミュレーションでもいいですから、政令指定都市を想定したもので、やはりこのシミュレーションが必要だというふうに思います。財政シミュレーションですね。

何故かといえば、実は、最近、城山町でもはっきり分かったことですけれども、平成15年1月21日に県の市町村課からCD-ROMが来ておったことが判明した訳ですね。とこ

ろが、町は、それが来たにもかかわらず、シミュレーションをやった形跡はどうも薄そうなんですよね。それで、そのシミュレーションCD-ROMというのは、合併する場合としない場合の財政見通し、シミュレーションをする場合のツールとして、道具として使ってくださいということがあった訳です。これが最近、城山町で分かったことです。

ですから、県でも1市4町、或いは政令指定都市の場合はどうなるかというのをやっておりました。具体的にそれを見たところ、政令指定都市になるとかなり経済的に財政見通しが厳しくなるという一つの傾向が出ていますので、これで断言する訳ではないですけれども、少なくとも一つの資料としてはっきり出ている以上は、これは、きちんと政令指定都市を目指すと言った以上は、そこのシミュレーションも必要だということが2点目ですね。

それから、合併特例債なんですけれども、1つは、事例として50%を利用されるということでこの財政シミュレーションが出ています。ですけれども、この根拠が何なのか。少なくとも、このまちづくりビジョンの4ページから6ページのあたりにあるプロジェクトをやるためには、50%で足りるのかどうか。むしろ100%ということも考えなければいけないだろうと思いますし、或いは75%、25%、0%というシミュレーションをしなければいけないのではないかというふうに思います。何故50%としたのか、その辺が根拠が極めて薄いのではないかというふうに思います。

そこで、実は、この合併特例債460億という話も出ている訳ですけれども、2%で25年間、計算してみました。そうしますと、3分の1は返さなくて、3分の2は交付税措置をされるということですけれども、そもそも交付税措置がされるということは、交付団体だった場合が交付税措置がされるのであって、不交付団体になって、たまたまなった年が5年間ぐらいあったとすると、その間は交付税措置はされないということになる訳ですね。そうすると丸々返さなければいけない。3分の2丸々が返さなくてもいいという、そういう代物ではないということをきちんと認識する必要があるだろうというふうに思います。

それから、例えば、460億の3分の2をしますと、これは306億円と、3分の1は154億円になりますね。先程の交付税措置がされるかどうかという問題は3分の2の306億円の方なんですけれども、たまたまその3分の1の元利償還しなければいけない154億円で計算しますと、元金が150億円ですから、それに利息が2%で25年間で計算しますと、約77億円ぐらいかかって、結局、460億の合併特例債の最高限度の半分になってしまうと、こういう実態が出てくるということも今後厳しく見ていかなければいけないという点があるということも認識しなければいけないと思います。

それから、交付税措置については先程指摘したとおりです。不交付団体、これは、こういう場合は交付税措置が見込めないという結果になるということもどうなのかということを事務局に確認したいと思います。

それから、先程、5つ目なんですけれども、固定資産税、都市計画税、事業所税、これは 城山では極めて重要な税金上の問題が出てきます。確かに不均一課税は5年間できますけれ ども、これは実は、先程固定資産税2,900万、都市計画税1,300万ということがあったんですけれども、事業所税の回答がなかったと思うんですね。事業所税を町で計算しましたら幾らになるのか。これは6,300万円になる。億円ではないですね。そうすると、約9,000万ないし1億円が、期限後は、平成24年以降から、段階的ということはあるんでしょうけれども、最終的には1億近くの増税になるという実態が判明しています。もちろん、先程言われたように、これは様々なやり方で生産緑地の指定をすればあるんですけれども、それは状況がかなり厳しい。相続税猶予制度の適用と同じぐらいの営農を続けるという前提になりますので、そういったことを含めて、この実態について再度正確に教えていただければと思います。

- 〇小川会長 いいですか。
- 〇小林副会長 はい。
- 〇小川会長 事務局、どうぞ。

事務局次長。

○内田事務局次長 まず、1点目の平成33年度以降もシミュレーションを行うべきであるということでございますが、先程も申し上げましたように、長期間にわたりますと精度が下がるということもございますし、国の支援措置も10年間を過ぎた後は段階的に減ってまいりますので、15年度目はかなり低い状況になるということでございます。そういった状況の中で更にやる必要があるかどうかにつきまして、皆様方でご議論いただければと事務局としては思うところでございます。

それから、2番目の政令市を目指す場合の財政シミュレーションを行うべきであるという 点につきましては、まちづくりのビジョンでも政令市を視野に入れてということで一つの夢 として行っておりますので、今の段階で政令市ということで財政シミュレーションをする意 味がどれぐらいあるかということについてご議論いただければと思います。

それから、県のシミュレーションソフトの話が出ましたけれども、県のシミュレーション ソフトはサンプルをデータに入れているものでございまして、どのような財政運営、例えば 投資的経費を幾らにするかと、こういう額を与えることによりまして結果はかなり変わって くるものでございます。ですから、今サンプルデータで政令指定都市になった場合に赤字が 出るといたしましても、色々な要因を入力することによって、また違う結果も出る訳でござ いますので、政令指定都市になるから赤字になると、こういうものではないということを付 言させていただきます。

それから、3番目の合併特例債の50%の根拠についてでございますけれども、これは、 先程申し上げましたように、今の段階で、まちづくりの将来ビジョンの中にあります各施策 につきましてどれぐらい――事業費ですとかを計算されている状況でもございませんし、事 業費、事業内容が分からなければ、起債をどれぐらい充てるかということも分からない訳で ございます。そうした中でのシミュレーションでございますので、真ん中をとって50%と いうふうにさせていただいた訳でございまして、これは現段階でそのようにさせていただい ているところでございます。

それから、事業所税について先程答弁を漏らしまして、大変失礼いたしました。少々お待ちください。お待たせいたしました。事業所税につきましては資産割と従業者割とございまして、城山町につきましては、資産割が6,600万円ということで推計いたしております。それから、従業者割の推計につきましては800万円程度ということで推計いたしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○小川会長 はい、どうぞ。

○小林副会長 できるだけ簡潔にさせてもらいます。少なくとも期間については、平成32年 以降についての問題で、段階的に下がる状況の中でやる必要があるかという回答があったん ですけれども、段階的に下がる可能性があるからこそやる必要があるんですよ。上がる可能 性があったらやる必要ないのは当たり前ではないですか。それが1点ですね。これは必ず出 してほしいと思います。

それから、県のソフトについて、いかにも信憑性がないかのように言われましたけれども、 あくまでも、これは真実ということで言っている訳ではなくて、一つの傾向を示すものとし てあったということで、更に全国の政令指定都市の中でかなりの部分が財政状況が厳しいと いう実態があるということも、皆さん、ご存じだと思います。具体的には川崎市だってそう ですね。そういったところをきちんとしなければ、政令都市を目指すということを簡単には 財政的には言えない実態があるということも、シミュレーションの中でやはり財政的な見通 しをとるということは絶対に必要なことだと思いますので、是非やっていただければという ふうに思います。

それから、合併特例債について、不交付団体の場合はどうなのかということの回答がありませんでしたので、確認の意味で回答をいただければと思います。

それから、事業所税については、これは先程、城山では7,400万ですね。6,600 と800ですから7,400万。それから、都市計画税の宅地並み課税相当分が1,300 万、固定資産税の宅地並み課税相当分が2,900万。合計すると、これだけでも1億 1千万ぐらいの城山の増税。もちろん同じ人ではないんですけれども、そういった重要な税 金問題が出てくるということ。

更に、かてて加えて、これは是非協議会、任意協の皆さんにも知ってもらいたいんですけれども、この事業所税というのは、相模原の経営者の方はご存じだと思うんですけれども、経営の実態のいかんに問わずということなんですよね。ですから、赤字企業であろうと黒字企業であろうと、これは納めなければいけない。これは、要するに税法ですからね。ところが、いわゆる法人税と一般的に言われているものは、赤字だったら納めなくてもいいと、こういうふうに言われている訳です。ところが、この事業所税については、経営のいかんを問わず、余り赤字という言葉はいけませんが、経営のいかんを問わずということは赤字ということで、赤字であっても納めなければいけない。こういう実態にあるということは、非常に城山としても、新たな課税として、税金問題で、この辺はきちんと今後慎重に分析しなければいけないというところが直面している実態です。

〇小川会長 事務局次長。

〇内田事務局次長 すみません。先程答弁を漏らしまして失礼いたしました。

合併特例債の元利償還金に対する普通交付税措置でございますが、当然のことながら、普通交付税というのは基準財政需要額と基準財政収入額の差でございますので、ある年度で基準財政収入額の方が基準財政需要額を上回った場合には、不交付ということになることは、制度上、そのとおりでございます。

それから、城山地域で固定資産税、都市計画税、事業所税が増税になるというお話でございますけれども、税というのはやはりその地域に還元されていくものでございまして、相模原市の事業所の方々、皆さん、払っておる訳で、一つの市になった場合、そういうようなものは当然一緒に負担して、更にその利益を得るというのは税の構造上は当然のことなのかなというふうに考えております。

以上です。

- 〇小川会長 はい、小林副会長、どうぞ。
- ○小林副会長 簡単にですけれども、今の答弁で、税というのはその地域に還元されると言いましたけれども、これは目的税ですか。目的税だったらその地域に還元されると思うんですよ。だけれども、これは新市に一般化された税金として税金を使うのは当たり前、そういうふうになっていく訳だと思うんですが、城山、いわゆる旧行政区の城山だけでこのお金が使われるのかどうか。そういうみたいな答弁でしたので、確認の意味でお聞きしたいと思います。

それから、合併特例債のシミュレーションは、100%、75%、25%、0%の、この シミュレーションを是非出してくださればと思いますが、いかがでしょうか。

- 〇小川会長 事務局次長。
- **〇内田事務局次長** 失礼しました。都市計画税や事業所税は目的税というふうに認識しておりまして、それは、市の運営の中でやはり各地域を見ながら、その分、投資していくというものの原資になるものでございます。

それから、シミュレーションなんですけれども、通常、私どもが調べたものでは、こういう合併協議につきまして、そういうビジョンを作ります。それに対する財政シミュレーションというのは大体1種類というふうに認識しておりまして、それを今おっしゃられたような何種類も作る必要があるのかどうかにつきましては、是非協議会の中で議論していただければと思います。

以上でございます。

〇小川会長 いかがでございましょう。

三橋委員、どうぞ。

〇三橋委員 相模原の三橋です。

今、小林副会長さんのお話の中で、政令指定都市と再三おっしゃられました。この合併協議会で、政令指定都市を目標にするとか、そういう決議をしたことはございません。将来、そういう形というものがあり得るだろうという議論をしている訳です。この場で、それも併せてお言葉としておっしゃるのはいかがなものかと思います。それは当然数字が伴うものですから、それは言葉としてちょっと言い過ぎではなかろうかと。それは、もちろん、これはまちづくりの中では一つの理想としてそれをとらえているということです。協議会としてもそれを議決した訳でありませんし、議論したこともないし、一つの目標としてとらえた訳で

もない。誤解を生ずるから、あえて申し上げさせていただく。

〇小川会長 他にございませんか。

吉田先生、もしアドバイスございますしたら。

〇吉田アドバイザー それでは、一言だけ意見を申し上げておきたいと思います。

文字どおり熱い議論になっているんですが、今、シミュレーションのお話が色々話題にな っておりましたが、先程の説明にありましたように、条件の設定いかんによってはかなり変 わってくるという、そういう性格のものである訳ですね。ただ、私が見る限りは、このシミ ュレーションはかなり厳しく、それぞれ条件を設定していらっしゃるなという感じがしまし て、例えば扶助費というのがありますが、これは大都市ですと一般に大きく増加してくるも のですが、恐らく相模原の地域ですと、団塊の世代が中心になっておりますので、かなり急 速な高齢化というようなものにあらわれるかなというような感じもする訳でして、そういう 面で見ますと、先程全国平均を使われたというご説明になっておりましたが、そういう面で、 かなり抑えたといいますか、或いは投資的経費については最低限のものを使いましたという ご説明をさっきされたと思いますが、そんなふうな幾つかの条件設定を見ますと、基本的に はかなり厳しくといいますか、言いかえると、1市3町の方々にできるだけ的確な説明責任 の果たせるといいますか、余りふろしきを広げるのではなくて、この範囲であれば、今後、 ビジョンとか仕組み、或いは行政のあり方を考えていく上で、ベースとして考えていいとい う、そんなふうな推計結果が出されているのではないかなという感じがしますので、私は、 これからの議論ですと、このシミュレーションをベースにされることで十分ではないかなと いう感じがしております。

〇小川会長 ありがとうございました。

今、シミュレーションのことが議論になっておる訳でございますが、いかがでしょうか。 このシミュレーションの扱いについては、この部分だけ幹事会に戻して、幹事会でまた練っ ていただくというようなことでいかがでございましょうか。その幹事会でまたシミュレーションを更に幾つかやってみるというのであればよろしい。例えば必要がないということであればというようなことで、幹事会に、いかがでございましょうね、お任せいただけるというようなことで。

他にございませんか。

ございませんようですので、本日ご提案いたしましたまちづくりの将来ビジョン (素案) につきましてはご承認をいただいたこととし、今後はシンポジウムでの報告やアンケート及 びパブリックコメントを実施して、住民の皆様のご意見をいただいた上で、更に協議会で協議を行ってまいりたいと、このように思っておりますが。また、このシミュレーションの扱いについては幹事会で更に議論をいただく、こういう一つの附帯条件つきでございます。このような取扱いでよろしゅうございますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○小川会長 異議なしとの声がございますので、「協議第26号 まちづくりの将来ビジョン (素案) について」は、ご承認をいただいたものとさせていただきます。

次に、「協議第27号 都市内分権と地域自治区等の設置について」を議題といたします。 事務局から資料の説明をいたさせます。

事務局次長。

口協議第27号 都市内分権と地域自治区等の設置について

〇内田事務局次長 協議会資料の18ページをお開きください。

「協議第27号 都市内分権と地域自治区等の設置について」、ご説明をさせていただきます。

都市内分権と地域自治区等の設置について、次のとおり協議を求める。

平成16年9月21日提出、相模原・津久井地域合併協議会会長。

新市全体の都市内分権のあり方については、合併後5年を目途に検討するものとする。

合併前の地域の歴史や文化などの特色を生かしつつ、合併後の新市における一体的なまちづくりを円滑に進めるための経過措置として、市町村の合併の特例に関する法律(以下「合併特例法」という。)第5条の5第1項の規定に基づく地域自治区を次のとおり設置する。

1 地域自治区の設置。

城山町、津久井町及び相模湖町に、それぞれの区域を単位とした地域自治区を設置し、名 称は、それぞれ「(仮称)城山町」、「(仮称)津久井町」、「(仮称)相模湖町」とする。

2 地域自治区の設置期間。

合併の期日から5年間とする。

- 3 地域自治区の事務所の位置、名称、所管区域等。
- (1) 事務所の位置、名称及び所管区域は、次のとおりとする。

地域自治区の名称は、それぞれ(仮称)城山町、(仮称)津久井町、(仮称)相模湖町。 事務所の位置は、それぞれの合併前の町役場の位置とする。事務所の名称については、それ ぞれ(仮称)城山町地域自治区事務所、(仮称)津久井町地域自治区事務所、(仮称)相模 湖町地域自治区事務所。事務所の所管区域については、それぞれの合併前の町の区域とする。

(2) 事務所の事務。

ア 市長の権限に属する事務の一部を分掌する。

- イ 地域協議会の庶務を処理する。
- (3) 事務所の長。

事務所の長は、事務吏員とする。

4 地域協議会の設置。

地域の住民の意見を反映させるため、それぞれの地域自治区に地域協議会を設置し、名称は、それぞれ「(仮称)城山町地域協議会」、「(仮称)津久井町地域協議会」、「(仮称)相模湖町地域協議会」とする。

- 19ページをご覧ください。
- 5 地域協議会の構成員。
- (1)選任。

地域自治区の住民から市長が選任する。選任に当たっては、各地区の代表、各種団体の代表での他学識経験者、公募委員を含める等、地域自治区の住民の多様な意見が適切に反映されるよう配慮しなければならない。

- (2) 定数。
- 30人以内とする。
- (3) 任期。
- 2年以内とする。
- (4)報酬。

報酬は、支給しない。

- 6 地域協議会の会長及び副会長。
- (1)地域協議会に会長及び副会長を置く。会長及び副会長は、構成員の互選により決定する。
- (2) 市長は、会長若しくは副会長が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める時、 又は会長若しくは副会長に職務上の義務違反その他会長若しくは副会長たるに適しない非行 があると認める時は、これを解任することができる。
 - 7 地域協議会の権限。

- (1) 市の事務で地域自治区の区域に係るもの等について、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。
- (2) 市長その他の市の機関は、地域自治区の区域に係る重要事項を決定し、又は変更しようとする場合においては、予め地域協議会の意見を聴かなければならない。

20ページをお開きください。

都市内分権と地域自治区等の設置の考え方について、ご説明をいたします。

まず、地域自治組織等の概要につきまして、ご説明をさせていただきます。

恐縮ですが、23ページをお開きください。

4つの組織について記載させていただいております。いずれも設置については任意でございます。必ず置かなければならないものではございません。

一番右に地域審議会がございますが、これは、合併後も地域住民の声を施策に反映させ、 きめ細かな行政サービスを実現させるために、合併前の市町村の協議により旧市町村の区域 を単位として必要な区域に置くことができます。地域審議会は、旧市町村の区域に関する事 務について、新市町村の長の諮問に応じて又は必要において意見を述べることになります。 また、新市町村の長は、市町村建設計画を変更しようとする時には、地域審議会の意見を聞 かなければならないこととされています。

次に、いわゆる地域自治組織の概要につきましてご説明いたします。

左からご説明いたしますと、改正地方自治法による地域自治区は、合併にかかわらず、全ての市町村で設置できます。ただし、市の全域にわたって設置しなければなりません。市域の一部にだけ設置することはできないこととなっております。

その右側の改正合併特例法による地域自治区でございますが、これは、1又は2以上の旧市町村単位で設置できることとなっており、例えば、相模湖町という単位で設置することも可能ですし、城山町と津久井町の2つの町を合わせて1つの地域自治区を設置することも可能でございます。

更に、その右側の合併特例区は、特別地方公共団体として法人格を持つものです。この合併特例区の長につきましては、任期2年以内の特別職となります。合併特例区は、公の施設の設置管理や地域振興イベント等を処理することができます。また、合併特例区協議会には、予算等の重要事項に関する同意権があります。

この合併特例区と、その左側の合併特例法による地域自治区では、住居表示の特例がございます。例えば、相模湖町に改正合併特例法によります地域自治区を設け、名称を「相模湖

町」とすれば、新市の名称の次に「相模湖町」が入って、次に字名というふうになるもので ございます。「津久井郡相模湖町与瀬896番地」が「相模原市相模湖町与瀬896番地」 になる訳でございます。

地域自治区のイメージを持っていただくため、左から2番目の太線で囲ってあります改正 合併特例法による地域自治区につきまして、ご説明をさせていただきます。

24ページをお開きください。

24ページ、表題に「城山町、津久井町、相模湖町に設置される地域自治区のイメージについて」とございますが、旧町単位で置かれる地域自治区には、総合的な事務所と地域協議会が置かれます。旧町役場に総合的な事務所を置き、本庁の出先機関の役割と地域自治区の事務所という2つの機能を持つものでございます。その所長は市長が任命し、指揮監督する形となっております。

一方、地域協議会は、学識者や各地区の代表者、各種団体の代表者、公募で選出された方などで構成いたしますが、市長が選任することとなっております。市長の諮問に対して協議を行い、意見を言うことになります。地域自治区は、協議会と事務所が住民や町内会、NP Oなどと協働し、地域のことについて話し合うことになります。

25ページをご覧いただきたいと存じます。

次に、合併に伴う事務イメージの比較でございますが、総合的な事務所は、住民サービスの提供機能と、まちづくり支援機能を担う出先機関としての事務と、戸籍や市税などを扱う 身近なサービス、そして地域協議会の庶務を行う地域自治区の事務を行います。

なお、現在の町役場が行っている政策企画内部管理機能は、新市の本庁へ統合されること になります。

また、1市3町が合併いたしますと、3町の区域は中核市である相模原市がカバーすることになりますので、図の右上のグレーの部分にありますように、中核市としての事務や県からの移譲事務、福祉事務所のように一般市の事務を行うことになりますが、どのように県から新市が引き継ぎ、サービスを提供していくかは、今後検討することになります。

それでは、協議会資料の20ページに戻っていただきたいと存じます。

20ページでございますが、都市内分権と地域自治区等の設置の考え方について、ご説明をいたします。

まず、1の基本方針でございますが、新市全体の都市内分権のあり方につきましては、合併後5年を目途に検討するものとしております。

新市としての一体的なまちづくりの推進と行財政運営の効率化を図るため、城山町、津久井町及び相模湖町に、それぞれの区域を単位とした合併特例法の規定に基づく地域自治区を設置することとしております。この地域自治区の設置期間については、合併の期日から5年間とするものとしております。

合併特例法に基づく地域自治区の設置でございますが、補足説明にありますように、地域 審議会は、それより機能のしっかりした地域自治組織が創設されたため検討対象から除外し ております。

また、改正地方自治法による一般制度である地域自治区につきましては、合併を行う段階で、新市域全体を区割りし、設置することが困難なため選択しない。

合併特例区は、法人格を持つ特別地方公共団体であるため、新市一体となったまちづくり 推進の必要性と行財政運営の効率化の観点から選択しないこととしております。

21ページをご覧いただきたいと存じます。

地域自治区には、地域協議会と事務所という大きな2つの要素がございますが、住民を主体とする「地域協議会」の設置により、住民意向を行政施策へ反映する。地域住民に身近な行政サービスを提供する「地域自治区の事務所」を設置することといたしております。

22ページをお開きください。

真ん中辺でございますが、5の総合的な事務所等についてでございますが、先程来ご説明をさせていただきましたように、地域自治区の事務所プラス本庁の出先機関でございます。また、旧町にある支所、出張所などの出先機関につきましては、事務内容を精査し、住民サービス事務を取扱うものとしております。この地域自治区につきましては、先程申し上げましたように設置期間を5年間とすることとしておりますが、この間に新市全体の都市内分権のあり方について検討することとしておるものでございます。

それから、26ページから27、28ページに関係する法令を掲載いたしておりますので、 ご参照いただければと存じます。

以上、都市内分権と地域自治区等の設置につきまして、提案のご説明をさせていただきました。よろしくご協議くださいますようお願い申し上げます。

〇小川会長 只今事務局から、「協議第27号 都市内分権と地域自治区等の設置について」 説明がありました。

ここで協議に入らせていただきます。

只今の説明に対しましてご意見等がございましたら、お願いいたします。

では、すみません。どうぞ、矢越さん。

〇矢越委員 相模原の矢越でございます。ありがとうございます。

まず、都市内分権の方なんですけれども、前回も言ったかと思いますが、「合併後5年を 目途に検討するもの」というふうに書かれてあるんですけれども、今現在、都市みらい研究 所の方でも研究がなされておりまして、来年の3月で2年ぐらいですか。合併するのが再来 年ということになりますと、都合8年間、都市内分権を検討に検討を重ねる訳なんですけれ ども、8年後に更にまた検討するということなんでしょうか。これをいつ実施するのかとい うのがあいまいな表現になっておりますので、その辺をちょっとお尋ねしたいと思うんです けれども。

- 〇小川会長 企画部会副部会長。
- ○渋谷企画部会副部会長 前回もそういうお話があったかなというふうに思うんですが、まず 1つは、この5年という意味なんですが、事務事業の一元化の基本方針で激変緩和経過措置 という中で、3年、5年というのが原則に基本方針としてなっております。その5年の方を 選ばせていただいたということが1点です。

それから、今お話がありましたように、都市みらい研究所におきまして、現在、相模原市の、現在の相模原市の都市内分権について研究が始まっておりまして、来年の3月にその研究成果が報告されるという予定になっております。その後、相模原市として、1つは施策化の検討を始めなければいけない。いま一つは、この合併に伴います新しい3町を含めた中での都市内分権をどうするかという、そういうことを検討しなければいけないという作業がございます。都市内分権という一つの定義がある訳ではないんですが、今、研究所で研究している中では、暮らしやすいまちを市民自身の手で作るための一連の仕組みづくりというふうに考えておりまして、特に、市民の方のご意見、それからどういうエリアを設定していくのか、その辺につきましては、行政分権と併せた中で市民の方のご意見も聞きながら、目標として5年間ということで掲げさせていただいております。できれば、早くできればいいかなというふうには思うんですが、5年を目途として検討させていただくということで現在は考えております。

以上です。

- 〇小川会長 大神田委員さん。
- **○大神田委員** 相模湖町の大神田です。

まず、都市内分権からお尋ねいたします。都市内分権は、一口で言うと、地域の課題、地

域で敏速にそういう課題を解決するという。それと地域の行政機関へ権限を譲る。これは自治体内の分権だと思います。それといま一つ、地域住民の組織への権限を譲るコミュニティの分権。これも、2つの権限、移譲を行うことで住民の自治の確立が目指せるかと思います。その点を1点お聞きしたいことと、それと、先程矢越委員から、5年という形の中で、都市内分権の必要性について、これはやはり住民の自治のイメージに合った市民、町民の分権を組み立てていけばいいというふうな考えではないかと思います。それと、自治のコミュニティの活動を展開していくことが必要になってくると思われますけれども、その点が1点。

それと、地域自治区の設置の考え方については、ある程度、この資料1のイメージ図で理解は示せるんですけれども、地域自治区と地域審議会においては、協議とか議決とか機関、諮問、こういう機能等の審議の内容等の違いがある程度出てくるのではないかと思います。それと、今のこの地域自治区を設置する1市3町の中で、協議、事務分掌又は法的性格、役割、こういう等にある程度の差が生まれてくるのではないかなと、こんなふうに思っております。その点をお聞きしたい点。

また、住民の意見の反映にある程度の差が出てくるのではないかなと、こんなふうな形も お聞きしたいと思います。

以上です。

〇小川会長 事務局はいかがですか。

企画部会副部会長。

〇渋谷企画部会副部会長 幾つかございましたが、順番にお話しさせていただきます。

まず、最初の都市内分権という定義といいますか、考え方なんですが、現在、相模原市で都市未来研究所で研究している中での定義付けといたしましては、先程お話し申し上げましたように、暮らしやすいまちを市民自身の手で作っていくための一連の仕組みづくり。その仕組みづくりの中には、今、委員の方がお話しされましたように、行政の中の行政の分権と市民の分権、2つがあるであろうというふうに中間報告がされております。行政分権といいますのは、地域に身近な行政サービスを提供する拠点の整備。それから市民分権につきましては、地域に身近な課題を地域住民自ら考え提案し、行動するための仕組みづくり。この2つを検討していかなければならないだろうというふうに中間報告では言われております。

それから、いま一つ、コミュニティ活動といいますか、そういうものが活発化していかないと、特に市民分権等につきましては、今、委員の方がおっしゃいましたようなのと同じだというふうに思いますが、今後、コミュニティ活動の活発化というものが当然必要になって

くるというふうに考えております。

それから、地域協議会、地域自治区の中に設けられる地域協議会の役割でございますが、 そこにも書いてございますように、市長からの諮問と協議会の方からの意見具申、この2つ の役割があるというふうに考えております。この役割につきましては、原則は3町の地域自 治区の考え方は同一の考え方で整理されて進んでいくと思うんですが、ただ、中での議論で すとかご意見というのは、当然、色々地域ごとに違うご意見も出ると。意見具申につきまし ても、それぞれ歴史とか文化とかが違ってきている訳ですから、当然意見具申の項目等も違 ったものが出てくるかなと、そういうふうには考えております。

以上でございます。

- **〇小川会長** この際、牛山先生にお願いをしたいと思いますが、何かお言葉ありますか、このことで。
- **〇牛山アドバイザー** 今のご質問等についてでよろしいでしょうか。
- 〇小川会長 はい、今の質問。
- ○牛山アドバイザー まちづくりビジョンの方でも、矢越委員長とも大分議論いたしまして、この5年という時間をどう考えるかということでございまして、そのことは、ビジョンの方でも、できるだけ早い段階で都市内分権を実現するという方向性について確認してきたところでありますが、そこが行政上の文章の中でどのように表現されるかという問題が残っているのかと思いますが、基本的には、5年という地域自治区の設置期限を踏まえまして、それを見据えた、結局、地域自治区が解消した後でも、旧地域、或いは現在の相模原市域内における都市内分権、これを速やかに実現しなければ、この70万人近くなる都市の住民の声がなかなか行政に届かないということですので、都市みらい研究所の検討も踏まえ、できるだけ早い段階でこれを実現していくということではないかというふうに私は思っております。

そして、今の地域協議会の問題についてご意見が出まして、今後どうしていくかということが非常にある訳ですけれども、やはりこれは実は永遠の課題でございまして、ここにもたくさんの議員の皆さんがいらっしゃいますけれども、全市域を代表する議員の皆さんと、それぞれの地域を代表する地域の協議会、或いは今後の都市内分権を進める中での今の相模原内部における各地域の意見をどんなふうな形でその議会の意思と一致させ、或いは反映させ、或いは強調させていくかということは、今後の議論の中でもかなり難しいことだと思いますけれども、基本的には、この合併の際のこの協議会における協議の趣旨を生かして、その地域の意向を新議会の皆さんにも尊重していただきながら調整をしていくということになると

思います。

- **〇小川会長** ありがとうございました。 では、どうぞ。
- **○宮下委員** 概要については今お話もありましたので、私の方から――津久井町の宮下と申します。各項目について何点か。

多分、現時点では、この制度については全国でも今回の合併の制度の中で取り入れたのは 初めてということで、詳細について答えろということにはいかない現状にあると思いますの で、今後の対応の点におきまして、以下、私が提起いたしたいと思いますので、今後の詳細 審議に当たってはよろしくご検討願いたいと思います。

まず、冒頭の設置目的は、合併前の地域の歴史や文化などの特色を生かしつつ、合併後の新市における一体的なまちづくりを円滑にするための経過措置として地域自治区を置くと、こう規定しております。まず、この点を踏まえて、協議会委員の選任についてですけれども、これについては、各地区の代表ですとか団体の代表、それから学識経験者、公募委員を含めるなど、地域自治区の多様な意見を適切に反映されるよう配慮しなければならないと、こうしております。大変な重要な任務であり、既存の各種の協議会とは異質の位置付けにあると考えます。選出のための組織、それから体制には、それなりの権限と責任、義務をもって遂行されることが大事ではないかと思います。これを望みたいと思います。

次に、定数についてですが、ここでは定数30人とあります。説明によれば、相模原市審議会のあり方に関する基本指針の基準によりとなっておりますが、これは、この説明書にはどういった基本方針か記述がないため不明です。原則として20人以下が適当と考えるが、地域の特性に配慮し30人としたとあります。当該自治区は、先程からの話にありますように、大幅に減員となる選出議員の定数とも関連しており、より慎重に対処されたいと、こう考えますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、任期が2年としておりますが、多様な住民の参画機会を確保するためとしていますが、今回設置の概要においては、住民意向を行政施策へ反映する、それから各自治区の特徴を生かした運営が可能となるよう配慮するとあり、これらの点からいけば、各種課題の把握と問題点の指摘、それから問題対処の継続性、新市政の状況注視、チェックの対応、加えて、民間に比べとかく問題解決に時間がかかる自治体運営において、2年が果たして妥当であるのか、強く検討を望みたいと思います。

最後に、委員の意見の具申、答申等についてですが、この提案によれば、市町村計画を変

更しようとする場合、また当該地域住民の生活に大きな影響を及ぼす事項について本協議会が行うと、こうあります。これらについてのいかなる機会、機会というのは定期的なのか単発的なのか、或いはその場、制度の中にどういった組織に位置付けられたものなのか。協議会の権限においても、市長その他市の機関は地域自治区の区域にかかわる重要事項を決定し又は変更しようとする場合、予め協議会の意見を聞かなければならないとしております。新市における組織的な位置付けについて明確に規定されることを望みます。これはまだ、冒頭に申しましたように、これから条例制定、或いは規約に取りかかると思いますが、是非この辺を慎重に検討して、詳細にわたってご決定くださるよう、提起したいと思います。

〇小川会長 ご意見として伺います。事務局、今把握しましたね。只今のね。はい、分かりました。

どうぞ。

○向山委員 津久井町の向山ですけれども、津久井地区においてこの地域自治区の問題は非常に重要という認識を、それぞれ津久井地区の選出の委員の方々は思われていると思うんですけれども、私は更に重要性を感じているんです。この合併について賛否がある訳なんですけれども、その非とする方の考え方としては、町が消えてしまうという不安に対する気持ちの高まりがそこに非という態度が出てくると思うんですけれども、是とする方の考え方としては、新しい都市づくりをみんなで目指していこうよという、その期待の気持ちがあるというふうに感じるんです。そこで、町が消えるのか町を作るのかというのは、これは全ての、そこの間にあるのは民意。先程からも言われておりますように、民意だということ。この民意をこの地域自治区でいかに反映していくかというのが大きなキーワードになってくるのかなというふうに思うんです。

議会の議員も激減し、首長もいなくなりという、その地域自治区の重要性というものをど うか今後の検討の中で十分重要性を含んでいただいて、検討のほどを何とぞお願いしたいな というふうな意見ですけれども、よろしくお願いします。

〇小川会長 ありがとうございました。

他にございませんか。

荒井委員さん。

〇荒井委員 相模湖の荒井でございます。

私は、先般の議定検の時もお話をいたしましたけれども、今、津久井さんの方から、宮下さん、皆さんがおっしゃいましたけれども、私は、基本方針については、もう皆さんがおっ

しゃいましたので別にどれを言うことはございませんが、この地域自治区というのは、民意を行政に反映するために作った制度だと思います。その制度が、まずその制度に選ばれた人間が、どれだけの権利と義務があるのか。結局、ただ出ていって話をして、言われればそれでおしまいなのか。この辺のところが一番重要な問題なので、先般もお話をしたところでございます。

例えば、相模湖の場合は議員さんも1人ということで、それだったら地域自治区に対しては非常に力を入れて、その地域自治区に参加された方が一生懸命になって町のこと、色々なことにつけて協議をなされて、例えば、市長に提案した場合、その権利、要するに、その委員さんの義務は当然それぞれ同じなのでございますが、言った権利ですが、それがどのくらい力があるのかね。ただ言いっぱなしなのか、その辺の力ぐあいをきちんとしておかないと。それと、ましてこれは無報酬ということなので、適当にあしらわれて適当に言われるということになると、これも大変な問題になると思います。その辺のところをきちんとした考えで、これは答弁してもらいたいと思いますので、ひとつ事務局の方でよろしくお願いいたします。

〇小川会長 事務局、何か。

企画部会副部会長。

○渋谷企画部会副部会長 1つは、選任の問題につきましては、今後、企画部会の中で、当然町の方が入っていただいている訳ですから、そういう町の職員の方々とも一緒に、合併の時にはこの地域自治区を設置するというご決定が協議会の中でされるのであれば、当然、合併時にはこういう組織を作っていかなければいけないということですので、その前段までにどういう選任の仕方にするのかと。30人以内となっておりますが、その地域自治区として何人が適当なのか。30人以内ですので、20人なのか15人なのか、それはその地域自治区の中の考え方もございますでしょうから、そういう中で決めていっていただくと。

それからあと、議論につきましても、基本的には、原則は市長からの諮問事項と意見具申 というふうに考えておりますが、もう少し具体的に、今お話がありましたように、どういう 内容を、では生活にかかわる重要事項なのかとか、どういう内容を諮問していくのかという あたりを詰めていかなければいけないかなと思っております。

それから、先程牛山先生もおっしゃっていましたように、当然、最終的には議会というものがございますので、意見いただいたものについては、当然また、それは議会にかける必要があれば議会に諮っていくということになるでしょうが、基本的には市長、要するに市の附属機関ということですので、ご意見をいただいて、それを参考に行政運営をしていくと。い

ただいた意見は尊重し、意向をよく確認しながらやっていくということは当然だというふう に思います。

以上です。

- 〇小川会長 荒井委員さん、どうぞ。
- ○荒井委員 地域の意見を集約して市会に送ることは当然でございます。ただし、それに選任された方がどれだけの力があって、どれだけの意見が通るのかということが一番問題なんですよ、要は。いわば、要するに、そこからただ出ていって、話をして、それでいいよと、これだけではやはり委員さんになった価値がないと思うんですよ。やはり委員さんは全体の町の中の代表者になって、今度は、要するに、それは相模原と一緒になるから、今度はどこでも同じ、相模湖だって孤立することはないんですが、地域自治区というのが5年間というのは、やはりみんな勉強の時間だろうと、こう思える中で、その地域自治区の委員さんになった人にはある程度権限を与えていただいて、それでやらないことには、やはり地域自治区の発展性はないと思うんですよね。

やはり今日来てください、明日来てくださいとか、色々提示された時に、いつでも遊んでいる人ばかり来る訳ではない。ボランティアで来る訳ではないと思うんですよね。その辺のところもやはりきちんと考えていかないと、この地域自治区についてもあいまいなものになっていて、相模原はまだ作らないという、それでいいというならば、4町は大変だから作るということではなくて、やはり相模湖、例えば、私は相模湖ですから、相模湖にしてもそういう代表者に出ていただいて、そういう物が言えるように。それは役場の支所の中で話はするでしょうけれども、そういうものをいかんなく受け入れてもらうようにしなければ、うちの方は、やはり相模湖町は――相模湖町は、相模原の小川市長よりも、うちの方が全然立派ですよ。水はあるし、高速道路は通っているし、中央線は通っているし。そんな関係で、是非そういうことについてはきちんとやって、やはりやっていただきたいと思いますので、ひとつよろしくお願いします。

〇小川会長 はい、分かりました。

他にございませんか。

他にはいいですか。

では、矢越委員、どうぞ。

○矢越委員 たびたびすみません。また戻ってしまうんですが、「合併後5年を目途に検討する」という文言は、「5年を目途に推進」とか「実施」とかという言葉に変えることはでき

ないのかということが1点と、地域自治区を設置するのは3町の方々にとっては非常にいいことだと思うんですけれども、相模原側から見た場合に、合併するのに何故地域自治区を設置するのかと言われた場合に、どう言っていったらいいのかなというのがあるんです。というのは、この合併特例法上の地域自治区というのは、名称にしましても、城山区ですとか津久井区とかという区名を冠することもできますし、町名をそのまま冠することもできる訳ですけれども、これが仮称となっている訳ですね。この名称はいつ決めるのかということも併せてお聞きしたいんですけれども、よろしいでしょうか。

○小川会長 事務局、どうですか。

企画部会長。

○宮崎企画部会長 矢越さんのお話、「5年を目途に検討する」。これは、前段のお話は省きます。津久井の方は、町という現在自治体としたしっかりしたものがある訳ですね。ですから、そういう形で、そういう事実、法人であるという事実を受け止めれば、比較的、地域自治区というのはなじむだろうと考えている訳です。相模原市の場合は60万の市民がいまして、ご存じのように、出張所でいえば3万から6万ぐらい。もう少しいるところもありますし、そうしますと、では、そこでもう地域自治区だといえるかというと、必ずしもそうではない。

ビジョンにお示しいただいた、非常にアイデアを出していただいて、これから私どもも勉強させていただきますが、コミュニティセンター、総合行政センター、それから本庁というふうな、これを、そうするとどういうふうに置くかというのも、非常にこれは、行政の方で権限をぼんぼん分けていくだけならそんなに時間はかからないと思います。でも、それにしても、市民の方はある面で遠くなったとか、ある面で近くなったとか、そこで相当色々ある訳ですね。それに加えて、市民の皆様が自分達の地域のコミュニティをどう作っていくかというのを、今までの殻をある面では破るところがありますから、それはいつまでにというのは、申し訳ありませんけれども、市民の皆さんが主体的に参加していただければいただけるほど早くなると思います。それはやらせていただいた上で一生懸命頑張りますということでお願いしたいと思います。

あともう一つの方は事務局の方で、いつ・・・

- 〇小川会長 事務局次長。
- **〇内田事務局次長** 地域自治区の名称の決定の時期でございますけれども、法定協議会の時に 正式名称を決めていただければと考えております。

以上でございます。

〇小川会長 他にございませんか。

そちらが早かったかな。では、八木委員さん。すみません。

〇八木委員 城山町の八木でございます。

この地域自治区の問題について、合併の期日から5年間ということになっておりまして、それで、新市全体の都市内分権のあり方についても、合併後5年を目途に検討ということになってございます。特例法における地域自治区の設置は5年で結構なんですが、5年が過ぎた時点で、都市全体のこの都市内分権のあり方について、まだ一般制度である地域自治区への移行がおくれるということになりますと、そこに、この特例法でいう自治区が1回切れてしまって、また全体の自治区を作る時にということになると空白期間ができます。その空白ができないように、5年が終わった時点で、例えば、市内全体の都市内分権の自治区がまとまらなくても、引き続いて3町においては一般制度としての地域自治区が継続できるよう是非お取り計らいをいただきたいと、このように思います。

〇小川会長 はい、分かりました。

いかがですか、高橋委員。はい、どうぞ。

今の意見、いいですね、事務局。

はい、どうぞ。

○高橋委員 先程からの皆さんの意見と同じような意見ですが、権限についてなんですけれども、市長等からの諮問に対する意見の具申ということがはっきりとうたわれておりますので、この辺のところをもう少し、地域協議会の意見を聞くというだけですと、やはり権限の面で皆さんが一番、この辺のところをもう少し聞いてもらえるかなと思っている部分なので、規則等をもう少し深くしていただければなと思います。

もう1点、協議会が必要と思われる事項に関する意見の具申ということなんですけれども、 地元でというか、各地域でもしこういうことを是非お願いしたいというようなことがしっか りと意見として取り入れられるかどうかというところも、ただ、大きな影響を及ぼす事項と うたわれていますけれども、その辺の幅がすごくあると思うんですけれども、ここのところ ももう少し具体的に、規則等が決まる時にしっかりと、小さい区域から出る意見がはっきり と影響が及ぼせるような権限等についても入れていただければと思う訳ですけれども、お願 いします。

〇小川会長 はい、分かりました。

事務局、よく聞きましたか。返事してください。

企画部会長。

○宮崎企画部会長 今のご意見、当然、意見については尊重させていただきますし、恐らく、 そんなに制限的にしないで、地域の方から是非市長に意見を具申したいんだ、或いは教育委 員会に意見を具申したいんだというのは、どうぞ、おやりいただきたいと思います。それが この真意だと思っております。

それから、市長の方の諮問ですね。これは、その地域にかかわる事業等、或いは地域の暮らしに影響があるようなものは諮問をするようになると思います。

それから、市全体のことで影響があるようなものは、パブリックコメントというような制度がありますから、そちらを利用していただくことになると思います。

以上でございます。

〇小川会長 他にございませんか。

ございませんようでしたら、お諮りをいたします。

「協議第27号 都市内分権と地域自治区等の設置について」につきましては、原案のと おり決することにご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○小川会長 異議なしとの声がございますので、「協議第27号 都市内分権と地域自治区等の設置について」は、原案のとおり決定をいたしました。

ここで、いかがでしょう。ちょっと休憩をしたいと思います、10分間。私の時計、今 39分ですので、6時50分まで休憩と、このようにさせていただきます。

休憩いたします。

休憩 午後6時39分 再開 午後6時53分

○小川会長 定刻を過ぎました。会議を再開いたします。

休憩前に引き続きまして、会議を続行いたします。

「協議第28号 財産の取扱いについて(財産区)」を議題といたします。

事務局から資料の説明をいたさせます。

事務局次長。

口協議第28号 財産の取扱いについて(財産区)

〇内田事務局次長 協議会資料の29ページをお開きください。

「協議第28号 財産の取扱いについて(財産区)」につきまして、ご説明をさせていただきます。

財産の取扱いについて(財産区)、次のとおり協議を求める。

平成16年9月21日提出、相模原・津久井地域合併協議会会長。

城山町及び津久井町の各財産区が所有する財産は、財産区有財産として相模原市に引き継ぐものとする。

最初に、財産区にかかわります参考資料のご説明をさせていただきます。

- 30ページをお開きください。
- 30ページ、財産区の取扱いについての考え方につきまして、ご説明をさせていただきます。

1の財産区の取扱いについてでございますが、7月8日開催の第3回合併協議会におきまして、改めて調整方針を協議することが決定してございます。このことから、津久井町では「津久井町財産区等連絡調整会議」で、城山町では「財産区のあり方検討委員会」等で検討を重ねた結果、財産区は現状のまま存続することで調整が図られました。

次に、2の財産区議会と財産区管理会の並存についてでございますが、現在、財産区の管理組織として、津久井町では協議書により財産区管理会が、城山町では条例により財産区議会が設置されております。従いまして、合併後、これらの管理組織を現状のまま相模原市に引き継いだ場合は、異なった形態の管理組織が存在することになります。現状のままの管理組織を相模原市に引き継ぐことは可能でございますが、どちらか一方の管理組織に統一することについても、各条例の改廃、設置手続を行うことで同様に可能となっております。

続きまして、財産区の現況比較につきましてご説明をさせていただきます。

31ページをご覧ください。

まず、財産区の名称でございますが、城山町では川尻、中沢財産区の2カ所が、津久井町では三井財産区から青根林野まで6カ所の財産区が設置されてございます。

各財産区の設置年月日でございますが、昭和28年施行の町村合併促進法などにより、各財産区とも昭和30年4月1日に設置されてございます。なお、青根林野につきましては、昭和38年10月1日に青根財産区から青根林野に名称が変更になってございます。

財産区設置の経緯でございますが、表に記載のとおり、関係する町村で協議して設置されたものでございます。

次に、財産区の財産でございますが、まず土地でございます。財産区が所有する土地、造林組合等と分収林契約している土地、他に貸し付けている土地、その他として宅地がございまして、土地の合計で申し上げますと、最も少ない財産区が三井財産区の約13万3千平方メートル、最も多い財産区が鳥屋財産区の約3,700万平方メートルとなってございます。

続きまして、立木でございますが、城山町では立木としての台帳上の記載はございません ので、省略したものでございます。津久井町の各財産区につきましては、記載のとおりでご ざいます。

出資による権利でございますが、最も少ない財産区が中野財産区の5万円、最も多い財産 区が鳥屋財産区の約850万円となってございます。

次に、基金でございますが、平成14年度末の金額でございまして、最も少ない財産区が 三井財産区の約1,011万円、最も多い財産区が鳥屋財産区の約5億7,800万円でご ざいます。

次に、予算規模でございますが、平成15年度当初予算でございまして、最も少ない財産 区が中沢財産区の約110万円、最も多い財産区が串川財産区の2,700万円でございま す。

管理機関でございますが、城山町は2カ所の財産区とも区議会で、津久井町は青根が管理 委員、他は全て管理会となってございます。

最後に、議員及び委員の数でございますが、城山町の川尻財産区が8名で、他の財産区は 全て7名でございます。

続きまして、32ページをお開きいただきまして、財産区についてのご説明をさせていた だきます。

1の財産区制度の趣旨でございますが、この制度につきましては、明治の大合併推進の時に、関係町村間の特別な財産や所有状態の著しい不均衡が合併交渉を妨げたことから、合併後も旧町村単位で従来の財産を所有する権利を認められたことが起源となっております。また、財産区は、明治22年の市制・町村制施行当時の旧財産区と、昭和28年施行の町村合併促進法に基づく新財産区の2つに区分されております。

2の財産区の業務等につきましては、財産区が所有する財産又は公の施設の管理、処分及

び廃止を行うことになってございます。

3の財産区の会計でございますが、財産区の収支につきましては法により一般会計と分別することが明記されており、城山町、津久井町の各財産区では、一般の会計とは別に経理されております。

4の相模原・津久井地域における財産区の状況でございますが、先程の財産区の現況比較でご説明させていただきましたので、省略をさせていただきます。

次に、財産区議会と財産区管理会について、その相違につきましてご説明をさせていただ きます。

33ページをご覧ください。

まず、財産区議会の設置でございますが、地方自治法295条の規定によりまして、県知事が設置条例を提案し、市町村議会で議決し、条例で設置されてございます。一方、財産区管理会につきましては、同法296条の2の規定により、市町村の条例又は協議により設置することができるようになってございます。

表の中段にございます議決機関でございますが、財産区に関する議決につきましては、区 議会が財産区議会で、一方、管理会は、財産区管理会の同意を得た後、市町村の議会で議決 することになってございます。

議員又は委員など、他の区分につきましては記載のとおりでございます。

なお、34ページに先進事例、35ページから37ページに関係法令をそれぞれ掲載して おりますので、ご参照いただきたいと存じます。

次に、財産の取扱いにつきまして、38ページをご覧いただきたいと思いますが、参考といたしまして、津久井郡4町で構成いたしております津久井郡行政組合と相模湖モーターボート競走組合の財産の現況について、ご説明をさせていただきます。

総括の表の次にございます、上から2つ目の表をご覧いただきたいと存じます。

まず、1の公有財産のうち土地の状況でございますが、津久井郡広域行政組合につきましては、清掃工場、消防本部・分署などの所有地として4万4,804平方メートルを所有しており、相模湖モーターボート競走組合につきましては土地の所有はございません。

続きまして、建物の状況でございますが、津久井郡広域行政組合につきましては、清掃工場、消防本部・分署などの施設として9,826平方メートルを所有しており、相模湖モーターボート競走組合につきましては、津久井町中野にございます旧事務所の施設405平方メートルを所有しております。

次に、2の物品の状況でございますが、これにつきましては車両のみを表示させていただいておりますが、津久井郡広域行政組合については、消防車両、ごみ収集車両など69台を 所有しており、相模湖モーターボート競走組合につきましては1台を所有しております。

39ページをご覧ください。

次に、3の債権の状況でございますが、津久井郡広域行政組合及び相模湖モーターボート 競走組合ともに債権はございません。

次に、4、基金の状況でございますが、津久井郡広域行政組合につきましては、財政調整基金、廃棄物収集処理体制整備基金、青山健康会館基金の3つの基金が設けられており、相 模湖モーターボート競走組合につきましては、財政調整基金、業務運用基金の2つの基金が 設けられております。

次に、5の地方債現在高の状況でございますが、津久井郡広域行政組合につきましては、 消防庁舎の建設、消防車両及びごみ収集車両の購入などに充てるために起こしました地方債 の現在高は5億233万円となっておりますが、相模湖モーターボート競走組合につきまし ては、地方債現在高はございません。

最後に、6の債務負担行為の状況でございますが、津久井郡広域行政組合につきましては、 し尿収集業務転換補償、ごみ収集車両の賃借などに充てるため4,777万円となっており ますが、相模湖モーターボート競走組合につきましては、債務負担行為はございません。

なお、これら2つの一部事務組合の財産につきましては、平成16年2月13日に津久井郡4町で設立いたしました津久井郡一部事務組合解散協議会での解散協議により、3町に帰属いたしました財産につきましては、合併時に新市に引き継がれることとなるものでございます。

以上、財産の取扱いについて(財産区)の提案のご説明をさせていただきました。よろし くご協議くださいますようお願いいたします。

○小川会長 只今事務局から、「協議第28号 財産の取扱いについて(財産区)」について 説明がありました。

ここで協議に入らせていただきます。

只今の説明に対しましてご意見等ございましたら、お願いいたします。

特にご意見が無いようでございますので、お諮りをいたします。

「協議第28号 財産の取扱いについて(財産区)」は、原案のとおり決することに異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○小川会長 異議なしとの声がありましたので、「協議第28号 財産の取扱いについて(財産区)」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、「協議第29号 一部事務組合等の取扱いについて」を議題といたします。

事務局から資料の説明をいたさせますが、資料の説明に入ります前に報告をさせていただきます。

津久井郡4町では、津久井郡広域行政組合と相模湖モーターボート競走組合の2つの一部事務組合を共同で設置しておりますが、現在、合併協議と並行いたしまして、この2つの組合を解散するための協議が進められております。今回、一部事務組合等の取扱いについてを協議事項として提案させていただくことに当たり、この解散協議の状況について、津久井郡一部事務組合解散協議会会長であります溝口相模湖町長から、合併協議会会長あてに報告がございましたので、この件につきましては後ほど報告事項のところで報告をさせていただきます。

それでは、事務局から資料の説明をいたさせます。

事務局次長。

□協議第29号 一部事務組合等の取扱いについて

○内田事務局次長 協議会資料の40ページをお開きください。

「協議第29号 一部事務組合等の取扱いについて」、ご説明をさせていただきます。

一部事務組合等の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成16年9月21日提出、相模原・津久井地域合併協議会会長。

1 一部事務組合の取扱い。

城山町、津久井町及び相模湖町が加入している神奈川県市町村職員退職手当組合については、合併の期日の前日をもって脱退し、その事務は、新市に引き継ぐものとする。

2 機関等の共同設置の取扱い。

相模湖町が共同し設置している相模湖町・藤野町介護認定審査会については、合併の期日の前日までに廃止し、相模湖町に係るその事務は、新市に引き継ぐものとする。

- 3 事務の委託の取扱い。
- (1)公平委員会事務委託。

城山町、津久井町及び相模湖町が神奈川県に委託している公平委員会事務については、合

併の期日の前日をもって廃止し、その事務は、新市に引き継ぐものとする。

(2) 公共下水道使用料徵収事務委託。

城山町、津久井町及び相模湖町が神奈川県に委託している公共下水道使用料徴収事務については、合併の期日の前日をもって廃止し、その事務は、新市に引き継ぐものとする。

4 土地開発公社の取扱い。

城山町及び相模湖町に設置されている土地開発公社及び津久井町に設置されている財団法 人津久井町開発公社については、合併の期日の前日までに解散し、その事務及び財産は、新 市及び相模原市土地開発公社に引き継ぐものとする。

相模原市に設置されている相模原市土地開発公社については、新市において存続するものとする。

5 第3セクターの取扱い。

相模原市に設置されている民法法人・商法法人等については、新市において存続するもの とする。

相模湖町に設置されている財団法人相模湖周辺環境整備公社については、合併の期日の前 日までに解散する方向で調整する。

41ページをご覧ください。

次に、一部事務組合等についてご説明をさせていただきます。

41ページから42ページには、一部事務組合等の位置付け等をお示ししてございます。

まず、1、一部事務組合についてでございますが、一部事務組合とは、都道府県、市町村 及び特別区が、その事務の一部を共同処理するために設ける地方公共団体の組合で、法人格 を持つ特別地方公共団体でございます。

一部事務組合の設立は、関係地方公共団体の協議により規約を定め、都道府県の加入するものは総務大臣――恐れ入ります。「自治大臣」となっておりますが、「総務大臣」でございます。その他のものは都道府県知事の許可を得る必要があるとともに、一部事務組合の解散につきましては、関係地方公共団体が議会の議決を経て協議を行い、都道府県の加入するものは――ここもすみません。「自治大臣」となっておりますが、「総務大臣」でございます。その他のものは都道府県知事に届け出る必要がございます。

次に、2、機関等の共同設置についてでございますが、機関等の共同設置とは、複数の地 方公共団体が共同して教育委員会、選挙管理委員会、監査委員等の委員会や委員、附属機関 等を置くことをいうものでございます。 機関等の共同設置は、関係地方公共団体が議会の議決を経て行う協議により、規約を定めて行い、また、機関等を廃止する時につきましては、関係地方公共団体が議会の議決を経て行う協議により、これを行うものでございます。

3番目といたしまして、事務の委託についてでございますが、事務の委託とは、一つの地 方公共団体が他の地方公共団体に具体的な事務の一部を委託することをいうものでございま す。

事務の委託は、関係地方公共団体が議会の議決を経て行う協議によって、規約を定めて行い、また、委託を廃止する時につきましては、関係地方公共団体が議会の議決を経て行う協議により、これを行うものでございます。

4番目といたしまして、土地開発公社についてでございますが、土地開発公社とは、公有 地の拡大の推進に関する法律に基づき設置される特別法人でございます。

土地開発公社の設置は、地方公共団体が議会の議決を経て、県知事の許可を受け、設立登 記する必要がございます。

また、土地開発公社の統廃合は、公有地の拡大の推進に関する法律に特別な定めがないことから、解散の規定を用いて手続を行うこととなるもので、土地開発公社の解散は、地方公共団体が議会の議決を経て、県知事の許可を受ける必要がございます。

5番目といたしまして、第3セクターについてでございますが、第3セクターとは、国や地方公共団体が本来、国や地方公共団体が行うべき事業又はその周辺的事業を民間の資金と能力を導入して共同で行うために、民間と共同で出資して設立する非営利の民間法人でありまして、公益法人、株式会社等の形態をとっており、公共サービスに準ずるサービスの提供や地域開発などを行っているところでございます。

地方公共団体等は、出資・出捐、職員派遣、事業委託、補助金の交付等で第3セクターの 設置・運営に関与しておりますが、別の法人格を持つものであることから、その整理統合に 関しては、最終的には、当該第3セクターが決定することとなるものでございます。

43ページには、一部事務組合等の状況をお示ししてございます。

ここでは、津久井郡広域行政組合及び相模湖モーターボート競走組合につきましても現況として掲載してございます。

第3セクターにつきましては、地方自治法の規定に基づき、地方公共団体の監査権限が及 ぶ資本金等の出資率が4分の1以上の法人を対象としてございます。

なお、44ページには先進事例を、45ページから46ページには関係する法令をそれぞ

れ掲載しておりますので、ご参照いただきたいと存じます。

以上、一部事務組合等の取扱いについて、提案のご説明をさせていただきました。よろし くご協議くださいますようお願いいたします。

○小川会長 只今事務局から、「協議第29号 一部事務組合等の取扱いについて」説明がありました。

ここで協議に入らせていただきます。

只今の説明に対しましてご意見等ございましたら、お願いいたします。

特にございませんようですので、お諮りいたします。

「協議第29号 一部事務組合等の取扱いについて」は、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○小川会長 異議なしとの声がありましたので、「協議第29号 一部事務組合等の取扱いについて」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、「協議第30号 清掃事業の取扱いについて」を議題といたします。

事務局から資料の説明をいたさせます。

内田事務局次長。

口協議第30号 清掃事業の取扱いについて

○内田事務局次長 協議会資料の47ページをお開きください。

「協議第30号 清掃事業の取扱いについて」、ご説明をさせていただきます。

清掃事業の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成16年9月21日提出、相模原・津久井地域合併協議会会長。

清掃事業の取扱いについては、原則として、現行のまま新市に引き継ぐものとする。なお、 合併後、現行の一般廃棄物処理計画を見直し、制度の統合を図るものとする。

- 1 ごみ及び資源の収集等については、当面現行どおりとし、地域の特性を勘案した中で、 段階的に相模原市の制度を基本に統合を図るものとする。
- 2 し尿及び浄化槽汚泥の収集については、合併後速やかに、収集体制の見直しを行うものとする。
- 3 ごみの焼却施設及びし尿の処理施設については、当面現行どおり稼動し、合併後速やかに、新市における施設全体の配置計画を策定するものとする。

4 清掃事業に係る使用料及び手数料については、相模原市の制度を基本に、原則として、 合併時に統合を図るものとする。

調整方針一覧につきましては1から59までございますが、主な事務事業につきましては、 後ほど清掃事業の現況比較の中でご説明をさせていただきます。

恐縮ですが、53ページをお開きください。

53ページに、清掃事業の取扱い方針の考え方が掲載されております。このご説明をさせていただきます。

最初に、1の基本的考え方についてでございますが、ご承知のように、ごみやし尿の収集 運搬処分は、環境保全・公衆衛生の点から必要不可欠なものであり、住民の日々の生活に密 着した清掃事業の取扱いを変更する場合には、十分な周知期間が必要となってまいります。

このため、現在、津久井郡広域行政組合が実施している城山町、津久井町、相模湖町に係る清掃業務は、原則として、現行の制度のまま新市に引き継ぐものといたしております。

なお、合併後速やかに、現行の一般廃棄物処理計画の見直しを行うとともに、新市における施設の配置計画を策定し、より効率的な収集・処理体制の構築を図っていくこととするものでございます。

次に、2の一般廃棄物処理計画についてでございますが、市町村は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の規定に基づきまして、区域内の一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画と、基本計画の実施のために必要な実施計画を策定し、告示しなければならないとされております。

このため、合併後速やかに、新市全域を対象とした一般廃棄物の処理に関する事項について、現行の一般廃棄物処理計画を見直すものといたしております。

続きまして、清掃事業の現況比較及び調整の具体的方針につきまして、ご説明をさせてい ただきます。

54ページをお開きください。

1の生活系ごみでございます。

先程もご説明いたしましたが、城山町、津久井町、相模湖町の3町は、藤野町とともに、 特別地方公共団体である津久井郡広域行政組合を設立し、ごみやし尿の処理を行っております。

ごみの出し方の区分といたしましては、相模原市は一般ごみ、資源、粗大ごみ、乾電池の 4区分に対し、広域行政組合では可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、有害ごみの5 区分に分けられております。

収集頻度につきましては、相模原市は、一般ごみは週3回、資源は週1回に対しまして、 広域行政組合では、可燃ごみは週2回、不燃ごみは週1回、資源ごみは月1回となっており ます。

資源の収集につきましては、相模原市が三者協調制度で行っているのに対しまして、広域 行政組合は直営で行っております。

また、ペットボトルにつきましては、相模原市がスーパーやコンビニエンスストアでの拠点回収をしているのに対しまして、広域行政組合では不燃ごみとして週1回のステーション収集を行っております。

55ページをご覧ください。

粗大ごみにつきましても、相模原市は委託収集、広域行政組合は直営収集などの相違がご ざいます。

このように、相模原市と広域行政組合では、ごみの区分、収集頻度、収集・運搬形態に大きな相違がございますことから、54ページの可燃ごみ、不燃ごみにかかわる区分の調整方針といたしましては、合併後3年を目途に段階的に相模原市の制度を基本に統合するといたしております。

次に、資源の調整方針といたしましては、相模原市におきましてもペットボトル等のステーション回収を行う予定といたしていること、また集団資源回収や資源分別回収事業についての見直しを行うこととしておりますことから、合併後3年を目途に新市の制度を再検討した上で、段階的に統合するといたしております。

55ページをご覧ください。

粗大ごみの調整方針といたしましては、収集方法等については、合併後速やかに、相模原 市の制度に統合するといたしておりますが、手数料につきましては、使用料・手数料にかか わる基本方針に基づき、合併時に相模原市の制度に統合するといたしております。

次に、2の事業系ごみの調整方針につきましては、広域行政組合では一部事業者の収集を 行っていることや手数料などに相違がございますが、合併時に相模原市の制度に統合すると いたしております。

56ページをお開きください。

56ページ、3、し尿、4の浄化槽汚泥につきましてでございますが、相模原市におきま しては、し尿、浄化槽汚泥の収集は直営で行っているのに対し、3町におきましては、し尿 は広域行政組合による委託収集、浄化槽汚泥は各町の許可業者による収集を行っております。 このため、収集における調整方針といたしましては、合併後速やかに、新市における収集体 制の見直しを行うといたしており、新市において委託許可業者と調整を図りながら、より効 率的な収集体制を検討していくこととしております。

また、浄化槽汚泥にかかる手数料につきましては、各町は浄化槽清掃手数料経費にかかる標準料金の設定や浄化槽清掃にかかる補助を行っておりますが、市と3町で大きな格差がありますことから、合併後速やかに、相模原市の制度に統合する。なお、受益者負担の均衡を図る方向で新市における手数料体系の見直しを行うといたしております。

続きまして、5のごみ焼却施設、57ページになりますけれども、し尿処理施設につきましては、それぞれの処理施設能力等についてお示ししております。

合併時におきましては全ての施設は現行のまま稼動することといたしており、合併後速やかに、新市における施設全体の配置計画を策定し、新市における処理体制を構築することといたしております。

7の最終処分場につきましては、広域行政組合では、平成8年度から全ての焼却残渣等の 県外搬出を行っております。

この他の事業につきましては、戻りますが、47ページから52ページにございます調整 方針一覧のとおりでございます。

一例をご説明いたしますと、48ページの上から3段目、7番でございますが、48ページの7番、産業廃棄物処理業許可等申請手数料などに関する事務につきましては、中核市事務により合併時に相模原市の制度に統合することといたしております。

右側の49ページをご覧ください。

真ん中辺の番号22、23の美化推進事業に関する事務につきましては、それぞれ地域の 特性や実情を踏まえて実施いたしておりますことから、合併時に相模原市の制度に統合する。 ただし、事業内容については、地域特性を配慮し調整することといたしております。

なお、個々の事務事業の一元化調書につきましては、別冊1のとおりでございます。ご参 照いただければと存じます。

また、58ページには先進事例を、59ページから63ページには関係法令をそれぞれ掲載いたしておりますので、ご参照いただきたいと存じます。

以上、清掃事業の取扱いについて、提案のご説明をさせていただきました。

なお、参考3といたしまして、別紙になりますが、第6回合併協議会の協議事項に関しま

して、只今ご説明いたしました中核市事務として、3町との調整を要さないAランク及びC ランクの各専門部会別の事務事業をまとめました補足説明資料をご配付させていただいてお りますので、ご参照いただければと存じます。

よろしくご協議くださいますようお願いいたします。

○小川会長 只今事務局から、「協議第30号 清掃事業の取扱いについて」説明がありました。

ここで協議に入らせていただきます。

只今の説明に対しましてご意見等ございましたら、お願いいたします。

特にございませんようですので、お諮りをいたします。

「協議第30号 清掃事業の取扱いについて」は、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○小川会長 異議なしとの声がありましたので、「協議第30号 清掃事業の取扱いについて」は、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、「協議第31号 消防業務及び消防団の取扱いについて」を議題といたします。

事務局から資料の説明をいたさせます。

片野事務局次長。

口協議第31号 消防業務及び消防団の取扱いについて

○片野事務局次長 協議会資料の64ページをお開きください。

「協議第31号 消防業務及び消防団の取扱いについて」、ご説明をさせていただきます。 消防業務及び消防団の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成16年9月21日提出、相模原・津久井地域合併協議会会長。

1 消防業務の取扱い。

消防業務の取扱いについては、合併時に相模原市の常備消防制度に統合するものとする。 ただし、119番通報の受信については、合併時には現行どおりとし、新市において早期に 指令システムを統合する。

2 消防団の取扱い。

消防団の取扱いについては、合併時に相模原市の消防団に統合するものとするが、津久井

地域の消防団の現状を考慮しつつ新市の消防団の一体性が確保できるよう調整する。

調整方針一覧につきましては48項目の事務事業がございますが、これにつきましては、 後ほど主な事務事業につきましてご説明をさせていただきますが、基本的には相模原市の制 度に統合することといたしております。

最初に、消防業務及び消防団の取扱いに関する調整方針の考え方についてご説明をさせて いただきます。

69ページをお開きください。

1、消防業務の取扱いについてでございますが、現在の津久井郡広域行政組合消防本部が 実施している城山町、津久井町、相模湖町に係る消防業務は、合併時に相模原市消防本部の 制度に統合するものといたします。

なお、津久井郡消防の本部機能は、相模原市消防の本部機能に統合するものとしますが、 各種申請等の受付窓口については、合併時までに調整するものといたします。

また、津久井郡消防の本署、分署、出張所及び派出所に配置されている部隊は、合併時には現行どおりといたしますが、署所の呼称につきましては検討をいたします。

緊急時に住民との接点となる119番通報の受信については、合併時には現行どおりとし、 津久井郡消防及び相模原市消防の2カ所で行うものとしますが、新市において早期に新指令 システムを整備し、一元化を図るものといたします。本来であれば、合併時に一元化するこ とが望ましいのですが、相模原市の指令システムが更新時期を迎えており、このような考え 方といたしました。

津久井郡消防の消防力ですが、現状は分散配置されており、少数の隊員で部隊が構成され、また兼務や乗り分けにより運用されております。このため、現在、津久井郡消防において再編計画が検討されております。新市において、より効果的、効率的な部隊運用、部隊活動が実施できるよう、署所の配置等について検討を行い、新市の消防力整備計画を早期に策定する必要がございます。

続きまして、2、消防団の取扱いについてでございますが、城山町、津久井町、相模湖町の消防団は、合併時に相模原市の制度に統合するものといたします。また、津久井3町の消防団の費用弁償及び報酬等は、1市3町の支給額及び支給方法等に若干の相違がございますが、合併時に相模原市の制度に統合するものといたします。

なお、津久井3町の消防団詰所・車庫及び消防団車両については、合併時には現行どおり としますが、新市の消防団組織、活動基準と併せ、そのあり方を検討いたします。検討の際 には、津久井地域の消防団の現状を考慮しつつ作業を進めます。

続きまして、調整方針一覧につきましてご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、64ページにお戻りください。

番号3の消防団活動費(出動旅費)についてでございますが、消防団員が災害、訓練、整備、警戒等に出動した時に支給する費用弁償、いわゆる出動旅費でございますが、支給単価に差異がございますが、調整方針といたしましては、合併時に相模原市の制度に統合するものといたします。

65ページをお開きください。

番号9の公務災害補償等(市民、消防団員)でございますが、この制度は、市民や町民及び消防団員が消火作業等に従事した際に負傷した場合の損害補償をするもので、1市3町の補償範囲に差異はございませんが、防災訓練における補償の方法に差異がございます。調整方針といたしましては、合併時に相模原市の制度に統合するものといたします。

続きまして、番号14の常備消防組織でございますが、現在、相模原市においては、1本部、6課、3本署、12分署、定員599人、津久井郡消防は1本部、3課、1本署、2分署、2出張所、1派出所、定員111人により火災や救急の災害対応に当たっております。ご承知のように、津久井郡消防は藤野町の町域も管轄区域としており、また津久井郡消防においては署所の再編計画が検討されております。このため、今後の動向に注視が必要でございますが、調整方針といたしましては、合併時に相模原市の制度に統合するものでございます。

なお、津久井郡消防の本部機能は相模原市に統合する。また、合併時には、津久井地域の 署所は現状維持とするが、新市において津久井地域を含めた消防組織を検討することといた しました。

次に、番号15の非常備消防(消防団)組織でございます。相模原市につきましては、1 団、9分団、56部、定数762人、城山町は、1団、4分団、12部、定数163人、津 久井町は、1団、8分団、28部、定数405人、相模湖町は、1団、4分団、部はござい ませんで、定数147人で、火災等の災害対応に当たっております。常備消防と非常備消防 につきましてはよく車の両輪に例えられますが、津久井地域は管轄面積が広く、山岳地域を 有することから、特に消防団に寄せられる期待は大きいものがございまして、人口に比べ、 組織規模が大きいのが現状でございます。

1市3町を比較いたしますと、組織の形態や部の配置人員に差異がございますが、調整方

針といたしましては、原則として相模原市の制度に統合する。ただし、津久井地域の消防団 活動の実態を踏まえた新たな消防団組織を検討することといたしました。

67ページをお開きください。

番号30の消防力整備計画でございますが、この計画は、消防部隊等の増隊、救急隊の増隊、消防水利の増設、署所の設置、消防団機能の充実等が盛り込まれた、10年を期間とする将来計画でございます。津久井郡消防におきましては策定されておりませんが、現在、署所の再編計画が検討されております。合併に向けては、津久井地域の特性に配慮しつつ、一体性のある計画の樹立が不可欠でございます。従いまして、調整方針といたしましては、合併時、相模原市の制度に統合する。ただし、早期に新市の消防力整備計画を策定することといたしました。

番号35の常備消防出場体制でございますが、災害対応に当たる常備消防の出動部隊は、相模原市は、指揮隊3隊、消防隊15隊、救助隊3隊、救急隊11隊、特車隊5隊でございます。津久井郡消防は、指揮隊1隊、消防隊5隊、救助隊1隊、救急隊4隊、特車隊1隊でございます。また、一般的な建物火災への出場対数は、相模原市が10隊に対しまして、津久井郡消防は5隊でございます。また、災害現場までの平均到着時間につきましては、相模原市においては火災事案で4分33秒、救急事案で5分06秒、津久井郡消防におきましては、火災事案で10分23秒、救急事案で8分11秒となっております。更に、消防車両等の乗車人員にも差異がございます。このように、常備消防の出場体制には差異がございますが、管轄区域が広い、或いは山岳地域を有しているという津久井地域の特性に配慮しつつ、新市における一体性のある出場体制を確立する必要がございます。

また、当直勤務体制につきましても、相模原市が3部制、津久井郡消防が2部制となって おりますが、指揮命令系統の明確化及び大規模災害が長期化した場合の対応には、3部体制 が有利とされております。

調整方針といたしましては、段階的に相模原市の制度に統合する。ただし、消防隊等災害 出動部隊数及び消防車両等の配置人員等につきましては、新市の消防力整備計画の策定を踏 まえながら、消防署所の整備等と併せて検討することといたしました。

番号39の救急高度化推進事業でございますが、現在、相模原市においては救急隊が11 隊配置され、全隊とも高度救急資機材が積載されております。これらの高度救急資機材が搭載されております救急車につきましては、救急救命士が必ず乗車をいたしております。これに対しまして、津久井郡消防におきましては、救急隊が4隊配置されておりますが、3台が 高規格救急車で、1台はIIB型と呼ばれる普通の救急車で運用されており、この普通の救急車には救急救命士は乗車してございません。

救急業務に対する住民の期待が大きくなっていく現状の中で、より充実を図る必要がございますので、調整方針といたしましては、合併時に相模原市の制度に統合する。なお、新市の救急救命士養成計画を策定するとともに、高度化推進事業と併せ、津久井地域の全救急隊に救急救命士を配置することを検討することといたしております。

68ページをお開きいただきたいと存じます。

番号41の災害通報の受信及び指令でございますが、市民、町民からの災害通報、いわゆる119番通報を受信し、各部隊に指令しているのが指令室でございます。この一連の処理は消防情報システムにより行われておりますが、年間取扱件数は、相模原市においては年間4万951件であり、津久井郡消防は7,353件となっております。合併時に指令室を統合することが効率的でございますが、相模原市のシステムと津久井郡消防のシステムには、その仕様に大きな差異がございます。

調整方針といたしましては、相模原市の消防情報システムの更新時期に合わせ統一したシステムを整備する。それまでの間は、現行のとおり、相模原市及び津久井郡消防の2カ所で119番通報を受信する。また、常備、非常備を含め、災害情報の受伝達のシステムを検討することといたしました。この他の事務事業につきましては、調整方針の一覧のとおり、基本的に相模原市の制度に統合するものでございます。

なお、個々の事務事業の一元化調書につきましては、別冊1のとおりでございます。

また、70ページから73ページには現況比較を、74ページには先進事例を、75ページから77ページには関係法令等をそれぞれ掲載いたしておりますので、ご参照いただきたいと存じます。

以上、消防業務及び消防団の取扱いについてのご提案のご説明でございます。よろしくご 協議くださいますようお願いいたします。

○小川会長 只今事務局から、「協議第31号 消防業務及び消防団の取扱いについて」説明がありました。

ここで協議に入らせていただきます。

只今の説明に対しましてご意見等ございましたら、お願いいたします。

特にございませんようですので、お諮りいたします。

「協議第31号 消防業務及び消防団の取扱いについて」は、原案のとおり決することに

ご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○小川会長 異議なしとの声がありましたので、「協議第31号 消防業務及び消防団の取扱いについて」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、「協議第32号 防災事業の取扱いについて」を議題といたします。

事務局から資料の説明をいたさせます。

片野事務局次長。

□協議第32号 防災事業の取扱いについて

○片野事務局次長 協議会資料の78ページをお開きください。

「協議第32号 防災事業の取扱いについて」、ご説明をさせていただきます。

防災事業の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成16年9月21日提出、相模原・津久井地域合併協議会会長。

防災事業の取扱いについては、災害時の対応に支障を来さぬよう相模原市の制度に統合する。また、合併後3年を目途に事業の根幹となる地域防災計画を策定する。

関連事業の調整方針一覧につきましては15項目の事務事業がございますが、基本的には 相模原市の制度に統合することといたしております。

番号1の防災会議の運営、2の防災対策普及啓発推進事業、4の災害に係る関係機関との連絡調整、5の災害時における応援協定等、7の総合防災訓練実施事業は、災害時の対応に支障を来さぬよう合併時に相模原市の制度に統合するといたしますが、6のがけ地等危険箇所の災害対策の総括及び調整事務につきましては、相模原市には県で位置付けている土石流危険対策箇所がございませんので、合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、土石流対策については、新市における地域防災計画が策定されるまでの間は、各町で定める地域防災計画を適用するとするものでございます。

次に、番号3の地域防災計画の推進につきましては、地域防災計画の策定には、新市域に おいて発生が予測される地震、風水害等の災害に対し、過去の災害状況や土地利用の変遷等 の調査、分析、検討を行い、地域の災害による危険を把握する防災アセスメント調査を新市 全域において実施し、その調査結果をもとに地域防災計画を策定することとなりますが、災 害はいつ起きることとなるか分かりませんので、職員の非常配備体制や災害対策本部の指揮 命令系統は合併時に相模原市の制度に統合し、災害に備えていくものとし、合併後速やかに 着手し、3年を目途に統合する。ただし、新市における地域防災計画が策定されるまでの間は、1市3町で定める地域防災計画を適用することとするが、非常配備体制に限り、合併時に相模原市の体制に統合するものでございます。

79ページをお開きください。

番号8の自主防災組織育成支援事業につきましては、1市3町の現状の自主防災組織体制のまま育成強化を図るとともに、助成金につきましては1市3町で異なることから、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、助成金については、合併後3年を目途に見直しを図るとするものでございます。

次の番号9の防災情報用施設維持管理事業につきましては、防災行政用無線には住民への連絡用として行う同報系と職員との連絡情報収集を行う移動系があり、1市3町がそれぞれ異なる周波数を電波管理局の許可により運用を行っております。電波の運用は、1市町村1波の周波数使用でありますことから、合併後は電波を統一することが必要となりますので、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、防災行政用無線については、新市において5年を目途に統合するとするものでございます。

次の番号10の防災車両維持管理事業、11の飲料水兼用貯水槽設置事業につきましては、現行のまま新市に引き継ぐとするものとし、その次の番号12の防災資機材整備事業から15の避難場所に関することにつきましては、地域防災計画をもとにそれぞれの整備計画を検討することとなるため、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、新市において策定する地域防災計画に合わせ見直しを図るとするものでございます。

次に、防災事業の取扱いの考え方につきましてご説明をさせていただきます。

80ページをお開きください。

先程ご説明をさせていただきましたが、防災事業とは、一般的に震災対策、風水害対策及 び火山災害対策等の自然災害対策に加えまして、海上災害対策、航空災害対策、道路災害対 策、原子力災害対策、危険物等災害対策、大規模な火事災害対策及び林野火災対策など、事 故災害対策のための事業のことでございます。本地域は、大規模地震対策特別措置法に基づ きます地震防災対策強化地域の指定はされておりませんが、近年、テロ災害等の特殊災害な ど多種多様な災害に対応するため、広範囲に渡る防災対策を進めているところでございます。

1の防災会議でございますが、災害対策基本法第16条第5項の規定に基づき、市町村防 災会議は、市町村長を会長に、市町村職員、指定地方行政機関、指定公共機関等の職員によ り構成し、地域防災計画の作成、推進や災害が発生した場合における情報収集等を実施する ものでございます。

現状においては、各市町を所管する防災関係機関が一部異なりますので、合併時に委員の 見直しを行いまして、相模原市の制度に統合するものといたします。

2の地域防災計画でございますが、防災対策の根幹となるのが地域防災計画でありまして、 災害対策基本法第42条第1項の規定に基づき、市町村防災会議が当該地域に係る災害対策 に関し、その防災活動の効果的な実施を図り、地域社会の安全及び市長村民福祉の確保を図 ることを目的に作成するものでございます。

計画の作成に当たりましては、当該地域に発生が予測される地震、風水害などの災害に対しまして、過去の災害の状況や急傾斜地、軟弱地盤等、災害の起因となるもの、土地利用の変遷などの調査、分析・検討を行いまして、地域の災害による危険を把握する防災アセスメント調査を新市全域で実施し、その調査結果をもとに地域防災計画を策定するものでございます。

そのため、合併後速やかに、防災アセスメント調査に着手いたしまして、3年を目途に策定するものといたします。ただし、職員の非常配備体制及び災害対策本部の指揮命令系統につきましては、合併時に相模原市の制度に統合するものといたします。

81ページをお開きください。

3の防災行政用無線でございますが、防災行政用無線は同報系及び移動系に区分されているところでございます。同報無線は、住民への連絡用として子局によりまして気象警報や避難勧告、災害関連情報を伝達いたします。移動無線は、基地局、移動局によりまして災害発生時に迅速な情報収集や災害対策本部指令等を伝達いたします。

現在、1市3町がそれぞれ独自の機器を導入し運用しておりますので、同報無線につきましては、合併後、電波法に基づき1市1波の周波数となることから、新市におきまして5年を目途に統合するものといたします。

また、移動無線につきましても新市におきまして統合しなければならないことから、防災 関係機関や病院、学校、ライフライン等の生活関連機関との相互連絡のために活用される地 域防災無線を5年を目途に整備するものといたします。

4の自主防災組織でございますが、自主防災組織は、地震や火災等から生命や財産を守る ため、自分達の町は自分達で守るという考えのもと、地域の人々が助け合い、地域社会の中 で防災という共通の意識を持って結成をされておりますことから、現状の組織体制のまま新 市に引き継ぎ、新市において育成強化を推進するものといたします。 ただし、活動助成金については、現行の制度を基本とし、合併後3年を目途に見直しを図るものといたします。

82ページをお開きください。

防災事業の現況比較として、82ページから83ページに1市3町の防災会議、地域防災計画、防災行政用無線、自主防災組織育成支援事業の4つの事業につきまして掲載をいたしております。

このうち83ページの4、自主防災組織育成支援事業のうち活動助成金でございますが、 相模原市と各町の助成基準が異なっておりますので、現行の制度を基本に、合併後3年を目 途に見直しを図っていくものでございます。

なお、個々の事務事業の一元化調書につきましては別冊1のとおりでございます。

8 4ページには先進事例を、8 5ページには関係法令をそれぞれ掲載いたしておりますので、ご参照いただきたいと存じます。

以上、防災事業の取扱いについてのご提案のご説明をさせていただきました。よろしくご 協議くださいますようお願い申し上げます。

○小川会長 只今事務局から、「協議第32号 防災事業の取扱いについて」説明がありました。

ここで協議に入らせていただきます。

只今の説明に対しまして意見等ございましたら、お願いいたします。

八木委員、どうぞ。

○八木委員 79ページの番号9番でありますが、防災情報用施設の維持管理事業で、防災行政用無線の件についてでございますけれども、新市において5年を目途に統合するというふうになってございます。現在、この防災行政無線につきましては、相模原市さんは同報系の無線につきまして放送の親局が消防本部にございまして、24時間体制で放送ができるようになっていると思われます。3町におきましては町役場の中に放送用の親局がございますので、特に夜間や土日の閉庁日におきましては、防災担当の職員が、いざという時に自宅から登庁をして放送をするという、こういうシステムになっております。

今度、1市、新市になった時に、現相模原市域の市民に対しては即座にそうした気象警報 や災害時の情報の伝達ができるかと思いますが、そうした場合に、旧3町の新市民につきま しては、放送上、そこに大きなタイムラグができる心配がございます。できましたら、5年 を目途でありますけれども、なるべく早期にこのシステムを統合していただく方向で、また ご検討をいただきたい。

そして、システムの統合がされるまでの3町の防災無線、親局の取扱いにつきましても、 今度1市1消防ということになりますので、今は役場の事務吏員が登庁するシステムをとっ ておりますけれども、消防の指揮下の中でうまく運用ができるように工夫をお願いできれば というふうに思います。

以上です。

〇小川会長 分かりました。これについて、事務局の方、何かありますか。只今のお話。何と か言ってくださいよ。

はい。

- 相模原市防災対策担当部長 同報無線につきましてですけれども、5年を目途に統合するという形ですけれども、今ご要望がありましたように、実際は全部機器が違いますし、またその連絡というのもとっておりませんけれども、いずれにしましても、同報無線にしろ、無線は1市1波という形の中で波をもらいますから、それ以外もらいませんから、特例法の中で5年ぐらいの目安でやっていくということです。ですから、5年を目途にという形ですが、一遍に5年後にやる訳ではなくて、できるところからやっていこうということです。以上です。
- ○小川会長 八木委員のお話、内容はつかんでありますね。

他にございませんか。

ございませんようですので、お諮りをいたします。

「協議第32号 防災事業の取扱いについて」につきましては、原案のとおり決すること にご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇小川会長 異議なしの声がありましたので、「協議第32号 防災事業の取扱いについて」は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、協議事項につきましては終了させていただきます。

次に、報告事項に移らせていただきます。

「報告第23号 各種事務事業の取扱いについて(B・Cランク)その3」について事務 局から報告をいたさせますが、初めに、Bランクのうち保健福祉部会及び経済部会の所管事 項について報告をいたさせます。

片野事務局次長。

□報告第23号 各種事務事業の取扱いについて(B·Cランク)その3

○片野事務局次長 協議会資料の86ページをお開きください。

「報告第23号 各種事務事業の取扱いについて(B・Cランク)その3」。

各種事務事業の取扱いについて、次のとおり報告する。

平成16年9月21日提出、相模原・津久井地域合併協議会会長。

調整方針一覧、Bランクの事務事業につきまして、ご説明をいたします。

最初に、保健福祉部会所管の事務事業でございます。

番号1の地域型在宅介護支援センター運営事業についてでございます。

事務事業一元化調書は、別冊1の132ページとなっておりますので、併せてご覧いただ きたいと存じます。

地域型在宅介護支援センター運営事業につきましては、地域の高齢者等の保健、福祉、介護等に関する相談窓口及び介護予防、生活支援サービス等の調整など、地域ケア体制の拠点として総合的に対応することを目的としているものでございまして、市町全でで実施を致しております。課題といたしましては、1カ所当たりに配置している職員数の違いなどの理由により委託料の額に相違があることでございます。調整方針につきましては、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、業務内容、職員配置等の委託内容等については、相模原市の制度に合わせることといたしております。

続きまして、経済部会所管の事務事業につきまして、ご説明をさせていただきます。

番号1の(社)相模原市畜産振興協会補助金についてでございます。

事務事業一元化調書は、133ページでございます。

この事業につきましては、相模原市と相模原市農協が畜産振興を図ることを目的に出資設立した社団法人相模原市畜産振興協会が行う事業に対する補助事業で、津久井郡3町につきましては、主に郡農協が中心となって行う事業等に対する補助事業でございます。補助率や補助対象等の点で課題はございますが、調整方針といたしましては、合併後3年以内に段階的に相模原市の制度に統合することといたすものでございます。

なお、この事業の統合を含めまして、新市の一体的な農業振興を図るためには、農協や関連団体の速やかな統合や連携が必要となるものでございます。

なお、管理部会所管のBランクの事務事業につきましては、子育て支援に関します資料と 併せまして、後ほどCランク事業に関する事務事業をご報告させていただいた後にご説明を させていただきたいと存じます。

調整方針一覧、Bランクの事務事業のうち、保健福祉部会及び経済部会所管の事務事業に 関しますご説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○小川会長 只今事務局から、報告第23号 各種事務事業の取扱い、Bランクのうち、保健 福祉部会及び経済部会の所管事項について報告がありましたが、只今の報告に対しましてご 質問等がございましたら、お願いいたします。

特に無いようでございますので、只今報告いたしましたBランクにつきましては、承認を いただいたものといたします。

続きまして、Cランクについて説明をいたさせますが、初めに、企画部会及び保健福祉部 会の所管事項について説明をいたさせます。

片野事務局次長。

○片野事務局次長 調整方針一覧、Cランクの事務事業のうち、各専門部会における主な事務 事業につきましてご説明をいたします。

なお、調整方針一覧、Cランクの事務事業に関します事務事業一元化調書につきましては 別冊2となっておりますので、併せてご覧いただきたいと存じます。

協議会資料の88ページをお開きください。

最初に、企画部会所管の事務事業でございます。

企画部会所管の事務事業につきましては、7事業でございます。

最初に、番号1のふるさと創生事業についてでございます。

事務事業一元化調書は、1ページでございます。

この事業は、竹下内閣の時代に、使途を限定されないで1億円が交付されたことを契機といたしまして、城山町及び津久井町におきまして、これを基金として実施している事業でございます。新市におきましては、「ふるさと創生事業」という名称での事業は廃止をいたしますが、基金設立の趣旨や実施されている事業の趣旨は尊重するということから、調整方針といたしましては、合併時に廃止する。ただし、城山町及び津久井町の基金の取扱いについては、その設立の趣旨に配慮し、調整するものとする。また、津久井町で実施されている事業については、その趣旨を尊重し、個別に調整するものといたすものでございます。

次に、番号2のパブリックコメントの実施についてでございます。

事務事業一元化調書につきましては、2ページでございます。

調整方針といたしましては、合併時に相模原市の制度に統合する。なお、パブリックコメ

ントに関する条例の必要性については、新市において検討するものといたすものでございます。パブリックコメントにつきましては、現在、相模原市においては要綱により、城山町においては条例により実施をされておりますので、新市において条例の必要性について検討するものとしたものでございます。

次に、番号4、特定地域土地利用計画に関することについてでございます。

事務事業一元化調書につきましては、4ページでございます。

本計画につきましては、いわゆる非線引きの都市計画区域及び都市計画区域外が対象となるものでございますので、津久井町及び相模湖町の地域について、現行のまま新市に引き継ぐこととなるものでございます。

次に、番号6の広報紙発行事務についてでございます。

一元化調書は、6ページでございます。

調整方針といたしましては、合併時に相模原市の制度に統合するものといたすものでございます。統合に当たりましては情報量の増加が想定されますので、今後、紙面、ページ数の増などについて検討してまいります。

89ページをお開きください。

次に、保健福祉部会所管の事務事業でございます。

保健福祉部会所管の事務事業につきましては、89ページから99ページまでの112事業でございます。

最初に、番号2の高齢者保健福祉計画推進事業についてでございます。

事務事業一元化調書は、9ページでございます。

高齢者保健福祉計画推進事業につきましては、合併時に相模原市の制度に統合しますが、 平成18年度を開始年度とする第3期計画については、平成17年度中に合併後を想定した 計画として策定する調整方針でございます。

90ページをお開きください。

次に、番号12の敬老祝金等支給事業についてでございます。

事務事業一元化調書は、19ページでございます。

敬老祝金等支給事業につきましては、合併時に相模原市の制度に統合しますが、新市において敬老訪問事業との統合や本事業そのものの見直しを行う調整方針でございます。

次に、番号16のねたきり高齢者等移送サービス利用助成事業についてでございます。

事務事業一元化調書は、24ページでございます。

本事業につきましては、現行のまま新市に引き継ぎますが、合併後、新市において移送サ ービス事業のあり方を検討する調整方針でございます。

93ページをお開きいただきたいと存じます。

次に、番号49の高齢者入浴サービス事業についてでございます。

事務事業一元化調書は、60ページでございます。

本事業につきましては、現行のまま新市に引き継ぎますが、合併後、事業内容について検討する調整方針でございます。

95ページをお開きください。

次に、番号74の児童クラブ管理運営事業についてでございます。

事務事業一元化調書は、88ページでございます。

本事業につきましては、津久井町、相模湖町において公設民営の事業運営となっておりますが、相模原市の体制に統一するため、運営形態の変更を検討し、3年以内に相模原市の制度に統合する調整方針でございます。

96ページをお開きいただきたいと存じます。

次に、番号77のこどもセンター管理運営事業についてでございます。

事務事業一元化調書は、92ページでございます。

本事業につきましては、相模原市、城山町において実施をしており、現行のまま新市に引き継ぎますが、合併後、新市において児童クラブの管理運営基準について検討する調整方針でございます。

次に、番号82の保育料についてでございます。

事務事業一元化調書は、98ページでございます。

保育料につきましては、現在、市町において独自に設定をしており、最高額、最低額及び 所得税階層区分等に相違がございますが、合併時に相模原市の制度に統合する調整方針でご ざいます。

調整方針一覧、Cランクの事務事業のうち、企画部会及び保健福祉部会所管の主な事務事業に関しますご説明は以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○小川会長 只今事務局から、企画部会及び保健福祉部会の所管事項について報告がありましたが、只今の報告に対しましてご質問等がございましたら、お願いいたします。

特に無いようでございますので、只今報告をいたしましたCランクにつきましては、承認をいただいたものといたします。

次に、経済部会、環境保全部会、農業委員会部会及び議会部会の所管事項について説明をいたさせます。

片野事務局次長。

〇片野事務局次長 協議会資料の99ページをお開きください。

次に、経済部会所管の事務事業でございます。

経済部会所管の事務事業につきましては、99ページから106ページまでの93事業で ございます。

最初に、番号2の相模原商工会議所補助金についてでございます。

事務事業一元化調書は、134ページでございます。

相模原商工会議所補助金の事務事業一元化の調整につきましては、各種補助事業の内容に つきまして整理検討していく必要がございますが、調整方針といたしましては、現行のまま 新市に引き継ぐものでございます。

101ページをお開きください。

次に、番号32の観光事業補助金や102ページの番号34の市観光協会補助金について でございますが、事務事業一元化の調整方針といたしましては、現行のまま新市に引き継ぐ ことといたしております。

なお、1市3町の観光事業等の推進に当たりましては、各市町での伝統や地域性を考慮しながら新市の一体性を確保するためには、各市町の観光協会組織の体系化が必要となるものでございます。

103ページをお開きいただきたいと存じます。

次に、番号54の勤労者福祉事業についてでございます。

事務事業一元化調書は、192ページでございます。

勤労者福祉事業につきましては、「勤労者生活資金融資預託金」での預託額や貸付金額の相違、「中小企業退職金共済掛金補助金」での補助額と補助率の相違が課題となっておりますが、事務事業一元化の調整方針といたしましては、合併時に相模原市の制度に統合することといたしております。

104ページをお開きください。

次に、番号64の農産物振興対策事業についてでございます。

事務事業一元化調書は、202ページとなっております。

本事業は、野菜、果樹等の農産物の生産向上や経営安定、消費拡大等を目的に、それぞれ

の市町が地域特性のある事業を実施しており、補助対象等の相違が課題となっております。 調整方針といたしましては、合併後3年以内に段階的に相模原市の制度に統合することとい たしております。

106ページをお開きください。

番号93の新都市農業推進事業についてでございます。

事務事業一元化調書につきましては、234ページでございます。

新都市農業推進事業の事務事業一元化の調整方針といたしましては、速やかに相模原市の制度に統合することといたしております。なお、課題といたしましては、農地保有合理化法人の機能調整を図る必要があるものでございます。

107ページをお開きください。

次に、環境保全部会所管の事務事業でございます。

環境保全部会所管の事務事業につきましては、2事業でございます。

番号2の環境保全に関する条例に基づく事務についてでございます。

事務事業一元化調書は、237ページでございます。

環境保全に関する条例に基づく事務につきましては、相模原市は公害関係が中心ですが、 城山町はその内容が広範囲に渡っておりますので、基本的には合併時に相模原市の制度に統 合するものでございますが、土地埋立等規制事業等につきましては、合併後3年以内に事業 見直しを含め統合するものでございます。

次に、農業委員会部会所管の事務事業でございます。

農業委員会部会所管の事務事業につきましては、107ページから109ページの21事業でございます。

108ページをお開きください。

番号15の農業委員会委員報酬についてでございます。

事務事業一元化調書は、255ページでございます。

農業委員会委員報酬につきましては、報酬額と支払い方法に相違がございますが、調整方針といたしましては、市町村の合併の特例に関する法律を適用して、合併後1年間、引き続き在任する選挙による委員の報酬につきましては現行のとおりといたしますが、3町を区域とする農業委員会の会長と会長職務代理者及び選任による委員につきましては、相模原市の制度による報酬とするものでございます。これは、合併後の農業委員会の会長、職務代理者及び選任による委員の職務の内容等が増加することによるものでございます。選挙による委

員報酬は、特例期間が経過した後に相模原市の報酬に統合することといたすものでございます。

109ページをお開きください。

番号17の農業委員会会議についてでございます。

事務事業一元化調書は、257ページでございます。

農業委員会会議につきましては、総会以外の各委員会の設置内容に相違がございますが、 調整方針といたしましては、合併時に相模原市の制度に統合することといたすものでござい ます。

次に、議会部会所管の事務事業でございます。

恐れ入りますが、本日ご配付をさせていただきました、「協議第24号 議会議員の定数 及び任期の取扱い」の4ページをお開きいただきたいと存じます。

議会部会所管の事務事業につきましては、先程ご協議いただきました議会議員の定数及び 任期の取扱い同様、議員の定数等に関する検討委員会におきまして検討されたもので、議員 報酬等、政務調査費など12事業でございます。

番号5の議会報の発行についてでございます。

事務事業一元化調書は、別冊2、追加資料の5ページとなっております。

議会報の発行につきましては、市町で配布方法や編集方法に違いがございますが、調整方針といたしましては、合併時に相模原市の制度に統合することといたすものでございます。

続きまして、番号6の本会議についてでございます。

事務事業一元化調書は、別冊2、追加資料の6ページでございます。

本会議につきましては、定例会の開催回数は市町で同一ですが、運営等がそれぞれ異なっております。調整方針につきましては、合併時に相模原市の制度に統合することといたすものでございます。

調整方針一覧、Cランクの主な事務事業に関しますご説明は以上でございます。よろしく お願いをいたします。

〇小川会長 只今事務局から報告がありましたが、只今の報告に対しましてご質問等ございま したら、お願いいたします。

特に無いようでございますので、只今報告をいたしましたCランクにつきましては、承認をいただいたものといたします。

次に、第4回協議会において報告いたしました管理部会の所管でありますBランクの事務

事業のうち、再度、幹事会において検討することとなっておりました事項について、改めて 報告をさせていただきます。

事務局より報告いたさせます。

片野事務局次長。

〇片野事務局次長 協議会資料の87ページにお戻りいただきたいと存じます。

管理部会所管のBランクの事務事業のうち、第4回の合併協議会に報告事項としてご提出をさせていただきました幼稚園就園奨励補助金他2事業につきましては、幹事会において、子育て支援に関する資料の作成と併せて、調整方針等を再度検討するようご指示がございましたので、その結果につきましてご報告をさせていただきます。

最初に、番号1、幼稚園就園奨励補助金についてでございます。

事務事業一元化調書は、別冊1の135ページでございます。

幼稚園就園奨励補助金につきましての調整方針でございますが、公立幼稚園の国庫補助分については、合併時に城山町の制度に統合し、保育料の減免制度で対応するとともに、市立 幼稚園の単独補助分については、合併時に相模原市の制度に統合することといたしました。

次に、番号2の公立幼稚園に関することについてでございます。

事務事業一元化調書は、別冊1の136ページでございます。

公立幼稚園に関することにつきましての調整方針でございますが、現行のまま新市に引き継ぎ、入園料、保育料、送迎バス、給食の取扱いは、調整方針に記載のとおり統一することといたしました。具体的には城山町の制度に統合することとなります。

次に、番号3、学校給食事業の取扱いについてでございます。

事務事業一元化調書は、別冊1の137ページでございます。

学校給食事業の取扱いにつきましての調整方針でございますが、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後3年間で、相模湖町、相模原市の中学校給食のあり方を検討することとし、調整方針の区分につきましても現行のまま存続といたしました。

以上が、管理部会所管の3事業につきましてのご説明でございますが、続きまして、参考 資料として作成させていただきました、子育て支援に関する主な事務事業の比較一覧の主な 内容につきましてご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、A3判横長の両面印刷となっております参考1、「子育て支援に関する 主な事務事業の比較一覧」をご覧いただきたいと存じます。

この子育て支援に関する主な事務事業の比較一覧につきましては、協議会でご協議又はご

報告をさせていただきました、子育て支援に関します保健福祉部会、保健所部会、管理部会 所管の事務事業につきまして、1市3町におきます現状と課題、また一元化の調整方針につ きまして一覧としてまとめたものでございます。

なお、本日ご報告をさせていただきました事務事業につきましては、ご説明を省略させて いただきます。

最初に、「1/2」と右肩に表記してございます、表側の小児医療費助成事業についてで ございます。

乳幼児の通院分にかかる医療費助成の対象年齢は、3町ではゼロ歳から2歳までとなっておりますが、相模原市ではゼロ歳から4歳までとなっております。調整方針といたしましては、合併時に相模原市の制度に統合することといたしまして、乳幼児の通院分にかかる医療費助成の対象年齢をゼロ歳から4歳までといたします。また、小児の入院にかかる医療費助成の対象年齢の上限には変更はございません。

次に、母子・父子家庭等援護事業についてでございますが、この制度を実施しておりますのは相模原市及び城山町のみとなってございます。18歳未満の児童を養育している母子・父子家庭等の世帯に対する福祉手当につきましては、支給額、所得制限に相違がございます。また、中学3年生を養育している母子・父子家庭等の世帯に対する高校進学、就職支度金につきましては、相模原市のみで実施をしており、3町とも制度がございません。調整方針といたしましては、合併時に相模原市の制度に統合することといたしまして、福祉手当につきましては月額3,000円を支給することといたします。また、高校進学、就職支度金につきましては、1人2万円を支給することとなります。

次に、表の下から2つ目、乳幼児健康診査事業についてでございます。

この事業の実施内容につきましては、3町が1歳児の健康診査(医科)を実施していない以外は相違はございません。実施場所につきましては、3町とも1会場のみで集団健康診査を実施しておりますが、相模原市では医療機関に依頼する個別健康診査と3会場による集団健康診査を実施してございます。実施時期につきましては、3町とも2カ月、或いは3カ月に1回の実施となっておりますが、相模原市では個別健康診査は通年となっており、集団健康診査は月に5回から7回となってございます。調整方針といたしましては、合併時に相模原市の制度に統合することといたしまして、相模原市の制度を実施することとなります。

恐れ入りますが、資料の裏面をご覧いただきたいと存じます。

表の上から3つ目の奨学金貸付金についてでございます。

この制度を実施いたしておりますのは、相模原市及び津久井町のみとなっております。貸付の資格に相違があり、貸付金額につきましては、相模原市が月額9,600円、津久井町が月額1万円となってございます。調整方針といたしましては、合併時に相模原市の制度に統合することといたしまして、貸付の資格は相模原市の制度とし、貸付の金額は月額9,600円とすることになります。

次に、要保護及び準要保護児童生徒就学援助費についてでございますが、生活保護法に基づきます最低生活費の算出基準となる級地に相違がございます。また、相模原市では、市単独事業といたしまして、めがねの購入費として1万4千円を限度として援助をいたしてございます。調整方針といたしましては、合併時に相模原市の制度に統合することといたしまして、最低生活費の算出基準となる級地につきましては、1級地-2とし、めがねの購入費として1万4千円を限度として援助をすることになります。

最後に、表の一番下の児童生徒災害見舞金についてでございますが、この制度を実施しておりますのは、相模原市及び城山町のみとなってございます。見舞金の内容や金額に相違がございます。調整方針といたしましては、合併時に相模原市の制度に統合することといたしまして、入院見舞金につきましては、180日で36万円を限度として、入院1日目から支給することとなります。障害見舞金につきましては障害の程度に応じて支給することとなります。死亡見舞金につきましては、療養後5年以内の死亡に対して200万円を支給することとなります。

子育て支援に関する主な事務事業の比較一覧につきまして、ご説明をさせていただきました。

以上で、管理部会所管の事務事業に関します3つの事業と併せまして、子育て支援に関する事業をご報告させていただきました。

恐れ入りますが、次に、事務事業項目提案集計表につきましてご説明をさせていただきたいと存じます。

恐れ入りますが、本日ご配付をさせていただきました参考2、「事務事業項目提案集計表」をご覧いただきたいと存じます。

表の左側でございますが、③計欄の最下段に合計の欄がございます。こちらをご覧いただ きたいと存じます。

左側の表でございますが、8月25日に開催をされました第5回合併協議会におきまして、 事務事業項目数は1,290項目でございましたが、その後、追加、削除等により、9月 19日現在、事務事業項目数は1,283項目となっております。

次に、右側の表の最下段の合計欄をご覧いただきたいと存じます。

第5回合併協議会までに協議済みとなりました項目数は253項目、報告済みとなりました項目数は652項目、合計905項目となっておりました。本日の第6回合併協議会におきまして協議をしていただく項目数は126項目、また報告をさせていただく項目数は252項目、合計で378項目となっております。これによりまして、全ての事務事業につきまして協議済み又は報告済みとなるものでございます。

ご説明につきましては以上でございます。よろしくお願いをいたします。

- ○小川会長 只今事務局から、再度検討いたしました管理部会所管のBランク事業について報告がありましたが、只今の報告に対しましてご質問等ございましたら、お願いいたします。
 どうぞ。
- **〇永井(充)委員** まちづくりビジョンから出ております永井と申します。

協議会資料の3番の学校給食事業の取扱いにつきまして質問させていただきます。

調整方針が、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後3年間で相模湖町、相模原市の中学校給食のあり方を検討するという形になっております。現在行われている中学校給食、城山と津久井はそのまま引き継ぎ、他の相模湖町、相模原市については合併後3年間で検討するということになっております。その検討いかんによっては、同じ市でありながら、給食がある学校、ない中学校というのが出てくると思います。新市として統一性という面から考えた時に、是非統一性のある調整方針に変更していただきたいと思います。

〇小川会長 要望ですね。

他にございませんか。

それでは、小林副会長からあるようです。どうぞ。

○小林副会長 もう時間も押し迫った中で申し訳ありません。この87ページの管理部会の1、2、3ですね。これについては、従来から、私といたしましては、報告事項ではなくて、現在検討して、再度差し戻しで来ていますけれども、これについてはAランクとして今でも協議をしていただきたいと。先程質問がありましたけれども、それは意見とか要望というレベルではなくて、きちんとこれを議題にしていただいて、将来のあり方についての検討のいかんによっては色々なケースが考えられますので、きちんとAランクとして協議をしていきたいというふうにお願いいたします。

それで会長に、時間をかけてもいけませんので、委員会として取り上げてもらうかどうか、

それをきちんとしていただいて、もし取り上げられなければ、意見として私、言わせてもらいますので、その方が合理的に運営していただけると思います。

- 〇小川会長 委員会として意見・・・
- **〇小林副会長** 任意協議会の委員としてですね。
- 〇小川会長 そうですか。

このことでご意見。先程の報告全般もそうなんですが、特に今、Aランクですね。Aランクにしてほしいという話がございましたが、いかがでございますか。何か。

はい、小嶋委員さん、どうぞ。

〇小嶋(省)委員 津久井町の小嶋です。

今、副会長の小林副会長からお話が出ましたけれども、当時、この協議会が始まった時点で、任意協議会の31項目は決まっている訳です。決定している訳です。それに基づいて会議がずっと6回まで進んできた訳ですから、途中でまたこれをAへ上げるとかBへ下げるとかという話になりますと、もともとの任意協議会の決定事項が根底から崩れる訳ですから、これはもうそのまま基本方針どおり進めるべきだというふうに私は思います。

〇小川会長 他にご意見ございませんか。

いずれにしても、これは決めなければいけないんですが、いわゆる採決ということになる んでしょうか。その扱いについてちょっとご意見がございましたら、お聞かせください。只 今の小林副会長さんの提案に対して。提案というか、要望に対してどう扱うか。

それでは、議長の方で・・・

では、どうぞ。

〇永井(宏)委員 今、津久井の小嶋議長が言ったとおり、今までどおりの協議のあれでいってもらいたいと思います。

以上です。

○小川会長 はい、分かりました。

只今お二方から、このことはというお話がございました。特にこのことに、小林さん以外 に、賛成しかねるというご意見ございませんか。

無いようでございますので、小林さんの要望については、これは認められないということで決定をさせていただきます。よろしゅうございますね。

- **〇小林副会長** はい、分かりました。
- **〇小川会長** では、またもとに戻ります。

只今の報告についてご意見はございませんでしょうか。 報告についてですか。では、どうぞ。

○小林副会長 そうしますと、この3番の、先程、要望といいますか、意見がありましたように、今後、合併後3年間で相模湖、相模原市のあり方を、中学校の給食のあり方を検討されると。こういうことの場合、結果的に城山は現行のまま新市に引き継がれますから、3年後も給食をやっていくと、こういうことになりますね。その場合、では、相模原市は中学校の給食はいかがになるものか。仮にやるということになる場合は問題なく整合性がとれる訳ですけれども、新市の全ての中学校が給食が実現できるということで、誠に好ましいことになる訳ですけれども、そうでない場合は城山と津久井町だけが給食を継続すると。

そうした時に、私、大変懸念されるところは、やはり市民感情の中で、城山、津久井の給食が、中学校の給食が継続されるものかどうか、この辺について、あり方の結論は、継続ありきで、中学校給食実現ありきであれば問題ないんですけれども、そうでない場合の市の考え方と、今後どのように扱われるのか、その辺も含めてお考えを伺っておきたいなというふうに思います。

〇小川会長 これは管理部会かな。

管理部会長。

○松本管理部会長 学校給食事業の取扱いにつきましては、先程事務局の方からご説明したとおり、現行のまま新市に引き継ぐ。これは城山町、津久井町ということでございます。現在ミルク給食を実施している、中学校でございますが、相模湖町、相模原市、これの中学校給食のあり方については、合併後3年間で検討するということでございます。

以上でございます。

- **〇小川会長** 今の答弁ですと、ちょっと質問者の意向が・・・。聞いていなかったようだね。 はい、管理部会長。
- ○松本管理部会長 いずれにしましても、この調整方針にあるとおりに、合併後3年間で、いわゆるあり方の検討をするということでございます。従いまして、前回の時につきましては部会に差し戻しをいただいた訳ですが、調整方針も段階的にということでございましたが、今回の137ページを見ていただきますと、現行のまま新市に引き継ぐということの中で処理が終わっておるということでございます。従いまして、これは、相模湖町、相模原市の中学校給食については、具体的に現在行っておる城山、それから津久井、両町の給食、現在やっている訳ですから、その辺も頭に置いてあり方の検討を進めていくということだというふ

うに思います。

- 〇小川会長 どうぞ。
- ○小林副会長 聞き方が悪かったせいもあるかもしれませんが、要するに、合併後3年間でこのあり方を検討する時期が当然まいりますね。その時に、仮に相模原市さんが中学校の給食はミルク給食でいくという場合も、城山としてはこの中学校の給食が継続できれば一番いい訳ですから、その辺についてだけのお答えです。
- **〇小川会長** 何かありませんか。許されれば私が言いますけれども、まずいかな。
- **〇松本管理部会長** 現在やっておる城山町、それから津久井については継続をするということ でございます。
- **〇小川会長** それは分かっているんだよ。ちょっと、ではいいですか。いいですか。
- ○溝口副会長 いいですよ。
- ○小川会長 ちょっと申し訳ございません。市長としてお話ししますが、今、相模原市はそういう訳なんですね。これに至るまでには、検討委員会というのをやりまして、色々討論をした結果、今の体制をやっている訳です。ここで合併ということになって、津久井町さんと城山町さんがそういうことになられるということであっても、それでは直ちにこの協議会で相模原市については云々ということはちょっとご勘弁をいただきたい。今の相模原市の方でも検討委員会をこれからやりますから、それにお任せをいただきたいと、こういう意味だと私は思うんです。何か、人ごとみたいに言ってはいかんな。管理部長、そういったことでいいんでしょう。そういうことを言っていいか、今の相模原市の制度をこの協議会で決められては困る訳ですよ。というのは、検討委員会というのがありますから、ですからそちらに委ねさせてくださいと、こういうことなので、その結果についてはこれからのことですから、今この場で余談を言う訳にいきませんから、これはひとつご了解いただきたいと、こういうことですよね。

では、どうぞ。言ってください。

- **〇小林副会長** よろしいですか。
- 〇小川会長 はい、どうぞ。
- ○小林副会長 くどいようですけれども、要するに、相模原市さんの将来をここで協議することはできない。これは私も分かります。ですけれども、仮に3年後、中学校給食のあり方で相模原市さんはミルク給食でこのままいくんだという結論が出た時も、城山と津久井は中学校の給食は今の現行のまま存続できるという担保がとれれば、それはそれで、それしかここ

では議論できないと思いますので、そこを確認したいという意味です。

〇小川会長 管理部会長。

では、三橋委員、どうぞ。

- ○三橋委員 今、担保をとるというような穏やかでない言葉じりがあったんですが、いかがかな。やはりこれは一つの組織として、部会、幹事会、或いはまた相模原の検討委員会、これは尊重すべきではなかろうかな。そして最終的に、部会にしても幹事会にしても、3年、或いは5年という網をかぶせている訳ですよ。今、小林さんがおっしゃった、うちの方は給食はその後は駄目になるのかというような単純なおっしゃり方をされていたけれども、先程前段の中で、都市内分権ということが議論をされていました。議論しましたよね。その中でできるような方法というものを、やはり城山さんは城山さんで、その3年間の中で模索されればよろしいのではなかろうか。また、新市の方針が決まれば、それにやはり倣っていくというのが、これは一地域として、一市民として、或いは当然の義務ではなかろうかなというふうに私は思いますけれども。
- **〇小川会長** 他にございませんか。

八木委員さん、どうぞ。

- ○八木委員 この件につきましては、城山町の委員としても主張させていただいて、幹事会に 一度お戻しいただいて調整をしていただいた結果、段階的に統合するという方針から、現行 のまま存続をしていただけるということで、大幅に、私は、相模原市さんがやはり意見を譲 歩していただいて、このような結果に私は落ち着いたんだと思うんですね。この表現につい ても、相模湖町さんと相模原市さんの、いわゆるミルク給食について、3年間であり方を検 討していくんだという表現ですから、その辺は、副会長、担保ということになってくると難 しい話なので、このまま素直に理解すれば、現城山町の給食、完全給食についてはそのまま 残るということですから、これはどうなんでしょうか。それでもご不満なんでしょうかね、 副会長。
- 〇小川会長 はい。
- ○小林副会長 決して不満ということではなくて、そういった表現が段階的に、私も協力いただいているということは分かります。ですけれども、要するに、3年後の見直しの結果を想定した場合、結果が完全給食で相模原市さんもやろうということになったら何も問題ないですね。ところが、ミルク給食という、検討の結果、あるかもしれませんね。それは色々あると思う、ミルク給食か完全給食かという結論しか今のところ考えられないんですけれども。

そういう場合、ミルク給食でいっても城山としては存続していくんだと、うちは現行をです ね。そこの確認だけしていただければ、それだけのことですから、そこを確認しているとい うだけです。

- **〇小川会長** どうぞ。では、副会長、どうぞ。
- ○溝口副会長 今、城山の小林町長の方からご意見で、現在の中学校給食を存続させてくれというご意見であろうというふうに思っております。相模湖町では、今、中学校給食はやっていない訳でございます。当然、相模湖としたら、中学校給食をやっていただきたいです。当然、3年を目途に学校給食を中学校もやるということも検討のうちに入っておるだろうというふうに私は思っております。是非それをお願いしたいと思います。
- 〇小川会長 どうぞ、管理部会長。
- ○松本管理部会長 現行のまま新市に引き継ぎということは、当然、合併後3年間でそのあり 方を検討するということの前提で、現行のまま新市に引き継ぐということでございますので、 その辺をご理解いただければというふうに思っております。
- **〇小川会長** 特にございませんか。

それでは、他にございませんようですので、只今の報告に対しましては、ご承認をいただいたものといたします。

以上で、「報告第23号 各種事務事業の取扱い(B・Cランク)その3」については報告を終了させていただきます。

次に、「報告第24号 津久井郡一部事務組合解散協議会における協議状況等について」、 事務局より報告をいたさせます。

片野事務局次長。

口報告第24号 津久井郡一部事務組合解散協議会における協議状況等について

○片野事務局次長 大変恐れ入りますが、本日ご配付をさせていただきました、「報告第24号 準久井郡一部事務組合解散協議会における協議状況等について」という報告を本日お配りさせていただいておりますが、そちらの方をご覧いただきたいと存じます。

「報告第24号 津久井郡一部事務組合解散協議会における協議状況等について」。 津久井郡一部事務組合解散協議会における協議状況等について、次のとおり報告する。 平成16年9月21日提出、相模原・津久井地域合併協議会会長。

資料の2ページをお開きください。

この報告につきましては、城山町、津久井町、相模湖町及び藤野町の津久井郡4町により 設立をされております、津久井郡一部事務組合解散協議会の溝口会長から、本日の協議事項 となってございます一部事務組合等の取扱いに関連をいたしまして、津久井郡4町で組織す る一部事務組合の解散協議の状況等につきまして、相模原・津久井地域合併協議会の小川会 長に報告がございましたことから、委員の皆様にご報告をさせていただくものでございます。

津久井郡4町では、津久井郡広域行政組合と相模湖モーターボート競走組合の2つの一部 事務組合を設立いたしております。津久井郡広域行政組合は、ごみ、し尿の収集、処理を初め、消防業務、急病診療業務など、地域住民の生活に不可欠な業務を共同で処理するために設立され、また、相模湖モーターボート競走組合は、基幹産業を持たない津久井地域の財政改善を図ることを目的として設立され、平和島競艇場におきまして競走事業を開催いたしておりますもので、津久井郡4町の財政に大きく寄与してまいりましたが、現在、モーターボート競走事業は厳しい経営環境にあるとのことでございます。

3ページをお開きください。

1の設立の経過でございますが、現在協議を進めております相模原・津久井地域合併協議会の設立に当たり、藤野町がこれに参加しないことに伴い、合併協議を進めるに当たり、2つの一部事務組合の解散について円満に問題解決を図るため、本年2月13日に津久井郡一部事務組合解散協議会を設立し、協議を行っているとのことでございます。

2の協議状況等でございますが、解散協議会の設立以来、3回の会議が開催され、一部事 務組合解散に係る協議方針を津久井郡4町で確認しているとのことでございます。

津久井郡広域行政組合につきましては、ごみ処理、消防、救急業務の継続性等を勘案し、 合併の期日の前日をもって解散するものとし、組合職員の身分保障を行うとともに、津久井郡4町において適正な財産処分を行うものとする方針となっております。

また、相模湖モーターボート競走組合につきましては、相模原市との合併協議を機に、関係団体の理解を得て、平成17年3月をもってモーターボート競走事業から撤退するものとし、合併の期日の前日までに解散するものとしております。

なお、組合職員や財産の取扱いにつきましては、津久井郡広域行政組合と同様でございます。

今後、津久井郡一部事務組合解散協議会では、ご報告をいたしました協議方針に基づき、 合併協議会の協議の進捗等にあわせ、更に協議を進めていくとのことでございます。

なお、4ページには、参考といたしまして2つの一部事務組合の概要等を掲載いたしてお

りますので、ご参照いただきたいと存じます。

津久井郡一部事務組合解散協議会における協議状況等についてのご説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

〇小川会長 只今事務局から報告がありましたが、只今の報告に対しましてご質問等ございましたら、お願いいたします。

特に無いようでございますので、只今報告をいたしました「報告第24号 津久井郡一部 事務組合解散協議会における協議状況等について」は、承認をいただいたものといたします。

◎その他

○小川会長 次に、次第4、その他に移らせていただきます。

初めに、(1)「身近なサービスと負担(事務事業一元化の中間報告)について」、事務 局より説明をいたさせます。

田所事務局長。

□その他(1)身近なサービスと負担(事務事業一元化の中間報告)について

○田所事務局長 大変恐縮でございますが、「合併したらどうなるの?身近なサービスと負担」と題しました資料をお手元にご配付してございます。参考資料でございます。こちらの方をちょっとお目通しいただければと思いますが、これは、今まで第1回から第5回までの協議をしてまいりました内容等につきまして、事務事業の一元化の中間報告という形で、住民の方々が見ても分かりやすいようにということで再度整理をし直した資料でございます。

内容については一々ご説明は省かせていただきますけれども、これらの中で、住民の皆さんがご覧になった時に見やすくということで、もうちょっと中身の工夫は必要かというふうには考えてございますけれども、様々な場面で今後使えるようにしていきたいというふうに考えてございます。

なお、これらの内容につきましては、今後発行いたします合併協議会だより等でもこの内容についてはお知らせをしてまいりたいと、このように考えてございます。

「合併したらどうなるの?身近なサービスと負担」の資料の関係につきましては以上でございます。よろしくお願いをいたします。

〇小川会長 只今事務局から説明がありましたが、ご質問等ある方はお願いいたします。

特に無いようですので、次に、(2)の「シンポジウム、アンケート及びパブリック・コメントの実施について」、事務局より説明をいたさせます。

事務局長。

口その他(2)シンポジウム、アンケート及びパブリック・コメントの実施について

○田所事務局長 それでは、本日差しかえをしていただきました資料をご覧いただきたいと思います。4、その他、(2)「シンポジウム、アンケート及びパブリック・コメントの実施について」ということで、右上に「9.21」というふうに数字が振ってございます。本日の日付を振ってございます資料の方をご覧いただきたいと思います。

相模原・津久井地域合併協議会におきまして、シンポジウムを開催する計画でございます。 これは、前回等でもご報告をさせていただいておりますけれども、合併協議会の経過報告、 それからまちづくりの将来ビジョンの素案についての報告、或いはパネルディスカッション 等を通じまして、住民の方々に理解を深めていただくことを目的といたしております。

主催は相模原・津久井地域合併協議会でございまして、開催日につきましては、10月 16、20、23の3日間を計画いたしてございます。

内容といたしましては、先程申し上げましたような内容で行う訳でございますが、その他に基調、報告等を行う予定でございます。また、パネルディスカッションについても行う計画でございます。

それから、おめくりいただきまして裏のページでございますが、パネルディスカッションにつきましては、コーディネーターは基調講演の講師の方々にお願いをし、またパネリストとしては、正副会長、或いはまちづくりのビジョン検討委員会の代表の方、それから住民団体の代表の方々にお願いをする予定でございます。

これにつきましては事前の申し込みを受け付けておりまして、現在、9月15日の各市町の広報でお知らせをいたしておりますし、今後、10月1日号でもお知らせをする予定でございます。また、10月1日号の合併協議会だよりでもお知らせをしてまいる考えでございます。従いまして、15日でお知らせをしておりますので、既に事務局の方には事前に申し込み等をいただいている状況でございます。

それから、資料の3ページをご覧いただきたいと存じます。

まちづくりの将来ビジョンに関する住民アンケート調査についての案でございます。これ

につきましては、先程ご協議いただきました、まちづくりの将来ビジョンの素案に対する意見を把握してまいろうということでのアンケート調査でございます。これも合併協議会の方で実施をする予定でございます。相模原市、城山町、津久井町、相模湖町の全域を対象といたしまして、1市3町内にお住まいの16年4月1日現在で満18歳以上の方々を対象に、全体として1万人の方にお願いをする計画でございます。抽出方法の欄にございますように、それぞれの市町での抽出人数につきましては、表にお示しをいたしておりますとおりでございます。

調査期間につきましては、10月16日から25日までを予定いたしております。

調査の内容といたしましては、新市の将来像等についての内容でお聞きをしてまいりたい と考えてございます。その際には、まちづくりの将来ビジョンの素案の概要版を作成いたし まして、同封をさせていただき、ご意見をいただく予定でございます。

おめくりいただきまして、4ページ、5ページをご覧いただきたいと存じます。

「まちづくりの将来ビジョンに対するパブリック・コメント手続実施要領」というふうに 書いてございます。

内容はちょっと省略をさせていただきますが、1市3町の全域を対象といたしまして、パブリック・コメントを実施するものでございます。10月1日から11月1日の30日間、 実施の予定でございます。

なお、これらまちづくりの将来ビジョンの案の閲覧、配布場所につきましては、5ページの中段にございます、「参考」というふうに表示してございますが、これら各市町の合併関係担当課、或いは行政資料コーナー、情報コーナー等でビジョン(案)の閲覧を可能としたいと思います。また、ご覧になりたい方につきましては、本編をご覧いただくことも可能でございます。また、概要版につきましては、これらの場所で同時に配布をさせていただく予定でございます。

なお、これらに対する意見の提出場所につきましては、先程申し上げました各合併協議会の事務局を初め、合併担当課、関係課の方が意見等の提出場所となるという予定でございます。

以上、シンポジウム、アンケート、パブリック・コメントについての説明でございます。よろしくお願いをいたします。

○小川会長 只今事務局から説明がありましたが、ご質問等がある方はお願いいたします。 それでは、小林副会長、どうぞ。 ○小林副会長 貴重な時間ですので簡潔に質問したいと思いますが、任意協議会を現在行っている訳なんですけれども、この規約、任意協の規約ですね。そこには合併の是非を含めて協議をするということで規定されていますね。ところが、先日、皆さんのところにまだシンポジウムのチラシは行っていないと思いますが、少なくとも、この「9.21」の資料を拝見いたしますと、要するに、テーマが「合併で目指そう 新しいまちづくり」。そして、チラシによれば「活力ある自立分権都市を目指して」と。そして、「もっと素晴らしく夢広がる町へ」と。それから、こちらの「9.21」のシンポジウムの趣旨で、「市町村合併」が有効な手段であるということについて住民の理解を深めることを目的とすると、こういうふうに書いている訳ですね。

そうしますと、これは、現在、今日、今もですね。この場でも1市3町で合併の是非を含めて協議をしている状態な訳です。すなわち協議の進行中な訳でありまして、その是非の結論が出ない段階で、極めて合併ありきということを色濃く出したシンポジウムについては、これは、この時点で開催すること自体が任意協議会の規約上いかがなものかという考えを持つ訳ですね。そして、私自身は、この考え方としては、自立と合併を目指してまちづくりを進めていくという立場ですので、基本的にはこのパネラーに参加しないということで考えております。

開催そのものについても、私は、任意協の規約というところから見て、合併ありきのシン ポジウムを開くのはこの段階ではいかがなものかという考えを持っております。

以上です。

〇小川会長 他にご意見ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○小川会長 それでは、他に無いようでございますので、(3)の「今後の協議会開催日程 (案)について」、事務局から説明をいたさせます。

田所事務局長。

口その他(3)今後の協議会開催日程(案)について

〇田所事務局長 今後の協議会の開催予定でございます。

前回の時にお示しをさせていただきました日程の中では、10月18日に計画をいたして ございましたが、本日、協議をいただいてございます協議は予定のとおり進んでございます ので、当面、10月18日ではなく、次回は11月18日を予定させていただきたいという ふうに考えてございます。

場所については、けやき会館、大樹の間で開催の予定とさせていただきます。

なお、先程幹事会の方に戻された内容等がございますので、これらの検討経過、或いはまちづくりのビジョンの検討経過等々によりましては、場合によってはその間に開催をさせていただく可能性もございます。当面は11月18日ということでご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○小川会長 只今事務局から説明がありましたが、ご質問等がある方、お願いいたします。 特に無いようでございます。

その他で予め用意された事項は以上でございますが、その他、事務局から何かありますか。 事務局長。

〇田所事務局長 大変お疲れのところ恐縮でございますけれども、最後に1点だけお知らせを させていただきます。

藤野町の方から、今年8月に1市3町の方に合併協議の申し入れをいただいた訳でございます。8月25日の第5回の協議会でも申し入れ等についてはご報告をさせていただいておりますけれども、事務事業の調整方法等について、現在、事務局と藤野町の担当の方と検討を行っている段階でございます。

なお、今後、この協議の方法等について更に検討していくために、行政レベルでの準備組織を設けまして、協議方法等について今後検討を進めていく予定でございますので、ご報告をさせていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

〇小川会長 只今事務局から説明がありましたが、ご質問等ある方はお願いいたします。

無いようでございますので、以上で、次第の4、その他については終了させていただきます。

最後になりましたが、アドバイザーの吉田先生から、本日の協議会を総括してご意見をい ただければ幸いでございます。

吉田先生、お願いします。

○吉田アドバイザー 皆さん、お疲れでしょうから、簡単に2点だけお話ししたいと思います。 1点は、地域自治区。皆さん、議論されていました地域自治区についてなんですが、実は、 これについては私も非常に大事なものだと思っておりまして、最近、小さな自治を大切にす るという、そのやり方として地域自治区というような仕組みを整備していこうという議論が 非常に高まってきている訳ですが、これは、1市3町だけではなく、むしろ相模原の市民に とって、新しい自治の世界を開く合併によって一つのよいことがあるよという、そういう面 であると思うんですね。

そういう面では、先程ご報告されましたような形で、行政の分権化、或いは市民の分権化というようなことを今後やはり一層充実させていく必要があるのではないかなという、そんなふうなことを一つ感じまして、それからもう1点は、ちょっとお隣の小林副会長に関することなんですが、先程合併の賛否が規約で決まっているという、そもそもそれをやるだろうというお話があった訳ですが、確かにそのとおりですが、ただ、経緯を見てみますと、本日で、協議第32号という形で、32の協議事項について賛成という形での合意が既にでき上がった段階にある訳ですね。そういう面では、余り規約どおりといいますか、規約にそれほどこだわられなくてもいいのではないかなという感じがしまして、何回かこの場で小林町長と一緒に議論してきている訳ですから、シンポジウムの中に入って、小林町長さん、ご自分の意見をお話しされた方が、むしろ町民の負託にこたえるといいますか、或いは町民の方々に対して説明責任を果たすことになるのではないのかなという感じがしますし、また、恐らくシンポジウムは賛成の人たちだけが来る訳ではないと思いますし、多様な考え方があった方がシンポジウムとしてはおもしろくなるのになと、ちょっと今お話を聞きまして、少し残念だなという感じがした訳ですが、もう1点はそんなふうなことを併せて感じました。

〇小川会長 以上でございますか。ありがとうございました。



◎閉 会

○小川会長 それでは、いよいよ閉会とさせていただきたいと思いますが、最後に、天野副会長より閉会のごあいさつをいただければと思います。

天野副会長さん、お願いします。

○天野副会長 午後3時から9時までの延々6時間にわたりまして、第6回目の協議会を皆様 方にご参加をいただきました。委員の皆様方初め、役職員の方々、また傍聴の皆様方、本当 にお疲れさまでございました。

第6回目までに、今お話がございましたように、32項目につきまして協議、また報告等

がなされまして、このテーブルに載った訳でございます。ご案内のとおり、先程事務局から ご報告がありましたように、このサービスの本数、1,290本ある訳でございまして、1 市3町、全く独立した自治体として50年間の歴史を刻んでいる訳でございましたから、当 然、1,290のサービスをここで全て一致させて、全ての方々が満足をされるということ をすること自体が、やはり私は若干、むしろ無理があり、そういった意があることがむしろ 自然であろうと、こういうふうに私は思っている訳でございます。

是非この新しい、今日、市の名称も「相模原市」と決定をいただきました。また、議員の定数も、大変ご苦労をいただく中で、非常にこれは苦渋の決断だったろうというふうに拝察をいたしますが、本当にご苦労さまでございました。また、まちづくり委員会の委員の皆様方にも大変なご苦労をいただいて、今日、素案の発表がされた訳でございまして、ありがとうございました。特に、今回、今、アドバイザーの先生からもお話がございましたように、地方分権、都市内分権と地域自治区の設定という全く新しい地方自治制度へ向かっての案が可決をされた訳でございまして、色々これについてもご意見がございましたけれども、むしろ、新しい地方自治制度に向かってこれをみんなで成熟させていくと、これがこれからの大きな作業だろうというふうに思います。どうぞひとつ、第3回目の閉会のごあいさつでも申し上げましたけれども、色々意は異なるものがあろうかと思いますけれども、是非、もう一度申し上げますが、この合併の協議は、小異を持ったまま、この大きな歴史的な事業へ皆様方に乗り出していただいて、是非この協議が成就をされますことをお願い申し上げたいと思います。

もとより、今、色々お話が出ていますように、これを最後になし遂げるまでには、まさに合併の可否を決めるまでには、幾つかのハードルがある訳でございますけれども、それぞれのお立場の中で、委員の皆様方、また傍聴の皆様方にも是非ご理解をいただいて、この大きな作業が全ての方々のご参加のもとに成就できますことを心からお願いを申し上げまして、長時間にわたりました会議でございましたけれども、心から御礼を申し上げまして閉会にさせていただきたいと思います。

どうも本当にありがとうございました。(拍手)

〇小川会長 ありがとうございました。

それでは、以上を持ちまして、第6回相模原・津久井地域合併協議会を閉会させていただきます。

長時間に渡りまして熱心にご協議いただき、ありがとうございました。

相模原・津久井地域会議運営規程の第8条第3項の規程により署名する。

平成16年10月20日

会議録署名人 宮 下 奉 機

会議録署名人 髙 橋 絢 子